

始





山西  
形縣行幸記

大正  
5. 1. 27  
丙交



欲勝息勝



仁德



光被

董东颖



序

明治十四年兩羽及北海道御巡幸ノ事アリ當時北邊  
未タ開ケス交通頗ル困難ナリシモ 先帝更ニ厭ハ  
セ給ハス畏クモ七十餘日ノ長キ日夜親シク民情ヲ  
視察シ給フ 聖恩鴻大誠ニ感激ニ堪ヘサルナリ山  
形縣教育會夙ニ御巡幸記編纂ノ業ヲ企ツ稿成ルニ  
臨ミ之ヲ予ニ示ス予當時任ニ參議ニ在リ終始 聖  
駕ニ扈從セリ今此書ヲ閲讀スルニ往時ノ情況歷然  
トシテ眼前ニ彷彿タルヲ覺ユ寔ニ 聖恩ヲ後世ニ

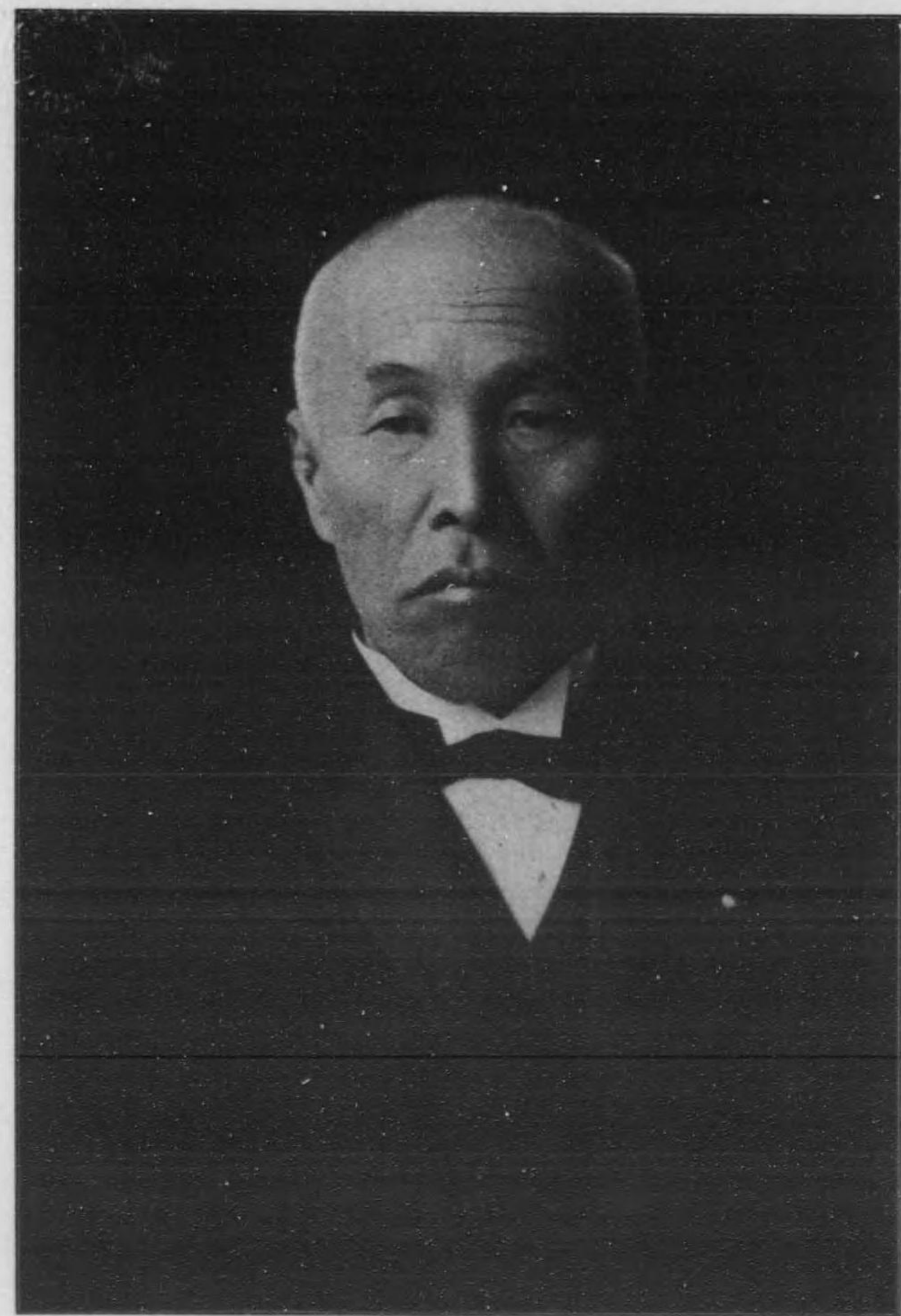
傳フヘキノ良著ナリ一言以テ序ト爲ス

大正四年十一月

伯爵 大隈重信

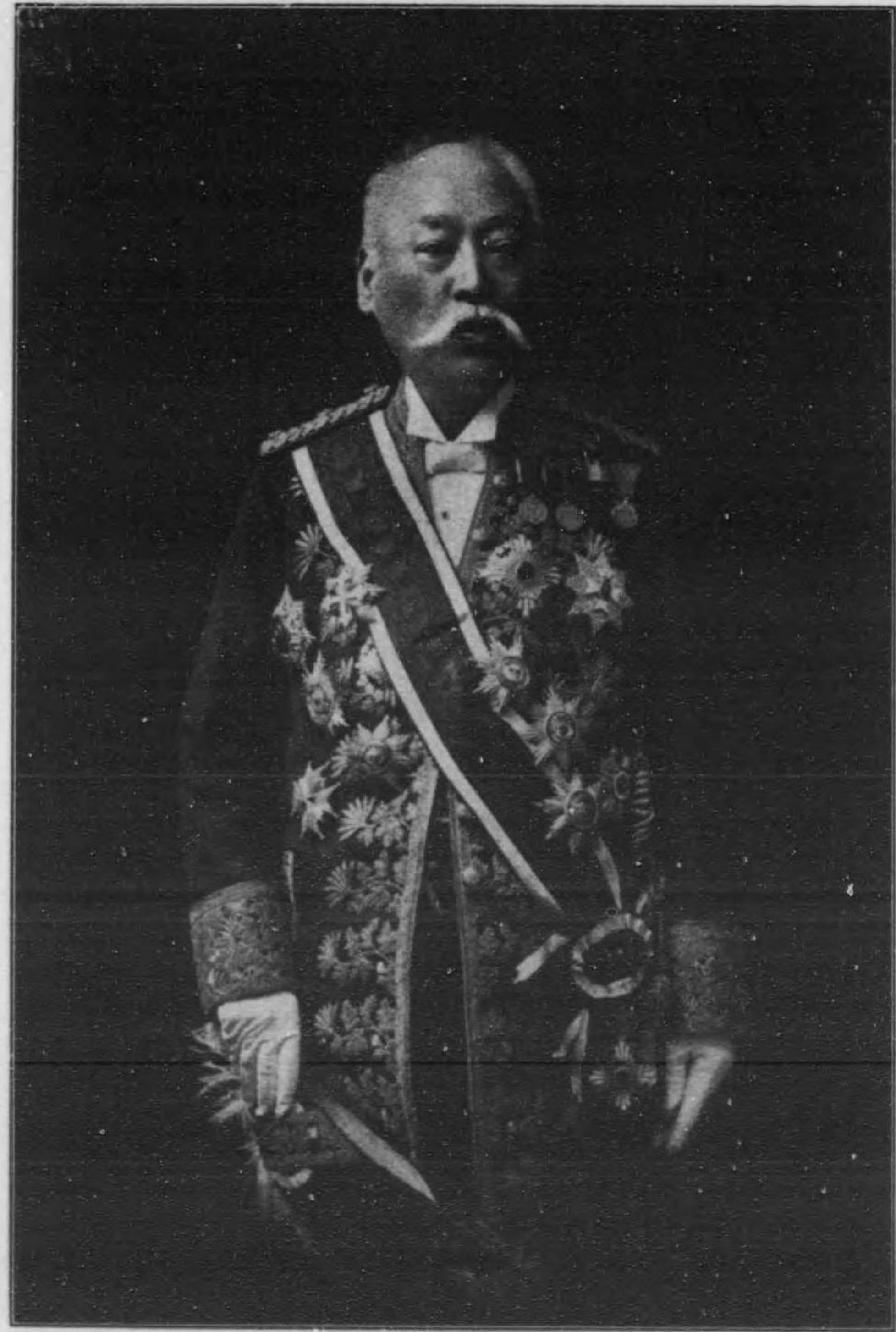
影 御 皇 天 治 明





行幸當時ノ參議大隈伯





行幸當時ノ宮内卿大寺公爵



三島縣令

### 出版趣意書

至聖文武先帝陛下、夙に維新の雄圖を定め、宵衣旰食政務を視  
そなはせたまへる間に、四方を巡狩して、親しく民生の疾苦を  
察し、教育殖産の業を奨励したまひ、明治十四年には、畏くも本  
縣へ御巡幸ありしこと、縣人の等しく審知し感戴する所なり。  
曩に、今上陛下東宮に御坐まして行啓ありし時、本縣知事乃  
ち御巡幸記を編して清覽に供へられしが、本會其の稿本を得  
て更に之を増補し、稿成りて將に剞劂に附せんとするにあたり、  
山形市大火の累ありて荏苒日月を過ぐ。圖らざりき忽ち  
登遐に遭はんとは、瀨陵の風、鼎湖の雲、誰か能く哀泣を禁ぜん  
や。今敢てこれを刊行し、

先帝陛下の盛徳字撫を千歳に欽仰するの資と爲さんとす。本書輯むる所は、本縣廳當年の記録に依據せるもの多く、しかも該記録は大火の際悉く烏有に歸したるを以て、追憶の料本書の外に存するもの尠し。書中の記事は、凡て文飾を避け、事實に憑り、官省の布達、鹵簿の次第、行幸中の事蹟、上聞に及べる忠孝貞烈の姓名、從駕諸臣の休憩所、人民奉獻の辭藻等、大小これを具さにせり、故を以て文章の美は或は之なからんも、感懐必ず深きものあるべきを信ず。

大正四年八月

山形縣教育會

### 例言

- 一、此の記、篇を上中下に分つ。上篇には布達及び奉迎準備を記し、中篇には輦道紀事を載せ、下篇には進獻詞章及び後年に成りし碑銘を收む。
- 二、御巡幸は已に三十餘年前の事に屬し、記録散佚して詳を悉しがたし、但しここに載せたるものは、悉く本縣廳に保存せし書類、從駕官の日乗等、確據あるものに係り、宮内編修官川田剛の隨變紀程、文學御用掛兒玉源之丞の扈蹕日乗、また略、参照す。
- 三、此の記、實に據ることを務め、敢て文辭を修飾せず。
- 四、布達は、聖意の在る所を拜察することを得べきもの多ければ、繁を避けずして悉く載録す。原文は字を倒置するところあれども、此は書きくだしにし、又綱目を立てて類聚す、讀者の便宜を圖れるなり。
- 五、縣内奉迎諸準備は、當時縣官苦心の跡を觀るべきものなり、また煩を厭はずして載録す。

六、縣令の奏上事項中、忠孝貞節其の他篤行者の姓名は、特にこれを記載す、その榮譽を傳へんが爲なり。

七、輦道紀事中の地誌は、當時に作成せし驛村略記に據り、多く其の原文の面貌を存す、また追想の料とせんが爲めなり。

八、篇中差謬なきを期すと雖も、脱漏或はこれ有らん、則ち異時増訂すべし。

九、此の記は、明治四十一年九月、東宮行啓の際に編纂進獻せし稿本を基礎とし、布達詞章等を前後に増補したるものにして、本會學藝調査臨時委員、山形縣立山形高等女學校教諭岩田邦太郎、専ら之を擔任編纂せり。

### 山形縣行幸記目次

上篇 布達及奉迎準備……………一

第一章 總記……………	一
第二章 行幸仰出……………	三
第一節 沿道地方官心得書……………	三
第二節 警察官心得書……………	二八
第三節 輦路里程御休泊割……………	三五
第四節 供奉人名……………	四三
第五節 鹵簿列次……………	五四
第六節 布達追加事項……………	五六
第三章 奉迎諸準備……………	六〇
第一節 廳内各課の取調事項……………	六〇



目次

中篇 輦道紀事……………一〇一

第一章 東京御發輦……………一〇一

第二章 臨幸……………一〇四

第二節 出版物……………六五

第三節 縣達……………六六

第四節 管内御巡幸用掛……………七七

第五節 縣官出張所手當及旅費額……………八三

第六節 人馬車使用概則……………八五

第七節 出張縣官心得概略……………八七

第八節 行在所御門鑑取扱方内規……………九一

第九節 奉迎細則……………九二

第十節 郡長に内達……………九五

第十一節 縣達追加事項……………九七



目次

下篇 進獻詞章及碑銘……………二〇七

第一節 秋田縣より新庄行在まで……………一〇四

第二節 新庄より清川行在まで……………一一二

第三節 清川より鶴岡行在まで……………一二八

第四節 鶴岡より酒田行在まで……………一三二

第五節 酒田より清川行在まで……………一二九

第六節 清川より新庄行在まで……………一三三

第七節 新庄より楯岡行在まで……………一三七

第八節 楯岡より山形行在まで……………一四二

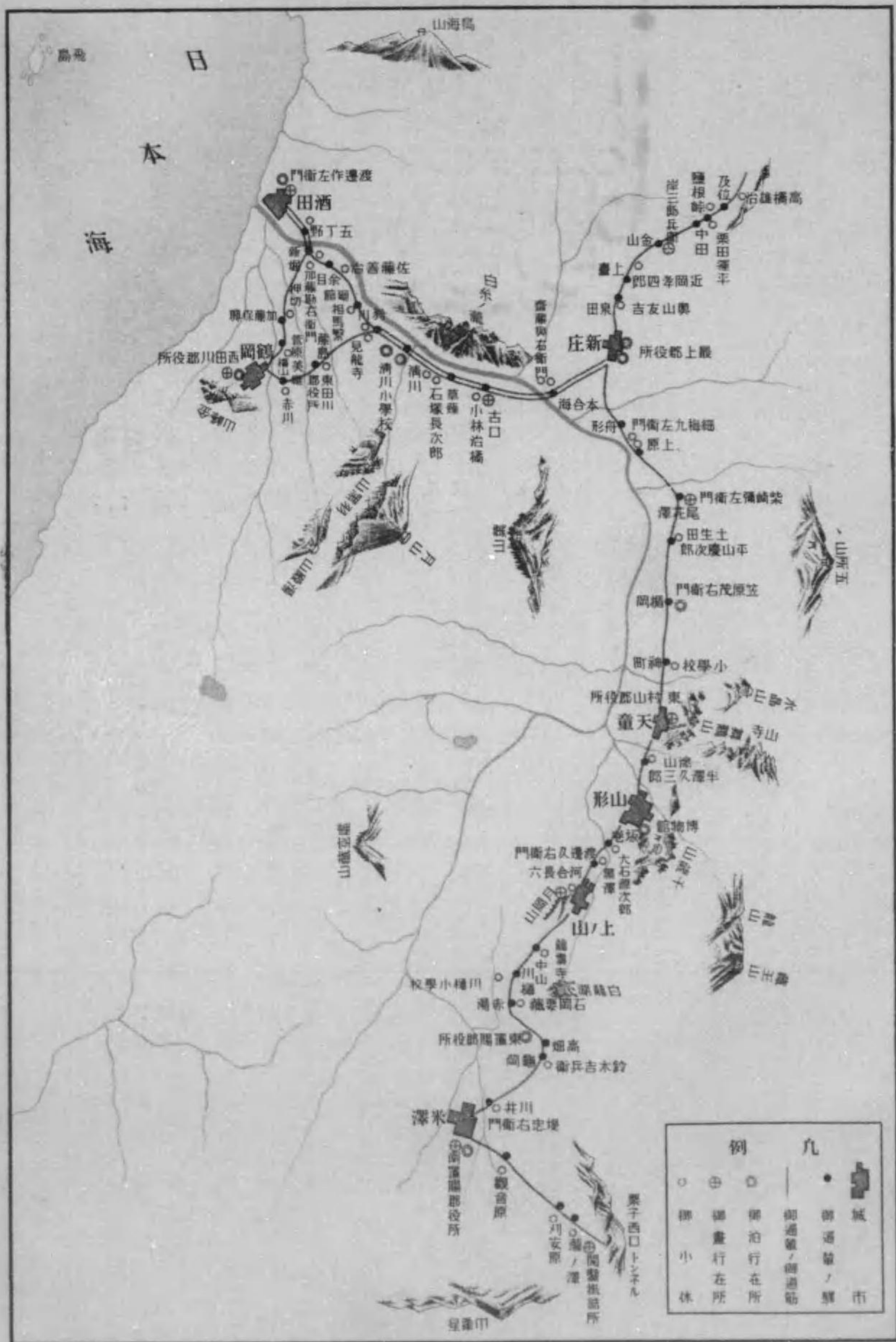
第九節 山形御駐輦……………一四八

第十節 山形より高島行在まで……………一八四

第十一節 高島より米澤行在まで……………一九〇

第十二節 米澤より福島縣まで……………二〇一

本縣御通輦地圖



目次終

目次

第一章 進獻詞章……………二〇七

第二章 駐輦碑……………二三八



# 山形縣行幸記

山形縣教育會 編纂

上篇 布達及奉迎準備

## 第一章 總記



恭<sup>上</sup>維<sup>下</sup>みるに 明治天皇、叡聖天縱、夙に宸極に御して、四海の争亂を鎮め、藩<sup>制</sup>を廢して、縣治を布きたまひ、海内均しく熙光を仰ぐに至りぬ。車駕乃ち諸<sup>縣</sup>を巡幸まし、まして親しく民瘼を省みたまふ。明治五年西巡し、九年には北巡<sup>したまふ</sup>。されどいまだ兩羽及北海道に及びたまはざりしかば、地方の吏民これを遺憾として來蘇の望、大旱の雲霓に異ならず、情願なども爲したりけん、明治十四年更に勅して北巡したまふ。眞に曠古の盛典なり。同年七月、東京御發、陸路青森縣外ヶ濱に抵らせたまひ、海を航して北海道小樽港に御上陸。開拓使管内御巡幸の後、青森に復らせたまひ、道を轉じて弘前秋田を經由したまひ、九月

第一章 總記



二十二日、長くもわが山形縣に臨幸ましましぬ。

わが縣内に御駐蹕の日數十二日間、蓋し御巡幸諸縣の中に於て、其の日數最も多し。後なほ旬餘日を経て禁闕に還御したまふ。前後を通じて御巡狩七十四日に及び、季節は炎夏より冷秋に互り。里程は陸路四百九十二里、海路三百十二里、鐵路九哩に及ぶ。王政以來、諸侯封境の嶮岨を夷げ、舊觀一新すといへども、鐵路未だ貫通せず、これを三十年後の今日に比せば、道里の難易霄壤懸絶せり。されば或は峻坂を御板輿にて踰えさせたまひ、或は山隘僻境を御芟舎と爲したまひぬ。御躬から不便を忍びたまひ、從駕の諸官吏を救めて民累を爲さしめず、忠貞を賞し、老耄を憫れみ、教學を勵まし、産業を阻むる者を勸奨したまふ。堅く進獻を禁じたまひけれども、民之を厭かずとして獻芹せしかば、その微忱を容れたまひて、これに金を資ひ、又地方の産物を召し、以て殖産を振興せしめたまふ。深仁洪澤、億兆の蒼生、誰か感戴せざらん。宜なるかな瑞氣霽然として山川に溢れ、歡聲洋洋として天地に盈てり。爾來三十餘載、丕運蔚乎として、文物昌明、國威赫灼とした中外葵向す。盛徳前古に超え、鴻業後昆に垂れたまふ。料らざりき

大駕奄ち上僣ましまさんと、風雲愁を惹き、兆民の思慕終天竭きす。茲に謹みて當年の記録と聞見とに據りて、我が縣内御巡幸の大要を記載し、一は聖徳不忘の情を寄せ、一は後人をして餘榮を知らしむ。

### 第二章 行幸仰出

明治十四年五月十二日、山形秋田兩縣及び北海道御巡幸仰せ出さる。次ぎて六月廿五日、御巡幸御用掛並宮内省より、沿道地方官心得書及警察官心得書を發布して、聖旨の存するところ、行在の設、道路の修築、奉拜の心得等を布告せらる。民庶を恤ませたまふの厚き、是に由りても窺知るを得べし。

#### 第一節 沿道地方官心得書

此心得書は御用掛、宮内省より別々ども、宮内省發布に屬するものは、宮字を上に標記し、これを區別す。

#### 一 御巡幸御趣意

一、御巡幸の儀は、親しく地方民情を知らしめざるべき御趣意に付、百般の事

務形容虚飾に亘り、一體の 聖旨に乖き戻らざる様、厚く注意を致し、人民の困苦迷惑に相成らざる様、取計ひ候儀肝要に候事

二 行在所御小休所並非常御立退所

一、行在所の儀は、内務宮内兩省官員出張協議に及ぶべく候へども、只々御差支相成らざる儀を大旨と致し申す可く、其の土地に依り候ては、何様忍ばせられ候儀も在らせらるべきに付、是亦注意致すべき事

但大臣以下供奉官員旅宿の儀は、殊更に修補を加ふるに及ばず候事

一、御馬車舍、御馬并供奉官員の馬繫場所は、御休泊とともに御先發内務宮内兩省官員協議の上、著手致すべき事

一、御馬車舍は成るべきたけ 行在所最寄りへ、其他御馬並供奉官員厩假建等、適宜の地を見量ひ置き申すべき事

一、御休泊場所、及供奉官員宿割其他一切の手續等、巨細の儀は御先發内務宮内兩省官員と協議取り計るべき事

一、御休泊の外、午前午後一二回つゝ、御小憩の御場所は、實地に就きて御先發

内務宮内兩省官員と協議して用意致すべく、尤里程等の都合に依り、御野立にても苦しからざる事

但御小憩場所の距離は、二里以内一里迄を一箇所とす。尤も山坂嶮路は此限に在らず

一、御休泊行在所に充つべき家屋見立、粗繪圖面調製、方位並疊數等記入御先發宮内省官員へ差出すべき事

但し別段修繕を加ふるに及ばず、且つ社寺等見立苦しからざる事

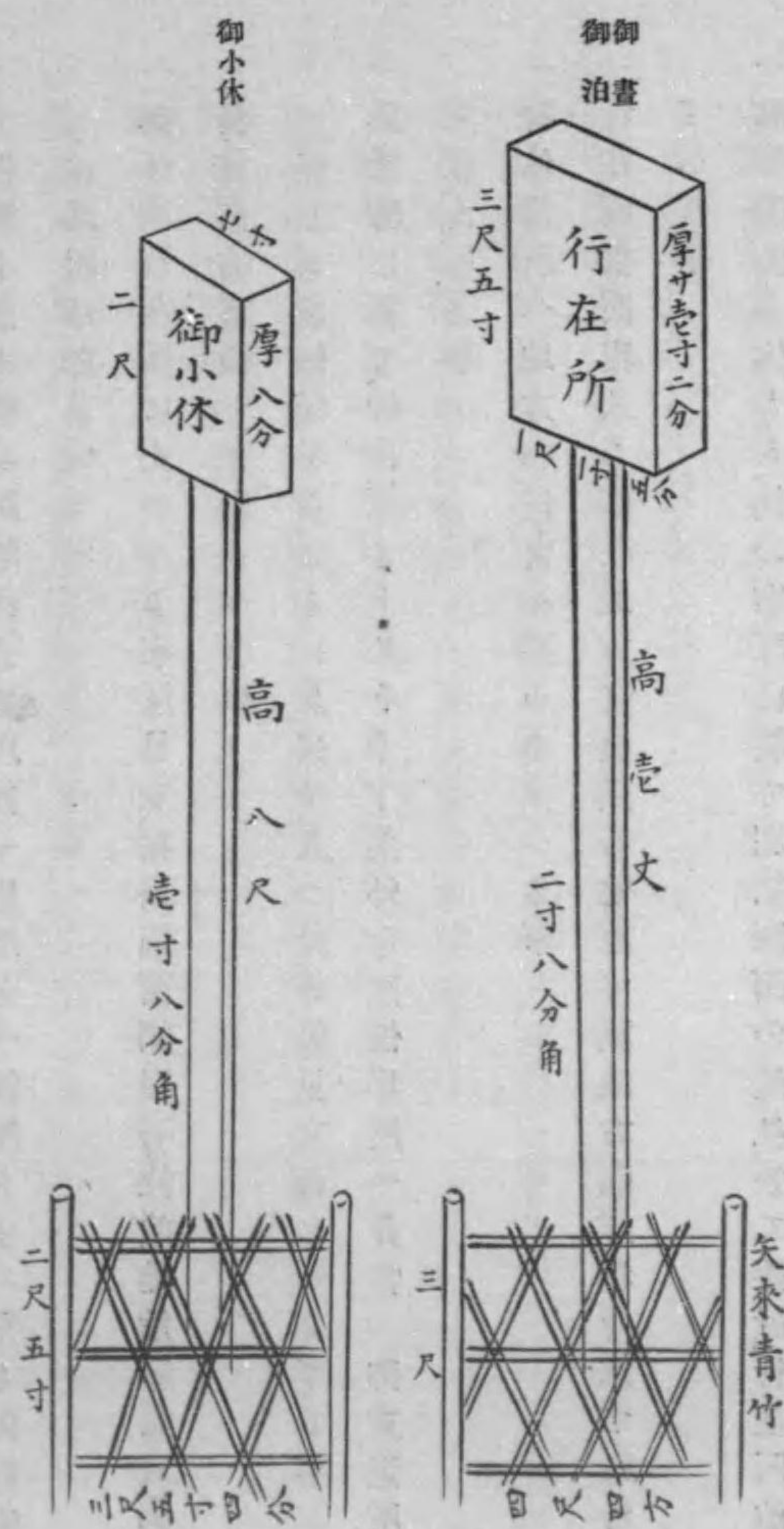
一、御泊驛に於て、行在所より凡そ十丁内外を隔候場所へ、非常 御立退所見立置くべき事

一、御休泊所へ地方判任官相詰め申すべき事

一、行在所御門出入の節、在地方官員其の他總て該地方廳鑑札を以て、通行致すべき事

一、御休泊、御小休とも、其の宿驛に於て別紙圖面の建札、兼て拵置、行在所前へ相立つべき事

建札圖面



一、行在所建札は其の家主へ下され候事  
 一、行在所家作向修繕及 御浴室、御厠等後處分の儀は、供奉 御巡幸御用掛

へ伺ひ出づべき事

宮一、非常御立退所の儀は、先發官協議の上、行在所より凡五丁以上拾丁迄の處にて、社寺人家等見立取極の上、家屋並周圍等の粗繪圖を製し、行在所との距離、方位及御道筋を概記し、供奉宮内省庶務課員へ差し出すべし。而して當日 行在所御著輦前後、侍從並に近衛士官等、各自見分候間、其節は縣官郡區吏戸長等の内、同伴案内致すべき事

宮一、御休泊所に充つべき家屋の繪圖面を製し、正副貳枚、先發宮内省官員へ差し出すべき事

但建家及周圍の塀垣方向等、詳細に書き載せ置くべし。且つ地所建家とも壹間を曲尺六分の割合を以て、調製致すべき事

宮一、行在所御門の儀は、供奉近衛騎兵にて御守衛致候儀に付、地方官にて調製の行在所通行鑑札は、其管轄地へ 御著輦の前日迄に、照準用の分三枚、供奉宮内省庶務課へ差出すべき事

但近衛へは、庶務課より相渡し、管内通御濟の上は、近衛より庶務課へ返

戻し、該課より地方官へ返却の事

宮一、各管内 行在所、御小休所へ相詰候地方官吏の儀は、その廳の都合を以て、時々交代候共敢て差支はこれ無筋に候へ共、左候ては諸事端緒相改り、雙方不便も少なからざる儀に付、成るべくは各管内へ御入込の頃より、他管轄地へ移られ候迄、同一の官吏にて事務取扱候方、便宜にこれあるべく、尤御通輦の御休泊所近傍地形土俗等相心得居候輩に候へば、一層便宜と存せられ候事

宮一、各御泊所には給仕五名(十二三歳以上十歳迄の者)御晝御小休所は三名雇入る可く、尤御泊行在所詰給仕は、専ら供奉 御巡幸御用掛、並宮内省庶務課にて使用し、各供奉官と詰合地方官との間を往復致候儀に候處、各御泊所へ御著輦後は、殊更多端に付、其地農商の子弟等のみ雇入候ては、實地雙方不便に付、一管轄内御泊所丈には、地方廳の給仕等、事馴候者一兩名差加へ候様致度候事(但雇給等は宮内省出納課より仕拂の事)

宮一、御泊行在所間割(略す)

宮一、御晝行在所並御小休所間割(略す)

三奉迎並拜謁

一、先年各地御巡幸の節、學校生徒等奉送迎の爲め、衣服を揃へ、或は帽履を新調し、其の父兄の迷惑に歸し候趣、相聞候義もこれ有り、假令奉送迎致し候共、平常所持の衣服を用ひ候様致す可く、右等の邊は其の教官、郡區戸長等へ兼て厚く諭達致し、心得違無之様能く注意致すべき事

一、諸獻上物一切相成らざる事

一、御通輦宿驛、或は 御休泊の地に於て國旗提灯等を掲げ、人民各自の祝意を表し候儀は、禁止に及ばざる事

一、御行列拜見勝手たるべく、且つ往來人差止るに及ばず、庶民營業平日の通り相心得ふべき事

但拜見の節、尊敬を表せしむるは勿論なれども、立禮蹲居、其の地の習俗に従ふべき事

一、佛像墳墓、或は不淨所等掩蔽に及ばざる事

一、前條大體の御趣意を奉體し、總て虚飾に流れず、無益の失費これなき様致すべき事

一、管内御通行の節は、地方長次官の内、騎馬にて供奉致すべき事

一、同上の節は、警部二人、騎馬にて、御先導致すべき事

宮一、御途中御列緩急合圖の爲め、御料取者吹笛候條、御先導警部に於て心得置  
くべき事

一、縣廳所在の地御泊の節は、左に列記したるもの、天機伺の爲、行在所へ參

上致すべき事

地方奏任以上官員

各廳より該地在勤、若くは出張の奏任以上官員

大社宮司

有位者

帶動者

六級以上教導職

維新前後王事に勤勞し、賞典に預りし者

右何れも禮服着用之事

一、縣廳及裁判所、學校、其他へ、臨御の節は、長次官は通常禮服、屬官は通常禮服、又は袴羽織、著用勝手たるべき事

宮一、拜謁並奉拜等に罷出候帶動者の面々へ、勳章佩用方、左の通り相心得候様、兼て達し置くべき事

勳章佩用心得

凡そ勳章は禮服に佩用すべし。略服には佩ふべからず。若禮服所持これ無き輩は、略服に略綬を著くるも妨げなし

一、但帶動の廉を以て、拜謁奉拜等に罷出る者は、羽織袴を著用すべからず

#### 四 取調奏上事項

一、戊辰以后王師に従ひ、戰死せしもの、遺族取調置申すべき事

一、孝子、義僕、節婦、並篤行奇特の者、及び忠臣烈士の墳墓事跡等、兼て取調置申すべき事

- 一、歴史地誌等に關する有用の古書、並右に類する近世の著述書等これ有り候は、右書名取調置申すべき事
- 一、管内人民年齢八十年以上の者名前取調置申すべき事
- 一、學校の數、生徒の人員、寄附金の總高取調置申すべき事
- 一、左の件々取調置、縣廳へ臨御の節、天覽に供すべき事
- 一、孝子義僕節婦其他篤行奇特等、是迄賞與施行濟の者共、行狀並賞與の次第警察署分署及巡查の員數
- 勸業の方法
- 牧畜の箇所及牧畜の數
- 荒地並に目今開墾の箇所
- 該地著名の物産
- 管内地圖並一覽表
- 一、縣廳へ臨御の節、縣治の事情等、親しく言上致すべき事
- 一、御通輦沿道に於て、御歴覽相願度き所、これある節は前以て取調置申す

べき事

- 宮一、管内人民八拾年以上の者、調書は供奉宮内省官員へ差し出すべく、且つ百歳以上の者これあり候は、別に人名取調申すべき事
- 但調書の外、各郡區の總計表相添、差し出すべき事
- 宮一、縣廳官員、並警部、巡查、その他全管内郡區吏、沿道戸長人名人員調書總計表相添へ、御著輦の當日、若くは前日に供奉宮内省官員へ差し出すべく、尤も官省及他府縣より、一時出張在勤の者は取調に及ばざる事
- 但勅奏、判、等外、雇を區分致す可く、御用掛同斷の事
- 宮一、學校病院諸工場等へ臨御の節は、校長教員生徒職工等、人名人員調、並に總計表相添、供奉宮内省官員へ出すべく、且身分取扱の區別、成るべく詳記致すべき事
- 宮一、各地方官共、その管轄地へ御著輦の前日、又は前々日の行在所へ罷出、御巡幸御用掛、並各廳供奉員へ御用向の都合承合すべく、尤宮内省の管掌に屬候事務は、種類も多く候に付、各課員へ夫々承合候方可然候事

宮一、諸般の事務は總て 御巡幸御用掛にて、管掌の筈、就ては進達の諸文書も悉皆該掛へ差出候筋に候得共、實際の事務に至りては各管掌の區別も有之候に付、凡左の條款に係る分は供奉宮内省官員へ差出すべき事

古器物古書畫

祝詞咏歌詠草等

右の外總て御覽相願候節は、品目及差出人の住居地名等、詳細の目錄相添差出すべき事

五 供奉官の宿舍及供給

一、供奉官員泊宿の節、夜具其外需用の物品は成るべきだけ、有合品相用ひ申すべき事

一、供奉官員は勿論、人夫等に至る迄、我意を唱へ旅宿其の外の者を迷惑致させ候義は無之筈に候へ共、若し右様の者有之候は、忌憚なく申出べき旨、兼て郡區戸長等へ告示し置き申すべき事

一、御用物を始め、供奉官員荷物共、宿驛繼人足を用ひず、總て通し人足を使用

候事

一、供奉官員宿割の儀は、驛遞局員にて取扱候事

一、供奉官員の内、足痛等にて、人力車或は馬、駕籠等を臨時要求する時は、御巡幸荷物運搬掛より、其地通運會社等へ通達し、雇方取計候儀もこれある可き事

一、前條の通り足痛者等多くして、多數の人馬、人力車を要し候節は、大凡其の數を見積り、右用意を前以てその地方官へ相達すべき事

一、右用意の人馬、人力車は徵集地の遠近に應じ左の額を手當として繼立賃の外、別段下付すべき事

一、壹里以内より徵集の人馬、人力車は地元にて徵集同様と見做し手當支給無之事

一、壹里以上二里までの間より右同斷人足壹人金六錢、人力車壹輛金八錢、馬壹匹金拾錢

一、二里以上三里までの間より右同斷人足貳人金九錢、人力車壹輛金拾貳錢、馬壹匹金拾五錢

一、三里以上は壹里に付人足壹人金三錢、馬壹匹金四錢、人力車壹輛金四錢

一、壹里以上の徵集にして前夜より泊り込ませし者は旅籠料として人

壹人金拾貳錢、馬壹匹、人力車壹輛、金拾貳錢、馬壹匹、金拾八錢

一、右人馬は御休泊驛間を繼通し、且賃錢は該地通運會社の定額を其要求人より直ちに仕拂はせ申すべき事

一、右人馬及人力車の内、使用者なくして不用流となる分は左の額を手當として下附すべき事  
人足壹人、金拾貳錢、馬壹匹、金拾八錢、人力車壹輛、金拾貳錢

但里程の遠近に依り支給の差等を區別する等は御巡幸荷物運搬掛へ協議すべし

一、前條人馬差繰り方に屬する雇夫給料及び右に關する諸費、總て官費支給候に付、手数料等の名目を以て繼立賃錢を始め遠方より徵集手當の内を聊たりとも勿錢等相成らざる旨、屹度相達し置くべき事

一、地方官に於ては右人馬及人力車用意の達を受くれば、成るべきだけ地元或は其の近村より徵集し、通運會社等へ合併或は戸長役場等に於て其の繼立所を設くるも、適宜に相任せ候へども其の場所を必ず、御巡幸荷物運搬掛へ通知致さるべき事

一、御通輦宿々並に、御渡船場等へは縣官出張して、人足及宿駕籠又は人力車繼立等差支無之様、御巡幸荷物運搬掛と協議可取計事  
一、供奉官員の旅宿は別段家屋の繪圖調製に及ばず。別紙旅宿番號に據り、大凡の見込を立て、該家の戸前へ假に休泊すべき官員の名札を張り付置き、御先發官員到着の上、速に其の實際點檢の都合相成候様、處分致し置くべき事

宿割番號表

第一號 大臣護衛警官	第十號 陸軍卿以下	第十九號 内膳課
第二號 親王	第十一號 近衛佐尉官	第二十號 調度課
第三號 參議 同上	第十二號 騎兵	第二十一號 内匠課
第四號 參議 同上	第十三號 宮内卿	第二十二號 内廷課
第五號 内閣書記官、編修官以下	第十四號 宮内大輔	第二十三號 宮内屬一人、奥丁
第六號 内務書記官以下	第十五號 宮内書記官以下	第二十四號 御殿課
第七號 驛遞官員	第十六號 式部寮	第二十五號 馬丁
第八號 警視總官以下	第十七號 侍從	第二十六號 文部省
第九號 大藏書記官以下	第十八號 侍醫以下	第二十七號 文學御用掛



一、旅宿位置は第一號、第二號、第三號、第四號、第五號、第十一號、第十三號、第十四號、第十五號、第十七號、第十八號、第十九號、第二十二號は行在所へ近きを主とし官等の高下、人員の多寡及家屋の廣狹構造の美惡に應じ、實際の取捨を專要とし都合宜しき様注意致すべき事

宮一、山坂險路の地にて食事相辨すべき家屋これなく、前後の宿驛も格別相離候場所に於ては、御定めの旅籠外、別に小辨當下賜候儀もこれあるべく、其節は供奉宮内省内膳課より詳細申談すべく候へ共、兼て心得置これあり度候事

一、宿札は西の内紙を用ひ別段木札を調製するに及ばざる事

一、一旦旅宿取極め戸主より請書差出し候上、該家に已を得ざる事件、相生じ(家族の内、病者或は死)候節は該地郡區戸長に於て速に他へ變換取計ひ、地方官へ通知し地方官に於ては其次第柄を御巡幸荷物運搬掛へ通知致すべき事

一、前條の如き已を得ざるの外、宿主の都合を以て私に他と示談變換等致す

間敷旨、屹度申付置へき事

一、通し人足の義は追て現員治定の上、相達すべしと雖も大凡八百人を目的とし、適宜宿割の都合、取計ふべき事

一、御休泊の驛内、人家寡少等にて旅宿適當の割り當、相成らざる節は例外合併、或は御當日非番に當り候向は、先驛へ繰越し又は近在へ割り宛候儀もこれあるべき事

一、御休泊驛に於ては該驛入口並に、行在所前へ左右を別ち、家並順序を追ひ、止宿官員と宿主の町名姓名を記したる木札或は紙札を掲げさせ、右を目的とし止宿家の見認易き様致すべき事

一、宿割確定候はば兼て右宿割帳二通を製し置、行在所詰御巡幸御用掛へ直に差出さしむべき事

宮一、貳通の内一通は御巡幸會計係へ、一通は行在所詰宮内省庶務課へ差出べき事

六費用支辨

一、供奉の者に限り晝泊旅籠料は別紙旅籠料授受概則の通り其の價を定め證券を以て相渡し、現金は其地方廳より相拂はせ候筈に付、此旨 御晝泊各宿主共へ無遺漏、相達し置くべき事

一、旅籠料證券引換の金額は概計を以て 御巡幸會計係より豫め其の地方廳へ相渡し置申すべきに付、該廳に於ては精々注意し、成るべきだけ便宜の方法を以て、宿主より申出次第、速に仕拂方取計、追て該掛へ精算を遂ぐべき事

一、渡船場は豫め使用の船を定め、相當の賃錢取極め、御當日限り雇上げ候等適宜の處分を爲し、其の賃錢は繰替置くべし。尤該所へ官員及巡查を出張せしめ、乗込人員并荷物の揚卸し等、混雜を防止せしむべき事

一、橋錢の儀も豫め人員荷物の多寡に應じ、或は之に拘はらず概算を以て當日限り何程と定め賃錢繰替仕拂置くべき事

一、御巡幸會計掛用金の儀は沿道便宜の縣廳へ該掛より豫め預け置き、所要の都度受取使用することあるべし。尤右手續は大藏省出納局預ケ金に

準じ取扱ふべき事

一、勘定仕上り科目類纂等は、總て通常規則に準じ區分すべき事

一、沿道各縣に於て御巡幸に付ての諸入費官費に屬すべき分、各省廳より概算を以て交付せしもの、外は、一時豫備金を以て繰換仕拂置、追て精算の上 御巡幸御用掛へ申し出べき事

一、御馬車舍及供奉官員馬繫其他物置等、新規建設の分、及買上諸器物の類は、通御濟の上、悉皆入札拂代金取調、御巡幸御用掛へ申し出べき事

宮一、御休泊所御小休所並御膳水御用相勤候者行在所並御小休所外ニテ御膳水御用相勤候者ニ限ル御仕向金の儀は、供奉宮内省出納課にて取扱候に付、此の旨兼て相心得、右人名書 御通輦の節、該課へ差出すべき事

但御小休所狹隘により供奉員控所別家へ相設候分、並に 行在所外御輿置場御用物置場等へ御仕向の儀も本文同斷の事

旅籠料授受概則

第一條 晝並ニ泊ノ旅籠料ハ之カ證券ヲ製シ、晝泊ノ二類トシテ其内各定

價ヲ四等ニ區別スルコト左ノ如シ

乘馬	四等	三等	二等	一等	畫	泊
實費	從者、夫卒、兵卒、拾錢	下判、士官、拾五錢	判任、任、貳拾錢	勅任、三拾錢		
實費	貳拾五錢	三拾五錢	四拾錢	五拾錢		

表

何泊	賄	券	團
----	---	---	---

裏

第何號	官姓名或某從者
-----	---------

第二條 御用物運搬等ニ要スル役夫ノ如キ、旅籠料ハ此定額ニ拘ハラス各

一 宿主ニ於テ相對示談ノ上、本人ヨリ直ニ現金ニテ受取ルヘキ事

第三條 旅籠證券ハ御當日供奉ノ者ニ限リ拂出スモノナレハ、御先發御

後發ハ勿論、御當日タリトモ、御晝泊所外ノ地ニ於テ宿泊スルモノ、如キ

ハ、此定價ニ拘ハラス相當ノ金額ヲ其ノ者ヨリ直ニ現金ニテ受取ルヘキ事

第四條 宿主ニ於テハ供奉ノ面々到着スレハ、其ノ者ヨリ直ニ證券ヲ受取

リ其ノ地ノ郡區戸長或ハ宿主總代等ニテ悉皆取纏メ(每軒別ニ證券ヲ括リ置クベシ)早々出張縣官ヘ差出シ現金ト引換申スヘキ事

第五條 馬飼料ハ豫メ價格ヲ定メサル證券ヲ下付スヘシ、故ニ實費計算書相添、前條順序ニ準シ現金ト引換申スヘキ事

第六條 證券所持セサルモノアレハ、該當人ヨリ直ニ現金ニテ定價ノ通り旅籠料ヲ受取ルヘキ事

第七條 混雜ノ際ニテ萬一證券或ハ現金ノ受渡ヲ失念シテ出發セシモノアレハ、其ノ主人ノ名前及從者人員等縣官ヘ申出候ハ、取調ノ上、現金下付致スヘキ事

第八條 御先發ノモノニ於テ宿割濟、該下宿ハ既ニ諸般ノ用意相整、當日ニ至リ俄ニ旅泊或ハ晝賄等ヲ要セサル事アルモ、各宿主ノ迷惑ニ相成ラサル様、定價ノ證券下付致スヘキ筈ニ付、證券下付スルモノハ之ヲ受取、下付ナキモノハ不用ニ屬セシ人員取調、速ニ御巡幸會計掛旅宿ヘ申出ヘキ事

第九條 一旦下宿へ到著ノモノハ、御用ノ都合ニヨリ該下宿ノ宿泊、或ハ賄ヲ要セサル事アルモ、總テ最前受取タル證券、或ハ現金トモ一切返付ニ及ハサル事

第十條 他ニ下宿ヲナス者 行在所等ニ相詰、御用都合ニテ下宿シ難キ時ハ、該所賄向取寄スルコトコレ有ルヘキ事

第十一條 第六條ノ通、現金ニテ旅籠料受取タル者ハ、其旨縣官へ申出ヘキ事

第十二條 旅籠料ハ前條ノ如ク定價ヲ以テ仕拂ヲ爲スニヨリ、諸事右額内ニテ處辨シ、價外鄭重ニ馳走ケ間敷儀無之様致スヘク、尤土地柄ニヨリ物價格外騰貴、定價ニテ不都合ノ向ハ尙詮議ノ上、コノ定價ヲ増加スルコト之アルヘキニ付其旨申出ヘキ事

但定價旅籠料ノ外、臨時食品取寄候節ハ、代價其ノ本人ヨリ直ニ現金ニテ受取ルヘキ事

七 調度及豫備品

一、御膳部一式、御椅子テーブルは、都て御持越の筈に付、別段用意に及ばず尤も 御浴室、並御廁の儀は 御先發宮内省官員へ商議便宜取計ふべき事

一、御休泊所へ供奉の官省詰所取設け、椅子テーブル用意致し置くべく、尤品數等の儀は御先發官員へ協議致すべき事

宮一、沿道御泊御晝御小休驛等に於て左の通豫備品相整置、御當日御先回り本省各課官員へ現品引渡すべく候。尤代價の儀は當日御泊驛に於て下渡候條、請取證の儀は別紙雛形(略す)に照準し、その所管課員へ差出すべく候。將又薪炭其の外消却品有合品を除くの外、新規調整の分は御用濟の上、各地方官に於て取纏置、追て入札拂の上、代價 御巡幸會計掛へ相納むべく候事

但御料馬其の他臣下乗用馬飼料の儀は、旅籠料授受概則第五條の通り相心得べき事

宮一、宮内省豫備品の中、内膳課所管(品名略す)

宮一、同 内廷課使用(品名略す)

宮一、御風呂器械は持越に付一切用意に及ばず

宮一、白木提灯臺 四基

但別紙圖面(略)の通、尤御門より御車寄迄の間、壹丁以上に及ぶか、又は表門、中門二重になりたる場所は二基増加致すべく、尤提灯は持越に付用意に及ばず

宮一、燭臺 二拾基、廊下用其外

但、凡高二尺内外銅製木製を問はず、普通有合品にて然るべく、若し不足の節は杉板の内を以て新調の事

宮一、行燈 有明燈油其外皆具拾三箇、臣下詰所用、

但丸角を問はず普通有合品にて然るべき事

宮一、並椅子 凡二拾脚、臣下詰所用

但有合品を以て一時繰合設置くべし、若し不足の節は學校生徒用の如き、數人連倚の腰掛にて苦しからず。尤右にて足らざるときは木品杉板の内を以て腰掛新調の事

調度課使用以上の外の品名略す)

宮一、御厩課所管(品名略す)

八道 路

一、道路橋梁渡船場等 御通輦差支へ、止むを得ず新設又は修繕相加ふべき場所は御先發官實地點檢の際篤と協議の上、着手すべし。尤其の費途は官費支出候儀と相心得べき事

但地方費を以て修繕目論見中の金額は官費の限にあらず

一、沿道古戰場名所舊跡並坂路登り下り緩急及び丁間を木札に書し建置申すべき事

宮一、御通輦の前々日、御道筋見分として本省取者罷越候間沿道坂路登り下り緩急及び丁間を木札に書し、成るべく取者出張前に建置くべし。

但御道筋險易廣狹等、右取者より 行在所へ報告致すべきに付、内國通運會社より至急遞送致すへき事

宮一、御通輦の前日、御休泊所修繕向及御道筋見分として、本省内匠課官員罷

越候間、地方官員各所へ出張協議致すべき事

宮一、御道筋峻坂險路又は泥途等にて、御馬車推挽人夫を要候節は、右馭者より人夫用意の儀、直に其の村町吏へ相達すべく候間、此旨兼て其の向へ達し置くべき事

但人夫雇上の節は、人夫幾人と記したる切符を馭者より相渡すべく候條、右切符を供奉御厩課員へ差出賃錢受取るべき事

## 第二節 警察官心得書

### 一 御警衛警察官吏人員配置方

一、御警衛として配置すべき人員左の如し

一、御先導 警部貳名

一、御泊行在所及行在所ある宿驛内外御警衛

警部四名以上、巡查三拾名以上、外に豫備員 警部巡查人員適宜

一、御晝行在所及行在所ある宿驛内外御警衛

警部三名以上、巡查拾五名以上、外に豫備員前同斷

一、御野立 所ある宿驛内外御警衛

警部貳名以上、巡查拾名以上、外に豫備員前同斷

一、御道筋御警衛

警部巡查人員適宜、外に豫備員適宜

一、行在所及行在所ある宿驛内外は適宜に巡查立番の位置を定め、晝夜交番警戒すべし

一、御警衛に充る警部巡查は適宜前後繰越し警備すべし

一、御道筋並御休泊所宿驛御警衛警部の内、指揮一名を定め置くべし

### 二 御警衛警察官吏並に御道筋警察本分署詰警察官心得書

一、御先導及び御警衛警部兼て伺定の略服を着用の事

一、同上警部雨天の節引回し合羽の類を用ゆる事

一、御先導並に御警衛警部巡查、帽子日覆(大暑に際すれば)を用ひ雨天の節雨覆を用ふる事

- 一、御警衛警部巡查足痛又は山坂に係り靴を穿つ能はざる者は草靴を用ひツポンの上へ紺脚半を着くも苦しからざる事
- 一、警部巡查夜中警邏は必ず徽章ある提灯を用ゆる事
- 但風雨のときは硝子燈に換ゆるも苦しからざる事
- 一、御先導警部は儀仗内に列せし者と心得る事
- 一、御先導警部、行在所御小休所總門まで先導し下馬に及ばず乗馬の儘、左右に開く等は適宜たるべき事
- 但場合に依ては下馬すべき事
- 一、御先導警部管轄界にて交代の節は馬上の儘會釋して代る事
- 但騎兵に先だつ三間内外見計の事
- 一、御警衛警部巡查非常の事故あるときは他管轄に係ると雖も時機に依り相互に警衛を助成する事
- 一、御先導警部は管轄界御送迎及御休泊所御發着の節共都て騎馬の儘脱帽し體を前に屈め敬禮すべし

- 一、御警衛警部巡查は御旗の過ぐるを見て脱帽し 御輦の近くに及んで最敬禮を爲すべし
- 一、警部騎馬にて 御輦の側を過ぐるころあるときは帽を脱し體を前に屈め通行すべし
- 一、御先導に先だち一二丁警部巡查前進し及び御行列末警護の爲め警部巡查にて最後を押ふる等適宜たるべき事
- 一、御通輦の節、沿道警察本分署當直の警部巡查は門外に一齊並列し、最敬禮をなすに止まり、該宿村の入口出口等迄送迎し奉るに及ばざる事
- 一、供奉官員從者に至る迄若し休泊に於て亂酒放歌又は猥なる所爲あるを認むるときは供奉の警保局長に密報すべし
- 一、御發着の節御休泊所近傍其他渡津橋梁等は殊に注意し雜選を制すべし
- 一、醉狂發狂人等不體裁の者あらば脇道へ退かせ不都合を生せざる様注意すべし
- 一、御通輦の節拜見人混雜せざる様注意すべし

一、拜見人は簾内より拜するは相成らずと雖も席上にて拜するは制止に及ばざる事

但席上は坐拜の事

一、御通輦の節人家二階より拜見し、又は雨天たりとも傘をさし乍ら拜禮する等不敬の儀これ無き様制止すべし

一、曠野等に筵を敷き着坐の儘、御通輦を拜するは苦しからざる事

一、行在所并に御小休門外、乘馬通行制止に及ばざる事

但御野立等見通しの場所は時宜見計らひ制止すべし

一、同上の場所を喫煙通行は制止に及ばざる事

但同上

一、御野立等見通しの場所は見計らひ、帽或は笠等を脱せしむるの外、行在所前を通行する者は脱せしむるに及ばざる事

一、雨天の節と雖も、御通輦の際は笠又は帽等は脱せしむる事

但頼冠の者も同様取除しむべし

一、郵便馬車、前より來るは、御通輦後まで差控させ、後より來るは、巡査付添御行列の側を通過せしむる事

一、通行の外國人道幅狹隘にして儀仗御差支の場所は回避候様申諭すべし、尤差支なき場所は歩行するも強て差止るに及ばず

但乗車馬の者は之を諭して徐行せしむべし

一、前條説諭を肯せざるときは穩に之を引留置、御通輦濟み放遣すべし、

一、路上に於て上書建言等を爲さんとする者あるときは之を制止し、若し肯せざれば其の筋を経て差出す様説諭すべし

一、拜見人詩歌等を奉呈せんとする者あらば、地方官に於て受取置き、最寄御休泊の出張宮内省庶務課へ差出すべき事

一、通し人足の内、違警罪若くは其の他の犯罪あるときは、御用物運送差支ざる様注意して處分すべき事

一、御通路に當る山上又は山腹等にて拜觀するは、距離の遠近と場所の模様により、制止すると否らざるとは適宜の事に依り、

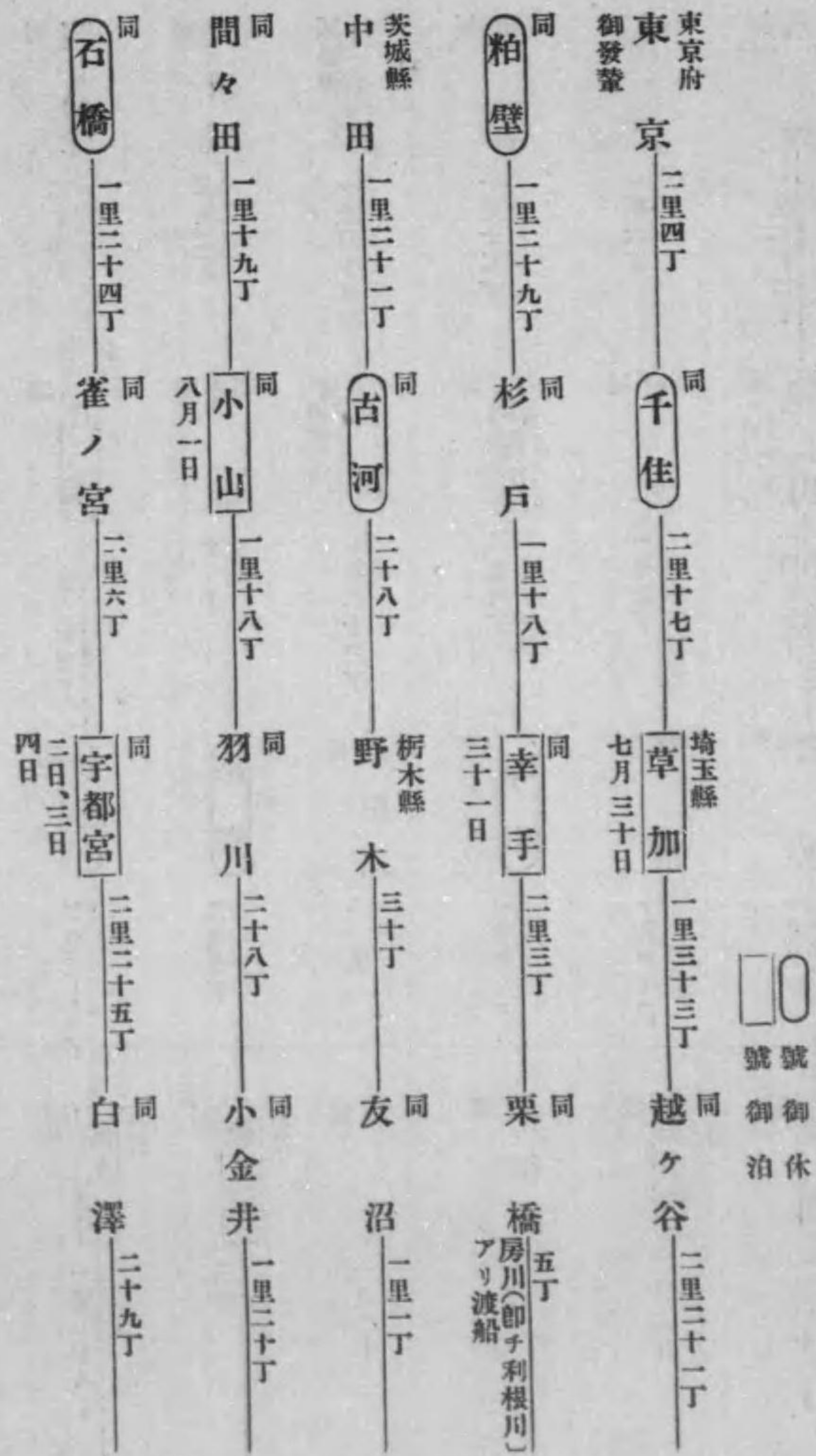


- 一、拜觀人不敬の舉動すべからざるは勿論と雖も、禮節に慣れざる人民を苛酷に取扱はざる様注意の事
- 一、通行人は、御通輦竟るまで路傍に佇立せしむべき事  
但し御行列に接近せざるものは此限りにあらず
- 一、往來端は勿論、御見通の場所は成丈け干物又は汚穢の物品は取除かしむる事
- 一、出火其の他非常の事あるに當り、速に供奉の警保局長へ申報する手續を豫定し置く事
- 一、翌日、御通輦あるべき御道筋の警察本分署は所轄内の動靜事故の有無報告書を製し、其の前夜供奉の警保局長へ申報する事
- 一、御通輦濟御道筋の警察本分署は同上報告書を製し、即夜供奉の警保局長へ申報する事

附記 御警衛警察官吏配置調書式は之を略す

### 第三節 輦路里程御休泊割

御巡幸御用掛より輦路里程御休泊割を布達せらる(七月二十三日)



〇 〇 號御休 號御泊

阿久津 二十九丁 同 氏家 一里三十五丁 同 喜連川 二里三十三丁 同 佐久山 一里二十八丁 五日

大田原 三三三丁 同 鍋掛 十丁 越堀 二里五丁 同 蘆野 三里 六日

福島縣 白坂 一里三十五丁 同 白河 一里二十三丁 同 小田川 二里 矢吹 一里二丁

笠石 一里十五丁 同 須賀川 三里九丁 同 郡山 一里十六丁 同 日和田 一里

高倉 一里六丁 同 本宮 一里五丁 同 杉田 一里十八丁 同 二本松 二十二丁 八日

八軒 一里二十二丁 同 松川 一里十七丁 同 清水 一里十七丁 同 福島 一里二十二丁 九日

瀨ノ上 一里十丁 同 桑折 一里六丁 同 藤田 一里二十三丁 同 越河 一里十四丁 宮城縣



齋川 一里十九丁 同 白石 一里二十一丁 同 宮村 二里十三丁 同 大河原 二里二十九丁

槻ノ木 一里二十七丁 同 岩沼 一里三十五丁 同 増田 一里二十四丁 同 長町 一里

仙臺 二里 同 七北田 二里十八丁 同 富谷 一里十九丁 同 吉岡 一里十二丁

十二日、十三日

駒場 二里二丁 同 三本木 一里十七町 同 古川 一里十三丁 同 荒谷 一里二十三丁

同 十四日

同 清水 二里十五丁 同 築館 二里二丁 同 宮野 一里三十三丁 同 澤邊 二十丁

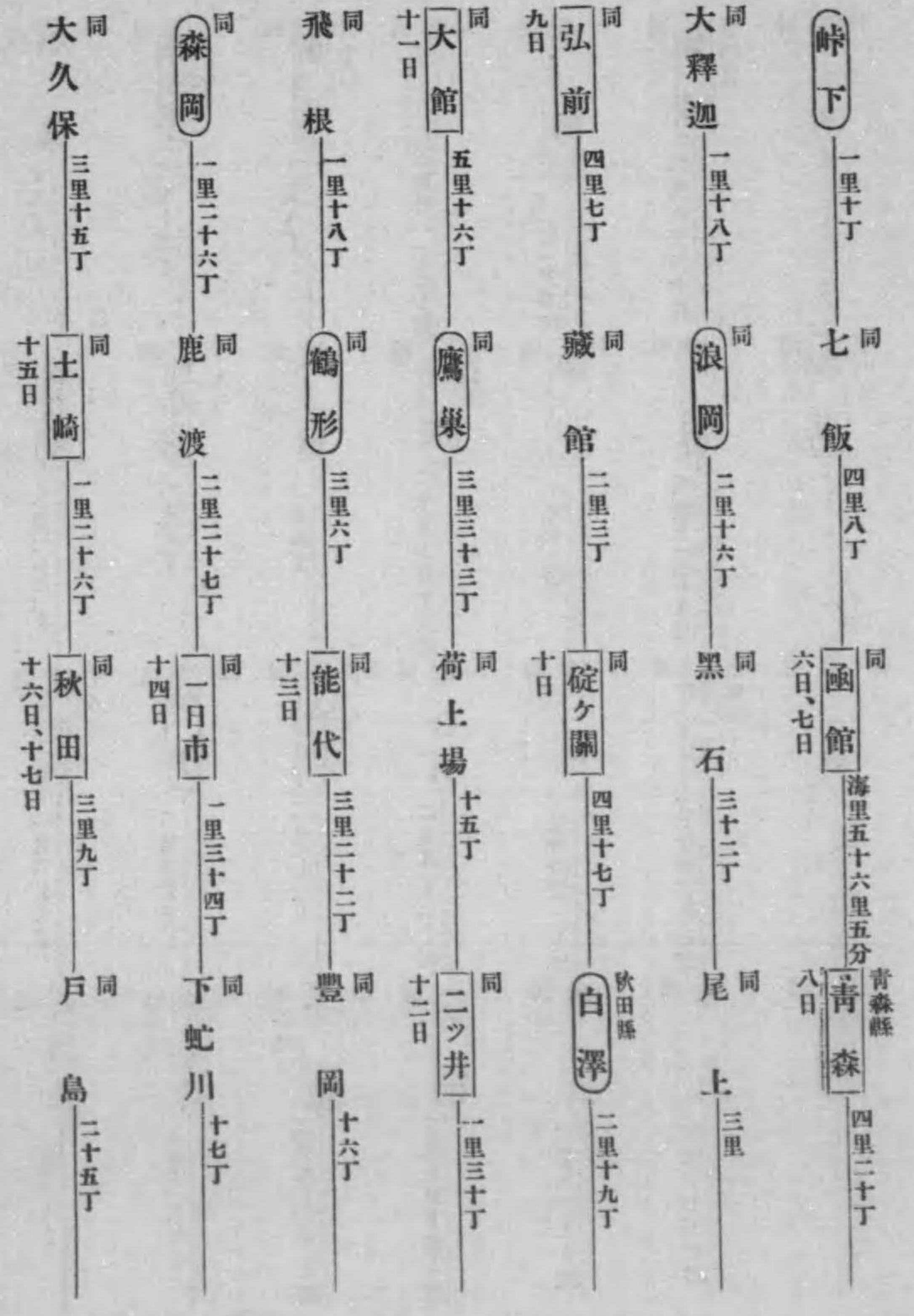
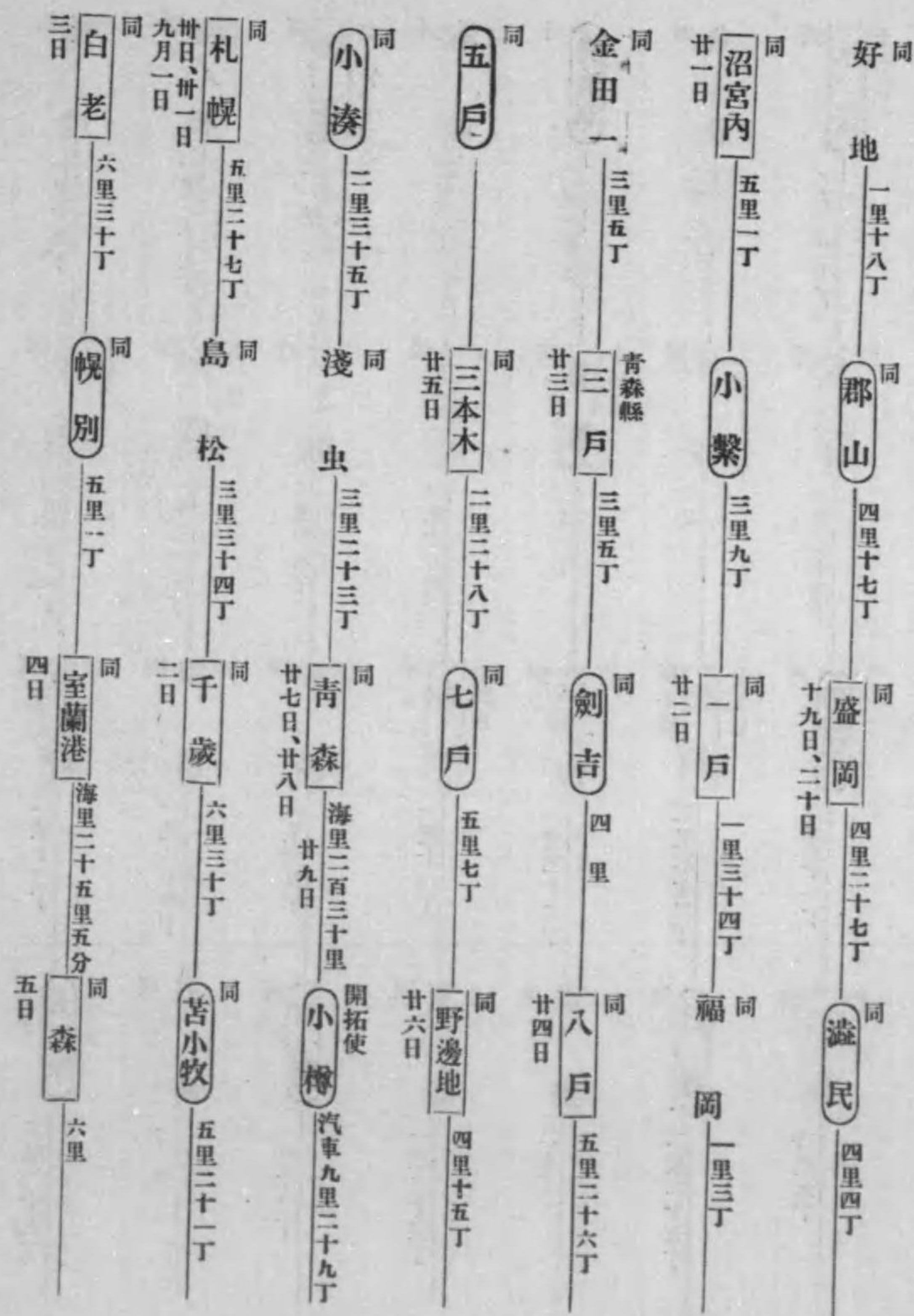
同 十五日

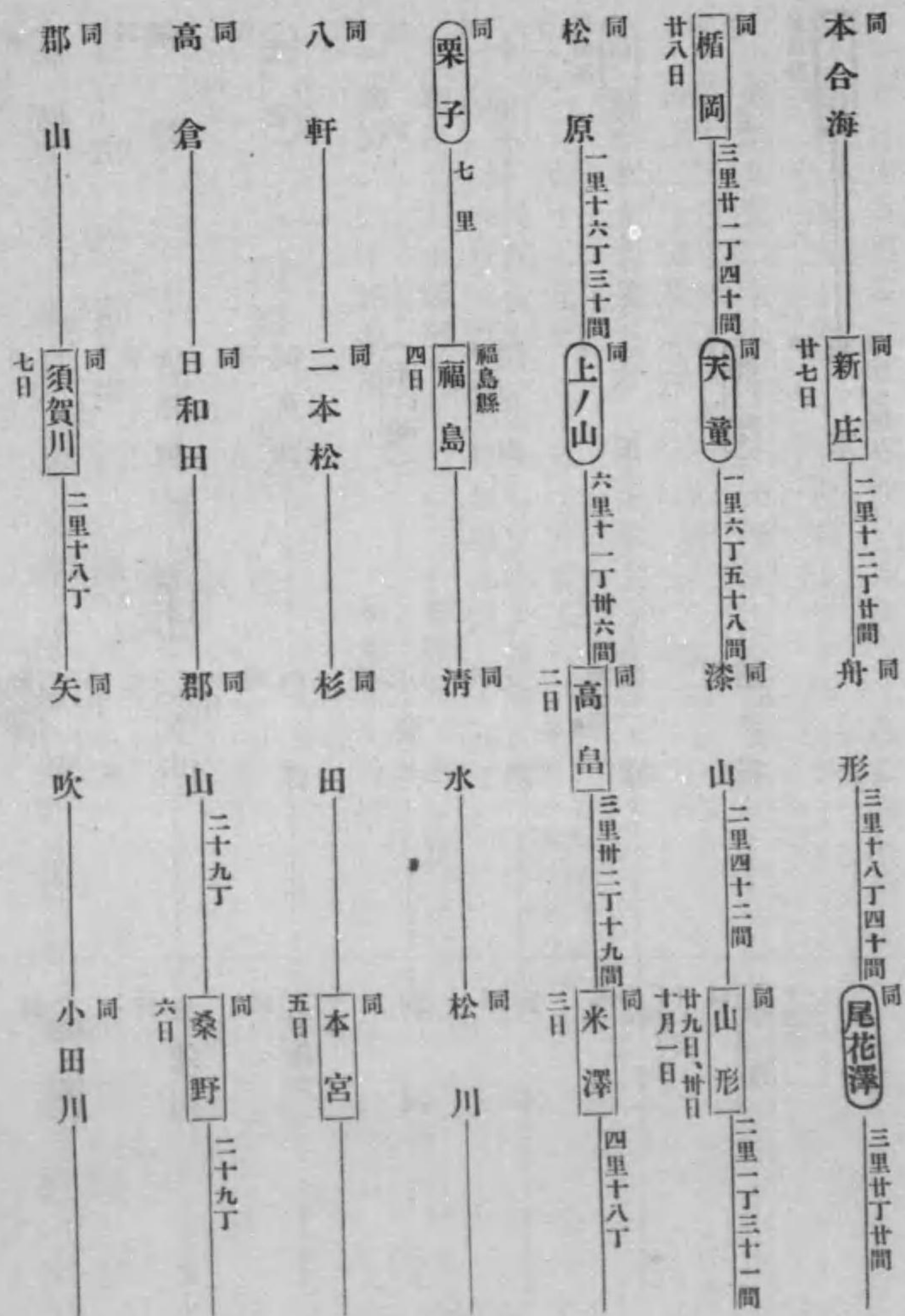
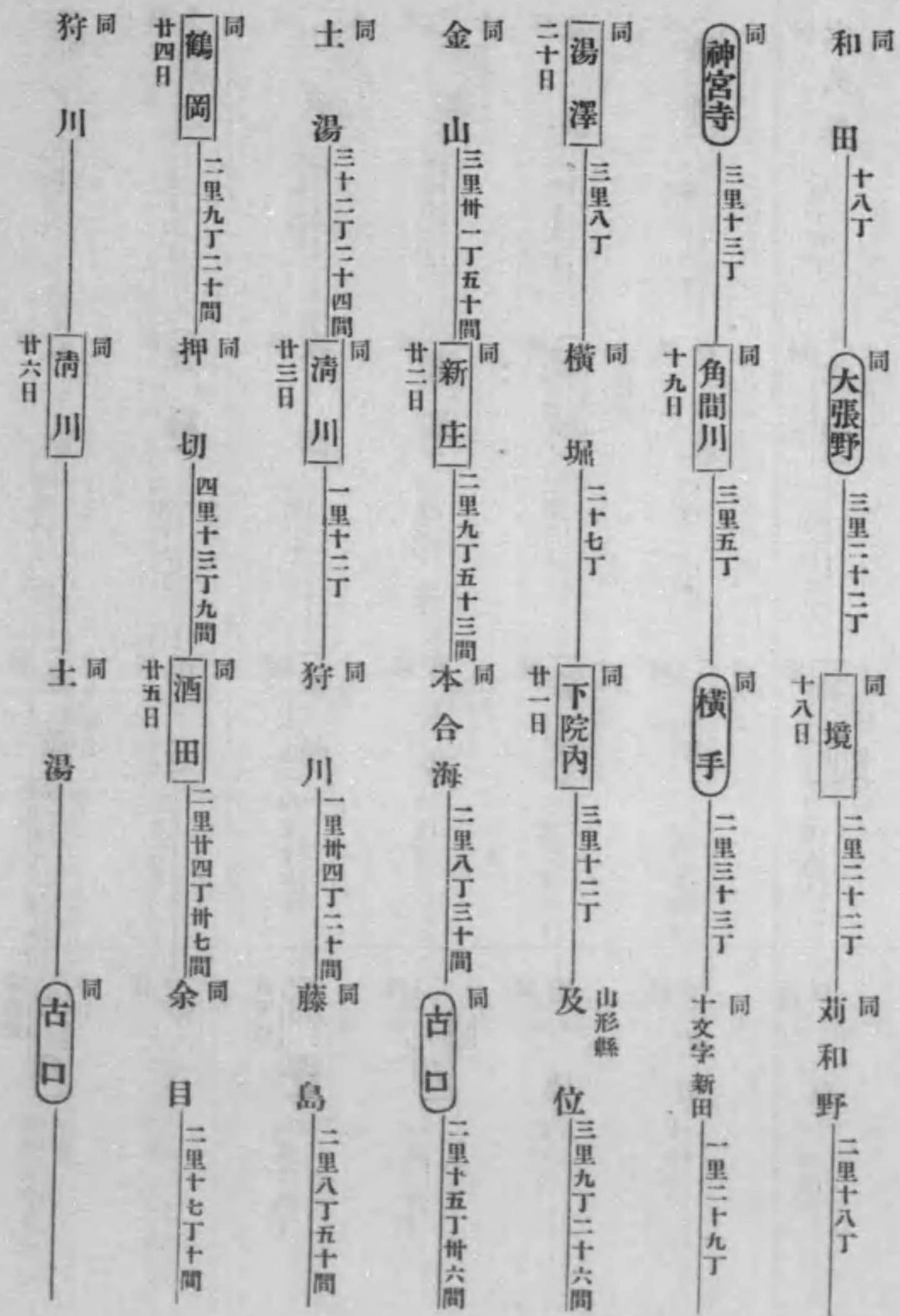
同 金成 二里七丁 同 有馬 二里 同 磐井 三里三十二丁 同 前澤 二里二十九丁

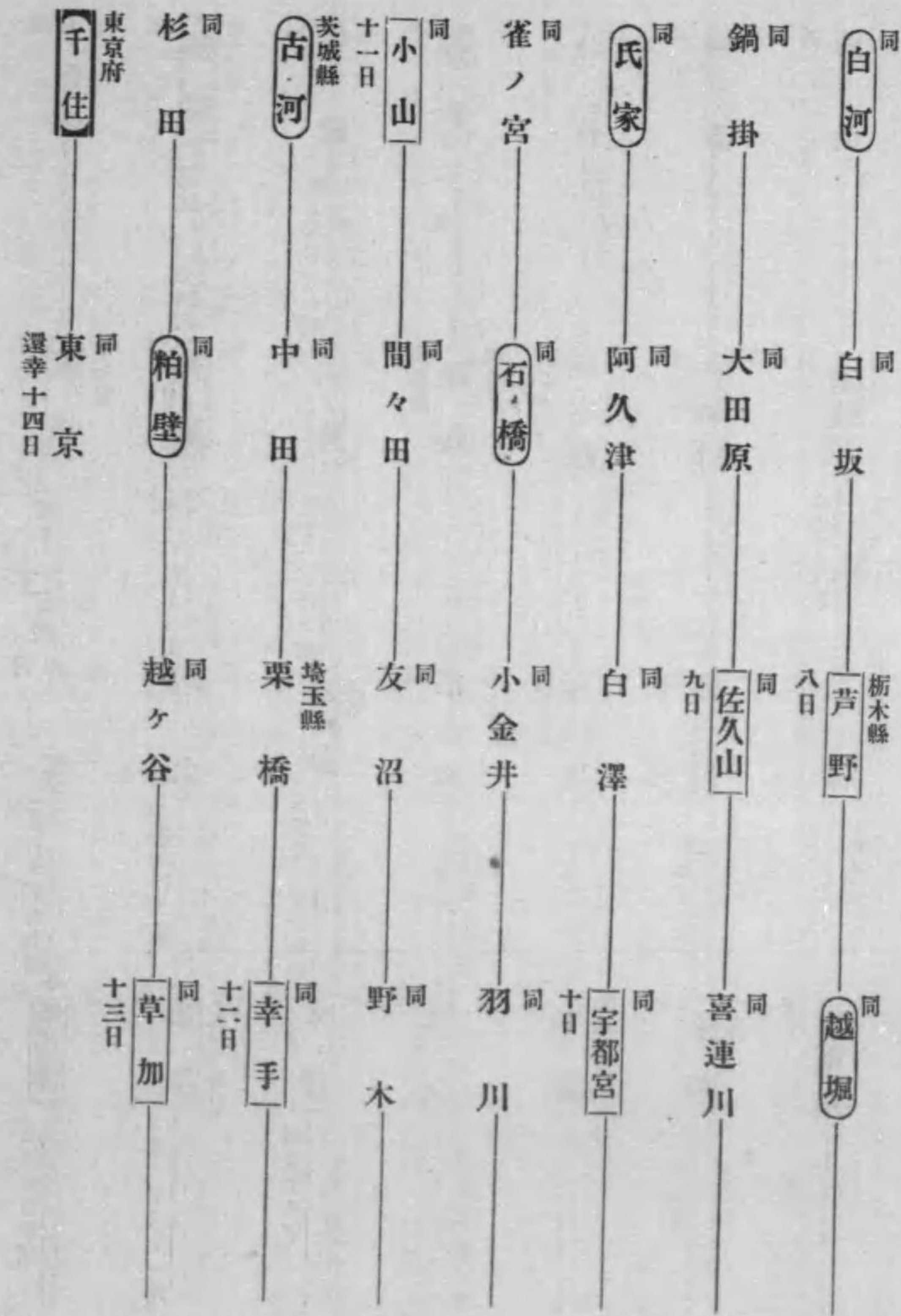
同 十六日

同 水澤 一里二十八丁 同 金ヶ崎 二里三十四丁 同 黒澤尻 三里十二丁 同 花巻 三里九丁 同 十八日

同 十七日







- 一、百九十九里廿二丁五丁間 東京より仙臺通青森迄
- 一、海里二百三十里 青森より小樽まで
- 一、鐵路九里二十九丁 小樽より札幌まで
- 一、四十五里十九丁八間 札幌より函館まで
- 一、海里二十五里五分 函館より青森まで
- 一、海里五十六里五分
- 一、二百四十七里廿一丁三十八間五尺青森ヨリ久保田通リ酒田鶴岡ヲ經テ東京迄
- 合里程 四百九十二里廿七丁三十六間五尺
- 一、御休 五十箇所 一、御駐轡 十一日
- 一、御泊 六十四箇所 一、御船中 壹日

第四節 供奉人名

- 二品 能久親王
- 太政官 左大臣 熾仁親王 參議 大隈重信
- 參議 大木喬任 內閣大書記官 金井之恭

內閣大書記官心得

川田剛

一等屬川村正平

一等屬

八尾正文

三等屬藤本周三

五等屬

高橋和多留

七等屬楫取道明

等外一等出仕

古賀成章

等外二等出仕八木下義信

等外三等出仕

中根正忠

內務省

權大書記官

田邊良顯

一等屬後藤敬臣

一等屬

金杉恒

六等屬中山宗禮

大藏省

少書記官

橋本安治

三等屬石川知義

四等屬

大竹昌藏

六等屬木村朝宗

等外二等出仕

打田幸八

貨幣鑑定方二名

近衛局

步兵少佐

立見尙文

步兵中尉杉山三男

近衛諸隊

步兵曹長 佐伯美一

步兵少佐 野田時敏

同大尉 馬屋原務本

同中尉 肥田木盛延

同中尉 粟屋幹

同 高木彝二郎

同 小藤享三

同少尉 井上思服

同 小林虎三郎

同 佐々木峰二

砲兵少尉 田中國方

工兵少尉 中村正壽

騎兵隊

騎兵中尉 大高坂正元

軍醫副 廣田靜逸

馬醫試補 中村莞爾

騎兵曹長 小林潔

騎兵軍曹 磯野辰四郎

騎兵軍曹 寺尾智鏡

騎兵軍曹 西郷政行

騎兵伍長 松田松太郎

騎兵伍長 佐藤金次郎

騎兵伍長 早川音次郎

三等看病人 門奈友三郎

騎兵卒 五十八名

蹄鐵工

貳名

小使 一名

驛遞局

四等驛遞官 五島孝繼

三等屬 山內賴富

七等屬 岩間正久

八等屬 鶴田範常

十等屬 大野義規

宮内省

卿 德大寺實則

大輔 杉孫七郎

得一等賞典官

堤正誼

權大書記官 兒玉愛二郎

侍醫

一等侍醫 伊東方成

二等侍醫 岩佐純

御用掛 平野好德

醫員 伊東政敏

醫員 藤岡元禮

醫員 石井淡

侍從

侍從 長米田虎雄

侍從 長山口正定

侍從 高辻修長

侍從 西四辻公業

侍從 東園基愛

侍從 北條氏恭

侍從 片岡利和

侍從 太田左門

侍從 藤波言忠

侍從 荻昌吉

侍從 廣幡忠朝

侍從 平尾錦藏

庶務課

一等屬 田邊新七郎

六等屬 青木行方

七等屬 野崎來藏

八等屬 林長喜

雇 富永直孝

出納課

一等屬 櫻井安定

五等屬 川田泰高

十等屬 佐野其太

内膳課

三等	屬	山本	義方	七等	屬	岡本	正道
八等	屬	桂尚	久	八等	屬	山田	惟義
九等	屬	樺島	信滿	九等	屬	直江	重成
九等	屬	金子	基三	九等	屬	谷口	胤弘
等外二等出仕		荒川	儀兵衛	等外二等出仕		五十嵐	榮助
等外二等出仕		加藤	兼通	等外二等出仕		小野崎	要之助
等外二等出仕		小谷	野善助	等外二等出仕		牧山	義路
等外二等出仕		村上	光保	等外二等出仕		須山	留吉
等外二等出仕		磯谷	安兵衛	料理方	附屬	貳名	
七等	屬	小平	義近	十六等	出仕	桑原	政辰
十等	屬	山田	勝進	十等	屬	小市	親道

二等	屬	井關	美清	七等	屬	伊澤	成允
八等	屬	竹中	公鑒	八等	屬	永田	胤禎
十等	屬	加藤	鳩八	等外一等	出仕	楠成	允

夫卒 二十二名 職工 一名



一等	屬	小笠原	武英	六等	屬	津田	長將
雜	掌	葉室	俊顯	雜	掌	三澤	爲質
雜	掌	村上	義路	雜	掌	中野	義直
雜	掌	大原	重克	雜	掌	武藤	武克
雜	掌	大谷	一枝	雜	掌	高見	良克
雜	掌	阪本	直	雜	掌	井上	良溫
雜	掌	淵川	親則	十等	屬	大岡	金吾
十七等	出仕	三浦	重明	一等	仕人	高柳	質行
一等	仕人	有川	藤左衛門	一等	仕人	木村	義三



一等仕人	子林精一	一等仕人	山本直嗣
一等仕人	松平莞爾	二等仕人	渡邊敬宗
二等仕人	村島徹	二等仕人	村上直在
二等仕人	玉村莊次郎	二等仕人	近藤定義
二等仕人	石井政義	二等仕人	鯉淵政道
二等仕人	師岡新祐	三等仕人	竹內居易
三等仕人	吉田榮安	三等仕人	南方雅介
三等仕人	丹羽長之	三等仕人	加藤久治
三等仕人	田中堅之助		
侍醫附		三等仕人	江口新
一等仕人	高橋良尚	三等仕人	
丁		一等仕人	田中正三
一等仕人	植澤群義	二等仕人	植義壹
二等仕人	千代間禰一		

御厩課

二等仕人	園部喜與次	三等仕人	龜富方
三等仕人	上田儀輝	三等仕人	山本義正
三等仕人	野崎龜之助	三等仕人	清水理喜造
三等仕人	近藤四郎兵衛	三等仕人	勝山龜之助
三等仕人	東數正	雇	植田增之助
雇	橋本長左衛門	雇	藤本寅之助
一等馭者	山口融	二等屬	川上鎮石
四等馭者	式部可榮	十四等出仕	小柴定五郎
八等屬	高木隆德	十五等出仕	元藤清馨
十五等出仕	桑島忠則	十六等出仕	佐野賴功
十六等出仕	片山辰吉	十七等出仕	福羽守人
十七等出仕	野添喜真	等外一等出仕	瀨野雄清
等外一等出仕	世良田市藏	雇	今村榮吉

雇

伊藤新吉

馬丁三十九名磨方六名

文學御用掛

御用掛 兒玉源之丞

式部寮

六級掌典補 萩原嚴雄  
等外一等出仕 前田昌福

七級掌典補 三宅行正  
等外二等出仕 松田貞之

左大臣熾仁親王隨從

扶島津定家

從 龜井文四郎

二品能久親王隨從

從 中山定熊

家 丁堀内辨之助

從 山本喜勢治

家 從 安藤清五郎

丁加藤等三

御先發人名

太政

內務省

參議 黒田清隆

卿 松方正義

權大書記官 西村捨三

少書記官 成川尙義

一等屬 淺井新一

四等屬 竹内壽貞

五等屬 並木時習

七等屬 脇他三郎

十等屬 宮崎忠與

近衛局

會計軍吏 加藤好堅

騎兵軍曹 岩本政吉

驛遞局

七等屬 望月武俊

七等屬 中村旭

十等屬 高橋義明

宮內省

侍 從 富小路敬直

二等馭者 宮下幸知

五等屬 小堀正容

十四等出仕 村山幸次郎

雇 星野元光 夫 卒 一 名

第五節 鹵簿列次 (只順序を示すのみ騎兵及近衛士官等の員數は示すに止まるにあらず)

御馬車の節御列圖

上	地方警部(騎馬)	騎兵同	近衛士官(騎馬)	侍從長(馬)侍從(馬)
	御旗騎兵	近衛佐官(騎馬)	上	御宮内輔、輔
			馬侍從長の内	
			一員御陪乘	
下	地方警部(騎馬)	騎兵同	近衛士官(騎馬)	侍從(馬)侍從(馬)
			宮内書記官(馬)	騎兵同
	親王(馬)	大臣參議の内(馬)	宮内輔の内(馬)	地方長官の内(馬)
			地方長官の内(馬)	騎兵士官
			近衛局佐官の内(馬)	喇叭手騎兵 同

御板輿の節御列圖

上	地方警部(騎兵)	騎兵	騎兵	近衛士官(馬)	近衛士官(步)	侍從長(步)	侍從(馬)
		御旗騎兵	近衛佐官(馬)	御置	上御輿		
下	地方警部(騎馬)	騎兵	騎兵	近衛士官(馬)	近衛士官(步)	侍從(步)	侍從(馬)
			宮内書記官(馬)	騎兵	同		
	親王(馬)	大臣參議の内(馬)	宮内輔の内(馬)	地方長官の内(馬)	騎兵士官		
			近衛局佐官の内(馬)		喇叭手騎兵	同	
上	地方警部(馬)	騎兵	同	近衛士官(馬)	同(馬)	侍從長(馬)	侍從(馬)
		御旗騎兵	近衛佐官(馬)	上	馬乘御		
	地方警部(馬)	騎兵	同	近衛士官(馬)	同(駕)	侍從(馬)	侍從(馬)

御乘馬の節御列圖

下

親王(馬)大臣の内(馬)	宮内卿輔の内(馬)	地方長官の内(馬)	騎兵士官	騎兵
参議				同
			喇叭手騎兵	同
			近衛局佐官の内(馬)	

諸工場御覽に付御歩行の節御列圖

地方警部	近衛士官	同上	侍從	侍從	雜掌
	地方官員	御旗	上	侍從長	供奉勅委任官
	近衛士官	同上	侍從	侍從	雜掌
					宮内省

第六節 布達追加事項

御臨幸の期迫るに及び心得べき細條につき御先發官等よりそれ〴〵通知せらるゝ所あり、こゝにその主要なる簡條を鈔出す。

一 御先發宮内官 九月三日の令

- 一、御休泊驛に於て御膳水検査致し、水質宜しき節は該井へ御膳水の札を打置かせ、不潔相成らざる様に注意致し、常に相用ひ居らせ苦しからざる事、
- 一、御泊驛へ御着輦相成候は、供奉官員下宿地名并家主の姓名相調、庶務課へ差出すべき事、
- 一、御休泊御小休所治定の上は、戸主姓名書及御休泊御小休間の宿驛村名距離里程の調書差出すべき事、
- 一、各御野立所建札の儀は御小休所同様(御野立)と記し立札設けおくべき事、
- 一、各行在所御小休所御野立所共、往還より入込の場所へは(左へ御小休所)と記し目標揭示の事、
- 一、各御休泊の宿驛御馬車舎、假馬繫廿九頭分建設致すべき事、  
但御料八頭、臣下廿一頭何れも和馬、
- 一、御泊驛に於て馬車保護人二人宛、御着輦より御發輦まで付置くべき筈に付右人夫豫て用意致置くべき事、

一、御泊行在所へ 御板輿及御用物凡百貳拾個入置所設置くべき事、  
但行在所狹隘の場所は近傍の家屋へ相設けべき事、

二 御巡幸會計掛 八月六日發

一、御縣に於て御取扱相成候諸費精算の義、甲號科目區分書に因り、各科目に  
つきて證書若しくは明細書御取纏の上、乙號營繕費書式に倣ひ通算表を  
添付し、丙丁號の通會て御預け申候御巡幸費の内、御請求相成るべき分及  
び收入金仕譯書共、一同取揃、還幸後十日間に當掛へ御差出の義と御承  
知有之度云々

甲號以下書式(略す)

(科目區分は御警衛費、營繕費より沿道略圖誌、渡船費の細微に至るまで廿  
餘目に分てり、縣内人民をして負擔せしめずして宮内省費を以て支辨せ  
らるるが爲なり、)

三 御先發近衛局軍吏 八月 日發

供奉近衛將校及騎兵隊晝泊馬繫所馬繫杭木材及飼桶水桶等は總て損料を

相拂ひ候積に有之候

四 供奉官通知

劔璽 御列外渡御の節、供奉の次第につき供奉官より通知

一、劔璽 御料馬車にて渡御の節、

一、侍從 壹員 陪乘

一、雜掌 壹員 騎馬

一、騎兵 二員

一、先驅警部 二員 騎馬

一、劔璽 輿丁奉昇の節、

一、侍從 壹員 騎馬

一、雜掌 壹員 人力車

一、騎兵 二騎

一、先驅警部 二員 乘馬或は徒歩

五 御巡幸御用掛 九月廿日通知

十月一日 高島御泊

十月二日 米澤御泊以下順次繰上

### 第三章 奉迎諸準備

#### 第一節 廳内各課等の取調事項

御巡幸の命下るや縣令三島通庸其の僚屬を督して直ちに奉迎準備に着手し、六月十三日これを縣内一般に布達し、且つ廳内各課及警察本署、監獄署に命じて各々その主務事項を調査し、六月廿五日限り一覽表を製して進達せしむ

##### 庶務課

- 一、本縣創立以來沿革の大概
- 一、管内の地勢及季候の大概
- 一、郡區編製の沿革
- 一、運輸の便否
- 一、道路開鑿の來歴

##### 郵便の沿革

- 一、民情の沿革及貧富の概略
- 一、戸口の増減
- 一、士族の景狀
- 一、孝子義僕節婦並篤行等奇特の者及忠臣烈士の墳墓事蹟等の類
- 一、管内人民年齢七十年以上の者
- 一、本年一月戸籍表
- 一、國幣社並縣社の箇所及距離但掃除方の事共
- 一、御陵墓の箇所及距離但同上
- 一、戊辰以來戰死人名並に招魂社箇所墳墓箇所但同上
- 一、寄附賞與區別表
- 一、罹災救助表
- 一、自營の道難立戸數
- 一、各所寫眞

一、孝子義僕節婦並篤行奇特者等是迄賞與施行濟の者行狀並賞與の次第  
一、授産所の景狀

勸業課

- 一、管内地味の景況
- 一、豊凶沿革の大概及本年作物出来方の概況
- 一、米穀の品種及出石高
- 一、鑛掘取事業の景況及品種の良否其出高并箇所
- 一、養蠶製絲紡績の沿革品種製造方及有名の製造家
- 一、物産各種産出の沿革及其産物の高
- 一、物品輸出入の概況
- 一、鳥獸魚類の生育及孚化の景況
- 一、海草の種類
- 一、牧場の景況及其の箇所并起業人名牧畜の數
- 一、勸業試験場の景況
- 一、開墾地著名の物産

地理課

- 一、官有地區別反別
  - 一、開墾地の沿革及反別
  - 一、官民有の山林樹木の厚薄及保護生植の景況
- 土木課
- 一、管内道路橋梁堤防等開墾修築起功の箇所或は延長又は其起工の來歴
  - 一、縣廳始め新築の建物起功竣成の年月或は其の新築着手の理由

衛生課

- 一、衛生上の概況
  - 一、流行病の景況
  - 一、種痘施行の景況
  - 一、病院の沿革等の事
  - 一、醫術の盛衰
- 租稅課

- 一、管内地價金高及反別
- 一、改租後の民情及目下修正の景況
- 一、地租及國稅金高
- 一、地方稅徵收金高出納課
- 一、銀行の興廢景況
- 一、公債證書賣買の景況
- 學務課
  - 一、學事の沿革及盛衰
  - 一、教育の方法沿革
  - 一、各學校の數生徒の人員、寄附金の總高
- 警察署
  - 一、警察上沿革の要領
  - 一、警察署及分署の數及配置の場所

- 一、管内火患の景況
- 一、盜難多寡の景況
- 一、難破船
- 一、犯罪人の増減
- 一、告訴發事件の概況
- 一、公事訴訟等へ好て關與する者の情況
- 監獄署
  - 一、監獄署沿革の概略
  - 一、懲役人平常の使役の大略及改心の者有無
- 内記課
  - 一、縣官郡吏及師範學校濟生館吏員名簿

## 第二節 出版物

輦路宿驛山川名所古跡里程等取調への爲、派遣する所の官吏をして便宜を得し



むべき様 御巡幸道筋に當る各郡村戸長に對して六月二十一日布達を發し七等屬松井秀房、定雇成澤季三を派遣す、後製圖成りて輦路圖面折本(製册部數五百部一部的代金三拾錢)輦道驛村略記(製册部數五百部一部的代金貳拾錢)を印刷し別に山形縣御巡幸供奉官員宿割圖を製す。  
又、六月二十八日を以つて各郡役所に命じ米澤、鶴岡、上ノ山等御宿泊なるべき市街の圖面を製して進達せしむ。定備前川重助山形市街全圖縦一尺八寸 横三尺六寸四分を調製す。

### 第三節 縣達

○六月二十五日左の布達を發す  
今般 御巡幸仰出され候處恰も暑氣遞加之節に際し候條豫て相達置候流行病豫防方一層注意致すべく殊に 御通輦沿道町村の如きは流行病豫防のみならず衛生上に關する諸般の件精々注意を加へ不都合無之様致すべく此旨布達候事

明治十四年六月廿五日

山形縣令三島通庸代理

山形縣少書記官 深津無一

是より先き六月八日縣令三島通庸 車駕奉迎諸般の用務うち合せの爲め上京し、滯留すること一箇月、七月九日を以て任に歸りぬ。

○七月十六日、次の布達を爲す

今般 御巡幸仰出され候に付ては別紙の通相心得諸事不都合の儀無之様取計申すべく此旨相達候事

明治十四年七月十六日

山形縣令 三島通庸

かくて宮内省より令せられし地方官心得書を敷衍し遍ねく管内郡役所、町村戸長に布達するところあり、ここに地方官心得書以外の箇條を鈔出す。

#### 一行在所御小休等

- 一、適宜の地を見量、凡馬百廿頭を入るべき建家の木材等用意致置申すべき事
- 一、御小休所百般の事は總て郡役所に於て負擔し、諸事不都合これ無き様豫て用意致し置くべき事

一、行在所出頭の節は本縣官員出張所に於て御門鑑相渡すべく筈に付事由詳細詰所に申し出べき事

一、御通輦の前日、御休泊所修繕向及御道筋見分として官内省内匠課官員並本縣官員出張候條、郡吏各郡界へ出張協議致すべき事

一、行在所へ參上の者は前以て本縣へ申出、御門出入鑑札受取候儀と相心得べく候事

### 二郡町村取調事項

一、御歴覽相願度箇所、詳細取調來る三十日迄申出づべき事

一、御巡幸沿道町村戸長人名取調、九月十日限差出すべき事

### 三諭告事項

一、今般 御巡幸の儀は未曾有の盛典に候處、御同勢數多入込に際し、俄然物價騰貴する等人民狡猾の所業、これなき様、精々諭置申すへき事

一、御晝泊の町村へは當日朝より本縣官員出張所を設け、御巡幸に關する事務取扱候條、其の旨相心得、戸長用掛始め供奉官員宿主等へ相達置くべき事

但本文出張所へは目印として赤へ白文字を三面に顯したる高張提灯を掲げ置く筈に候事

一、火の元、別て入念申すべき事

### ○八月六日布告

御巡幸の節、天機伺の爲、行在所へ參上の儀相達置候輩の内、有位者帶動者并に維新前後王事に勤勞し、賞典に預りし者は、取調の儀有之候間、左の通相心得べく候

一、有位者帶動者は叙位叙勳の位記又は勳記寫相添、來る廿五日限、届書を郡役所へ差出し、郡役所に於ては取纏め差出すべく候

一、維新前後王事に勤勞し、賞典に預りし者は、其の事由并賞典の辭令寫相添、前同断届出べく候

但本文賞典と相唱候分は行政官、鎮將府、軍務官、總督府等より被下候分を指稱候儀にて戦争等の際、其の隊長及舊藩の見込を以て差し遣候分は相加らざる儀と心得べき事

○管下御沿道御休泊所は六月中宮内大輔杉孫七郎檢分し、縣令三島通庸また身から巡視して決定し、九月八日を以てこれを布達す。同日また次の布達を爲す

天機伺として 御泊の行在所に參上すべきもの、中、有位者、帶勳者、六級以上、教導職、維新前後王事に勤勞し、賞典に預りし者は左の 行在所へ區分參上すべく、その不參の者は該 行在所御着輦の前日迄に届出づべき事、鶴岡米澤は届書を郡役所へ取纏め置くべき事

九月廿四日 御泊

鶴岡行在所 飽海東、西、田川郡中、居住並奉職の者

九月三十日

御駐輦

十月一日

山形行在所 最上、東、西、南、北村山、郡中、前、同、斷の者

十月三日 御泊

米澤行在所 東、西、南、置賜郡の、中、前、同、斷の者

○九月十三日布達

最上郡本合海村渡船場へ船橋架設に付、建設中來る廿一日より同廿七日まで通船を止むる事

鶴岡、米澤行在所へ參上の者は該所縣官詰所へ出頭、門鑑請取參上の事了はらば、直に返却すべき事

○七月十八日 郡長に布達したる條項

- 一、御通輦の節、毎町村、日中は國旗、夜分は提灯を掲げ、祝意を表せしむること
  - 一、御駐輦の町村は、勿論假令一と通り御經過の宿驛とも用心水は成るべく、毎戸に備へさすべきこと
  - 一、通御筋掃除は、達も致置候へども、尙塵砂等吹散らぬ様、路傍迄も注水致させ申すべきこと
  - 一、供奉官員の宿所に、赤色白字の高張提灯を新調致させ、號數の見分け早き様、白晝も戶外に高く掲げさせ申すべきこと
- 但、本文高張難形の通り

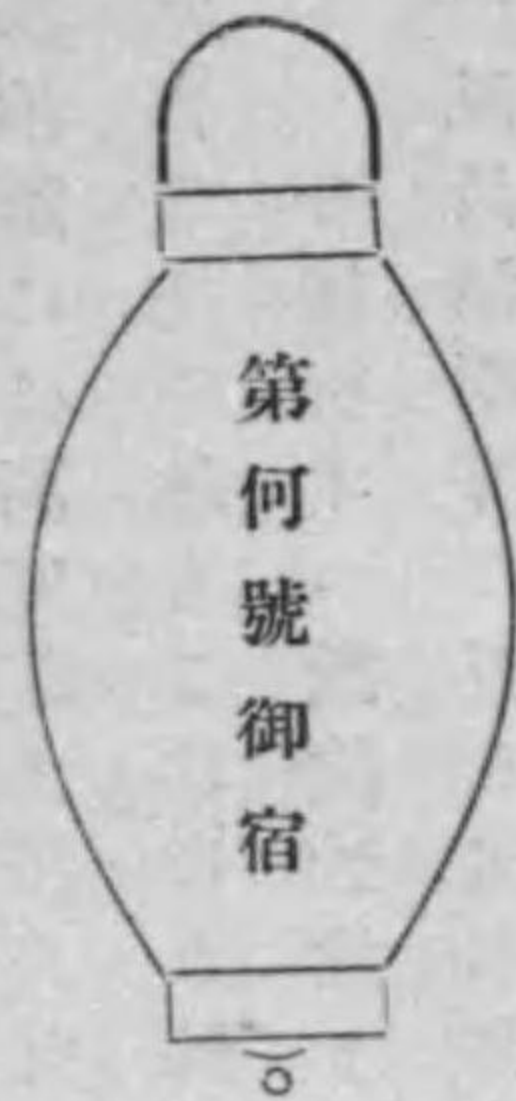
- 一、供奉員其他入夫の使用に差支へざる様、御休泊の宿驛に多分の草鞋、設け方取計はせ申すべきこと
- 一、通御筋宿驛見計らひ、飲水井に數個の飲器を路傍に設置せ申すべきこと
- 一、各町村境界標木は其の町村協議にて長さ地上七尺に五寸角に新設致させ申すべきこと
- 一、縣官出張所へは椅子拾脚、高机壹脚備置き、御用掛出張の上直ちに事務取扱に差支ざる様致し置くべきこと
- 一、縣官出張所へ其郡吏四名詰合せ諸事御用掛へ打合御用辨申すべきこと  
但、本文郡吏四名の内、二名は御晝泊の前日夕刻より詰居申すべきこと
- 一、縣官出張所詰小使六名づゝ地理案内として使用に便なる者、擇び置き申すべきこと  
但、本文小使六名の内、二名は前條但書と同斷尤も使用の節は股引伴纏貸渡候筈に候事
- 一、縣官出張所へ其の土地案内の商人小買物用達として使役候條壹名擇び置くべきこと

申すべき事

- 一、橋錢渡船賃等御當日丈け供奉縣官の人員見計らひ買切り相成候條、前以て橋守渡守に懸合、受取書を徴し通御濟の即日、縣官出張所に差出、現金引換申すべき事  
但、總人員千五百人と見積り申すべく、尤馬車等も其の中に込め概算して然るべきこと
- 一、御泊所には調度課水汲人夫剛壯の者七人、御晝所も同斷人撰致、置くべき事
- 一、宮内省達の趣もこれあり候へども、各郡厚く注意し不潔の膳具、夜具等差出さる様、宿主へ説諭致置き申すべき事  
但、風呂桶、厠等に至る迄、本文同斷のこと
- 一、縣令宿舍と縣官出張所は成るべく行在所最寄に設置すべきこと
- 一、御膳に供すべき白米管内中より精撰致すべく候間、本月三十一日迄各郡より見本差出し申すべき事
- 一、調理場用水桶三荷と御膳水用桶壹個至急新調、木香を去り置くべきこと、

- 一、御膳用鹽は縣廳より拂渡候間受取人差出すべきこと
- 一、御野立の個所には御先發官の注文もこれあるべきに付、幕並申共用意致置

くべきこと  
高張雛形圖



長二尺位  
横一尺四寸五分  
地色赤、文字白、左右兩面に文字を顯はすべし

○長壽の者御送迎方

- 一、八十歳以上の者、沿道町村の者は其の町村内適宜の場所へ席の類に安座致させ、監護人附添敬禮致すべきこと
- 一、沿道外居住者も最寄の地へ御送迎のため出張方前同様の事
- 一、右兩條の分共、何年何村誰祖父母、又は兄姉叔伯何の某と記したる建札をなすこと

一、右長壽人の義は御送迎を強ち促すには及ばざる事

○戸長用係御送迎方

- 一、沿道町村の戸長用掛は其の町村内適宜の地へ出張敬禮致すべきこと
- 一、沿道外の戸長用掛等は郡役所の見込に任せ申すべき事

○學校生徒御送迎方

- 一、沿道學校生徒は各町村内適宜の地へ整列敬禮をなすこと
- 一、沿道外の學校生徒は最寄葦路筋へ出張前同斷
- 一、生徒の整列場所へは何町村學校と記したる建札若くは旗を立つること

○飲食物其他商店

- 一、鳥獸魚肉賣買の向は掃除方は勿論臭氣等散漫なき様注意致すべきこと
- 一、葦路筋へ出張の商店は道敷内へ小屋掛又は物品を陳列するを許さざる事
- 一、但し觀せ物も同斷のこと

○拜觀人心得方

兼て達の次第もあれど左の件に注意すべきこと

一、小兒輩道敷内へ突然駈出又は物品を投げ出す等の義これ無き様父兄に於て厚く注意致すべき事

一、脛脚を顯し候様の義無之様注意すべきこと

○御野立小屋取建方及兼て達の外備品

一、小屋は藁葺の類、仕切は幕又は葦簾の類

一、備品は奈良茶碗三四十、湯沸し 一、茶適宜、土瓶同上

○馬の口洗場所

一、葦路筋道路の難易を見計らひ、前後の御休所より十五六丁又は二三十丁内外の地にて水利を得たる場所へ、馬の口洗水として有合の桶類五六個へ柄杓二本づゝ相添へ、三間位づゝを隔て相當の人員を出し置き、需に應じ馬の口を洗ふべきこと

但、御料馬へは手を出すべからず、馭者の指圖に任すべし

一、右の場所へは御馬口洗所と記したる札を建置くべきこと

### 第四節 管内御巡幸用掛

○縣吏五十餘名を御巡幸用掛に命じ、分ちて三組と然し、各々分掌する所あり、各組また會計、土木、人馬の供給等分擔あり

一 番組十九人	四 等 屬	北野直壯	五 等 屬	平川勝伴
六 等 屬	橋本吉十郎	八 等 屬	須貝清隆	
八 等 屬	竹内直温	八 等 屬	高倉虎彦	
十 等 屬	高橋清明	九 等 屬	宮原敬助	
御用掛	永原正忠	等外二等	今野定吉	
等外二等	太田資順	同	市川傳八	
等外一等	鶴田庄太郎	同	井上五郎	
同	三島邦憲	同	柴三郎	
庶務課臨時雇	上田安興			
給 仕	佐藤本次郎			

同	二番組十九人	六等屬	堀	兼吉	七等屬	鈴木正義
同	八等屬	島崎友連	八等屬	山宮恭太郎	八等屬	近藤鎮之助
同	九等屬	遠山廣	九等屬	前橋榮春	九等屬	柘植重訓
同	九等屬	杉原千尋	十等屬	田中信能	等外一等	岩井左右藏
同	十等屬	鶴田嘉内	等外三等	星野久次郎	定	花村仲左衛門
同	員	真田勇馬	同	東郷實文	給	折原鍊三郎
同	同	齋藤太次郎	同	齋藤太次郎	同	近藤文次郎
三番組十九人	六等屬	原純	六等屬	横山知定	八等屬	岡本貴道
八等屬	小池滋本	八等屬	岡本貴道	十等屬	中村嘉久治	
九等屬	落合真也					

○各郡また郡吏を指定して御巡幸事務を掌らしむ

鮑海郡十一人郡書記

同	鮫島直作	同	平野成憲
同	若松成見	同	佐藤久芳
同	小松重久	同	伊藤武久
同	五十嵐正之	同	牧信知
筆	生有村實禮	同	中野金六

同 關 盛 雄

他の諸郡これに準ず

○警察署は御警衛の部屬を分ち三等警部鈴木忠良を指揮長と爲し、四等警部矢部潔、六等警部杉村正謙、七等警部有馬純典等、警部十六名、巡查百五十名、各々分擔する所ありて御警衛の任を務む

各分署員また警衛に任ず、ここに當時に於ける警部の氏名を列記すること次の如し 警察本署

- 一等警部 鬼塚綱正
- 二等警部 鈴木忠良
- 三等警部 鈴木忠良
- 四等警部 矢部 潔
- 五等警部 朝倉政治
- 六等警部 杉村正謙
- 六等警部 伊知地季輝
- 六等警部 岩田孫四郎
- 六等警部 黒川春造
- 六等警部 種子田正命
- 六等警部 大浦則泰
- 七等警部 山崎繁彌
- 七等警部 有馬純典
- 七等警部 別府眞彦
- 七等警部 小林 保

山形警察署

- 七等警部 齋藤 求
- 八等警部 南條博親
- 八等警部 中村章重
- 九等警部 青木定謙
- 十等警部 指宿通行

- 六等警部 松本時正
- 九等警部 片山庸作
- 十等警部 川内清勝

鶴岡警察署

- 六等警部 吉見 輝
- 八等警部 東郷重光
- 十等警部 室田景從

酒田警察署

- 六等警部 瀬高龍人
- 九等警部 岸 剛
- 十等警部 渡邊文藏

米澤警察署

- 五等警部 木村順藏
- 七等警部 川村純一



九等警部 兒玉友介

十等警部 五十嵐豫久

新庄警察署

七等警部 厚地兼義

九等警部 石井元治

外に谷地警察署詰及巡査三百七十三人

○各郡長また鞅掌す

南村山郡長 村上楯朝

東村山郡長 藏田信

西村山郡長 藤田健

北村山郡長 中山高明

最上郡長 野間政壽

飽海郡長 相良守典

東田川郡長 長澤惟和

西田川郡長 氏家直綱

南西置賜郡長 山下政愛

東置賜郡長 柴山景綱

戸長、用掛學務委員等皆奔走して事に任せり

○縣令及次官出張の隨行員

縣令隨行 二等屬 久留清隆

五等屬 赤谷信敏

六等屬 佐藤信義

十等屬 長谷川逸民

外 田村興五郎

給 仕 室 太朗松

次官隨行 四等屬 北川良愼

六等屬 山宮成一

七等屬 庄司永受

上田貞祐

等外二等 櫻井經行

第五節 縣官出張所手當及旅費額

左の如く規定す

一金三圓 御泊所縣官出張所一晝夜の茶料

但二晝夜以上は一晝夜に付金二圓五拾錢

一金壹圓 御書所縣官出張所茶料

一金五拾錢 縣官出張所詰買物用達一日分手當

一金壹圓 右同斷一晝夜分手當

一金三拾五錢 行在所詰並縣官出張所小使一日給

但一晝夜詰切の節は五拾錢支給

一金拾五錢 縣官晝賄料

一金三拾五錢 同一泊料

但判任等外の別なく、供奉判任官に準ず

一賄料は悉皆會計掛にて支拂ふ、追て精算のこと

一御用の都合に依り夕飯後直に出發の向は必ず會計掛へ通知のこと

一泊り人員の内宿泊致さぬ向は是又會計掛へ通知致すべく、尤も宿主に於て賄

用意の筈に付半額を給すべき事

但會計係へ斷りなき分は、宿泊有無に關せず賄料支拂ふべき事、

### 第六節 人馬車使用概則

一、御巡幸御用物は勿論其他の分と雖も、總て通し人足使用の筈なれども、或は地方に於て雇上の向もこれあるべきに付、御先發官に問合、其の概數豫て備置候様、沿道繼立所へ相示し置くべき事

一、人馬荷車の繼立をなすべき驛名左の十四箇所とす

及位、金山、新庄、古口、清川、鶴岡、酒田、尾花澤、楯岡、天童、山形、上ノ山、高島、米澤

但臨時要用の分は此の限にあらず

一、荷物運搬掛より人馬の申込あるときは、直に其員數繼立所へ示し、急速其の需に應ずるの心配をなすものとす

一、人馬申込の數繼立所より差出たるときは、實際點檢の上これを運搬掛へ渡すべきこと

但賃金受取證は其地繼立所に於て認めさせ、之を運搬掛へ渡し、その都度賃金を受け取るべし

- 一、一旦人馬差出方を命じ其の後幾分か不用これある節は、地方官心得書に由て其の不用の分へ足留料を給するの手配を爲すこと
- 一、人馬は荷物運搬掛の需に由て配付すべし尤も御晝泊所外に於ては此の限にあらず
- 一、本縣御用物運搬人夫は山形に於て雇上げ、途中繼立をなさるること  
但運搬途中所勞等これある節は臨時雇入ることあるべし
- 一、人力車は混雜の憂甚しきを以て豫め百四拾輛を山形に於て雇上げ、管内御通輦中之を隨從せしむること  
但車夫取締として頭取壹貳名出張せしむべし
- 一、荷物運搬掛及び本縣官より人力車の要求あるときは、雇上げの内を以て配付すること
- 一、豫め雇上げたる人力車にて不足を生ずるときは、郡吏或は戸長へ照會、臨時雇入等其の手配をなすこと
- 一、縣官より人力車要求の節は、其都度姓名を記し調印せしむること

- 一、人力車賃金請取證は車夫頭取をして認めしむること
- 一、人力車は出發の地より御晝所若しくは御泊所まで繼通したるべきこと
- 一、御晝泊の兩所に於て、雇上人力車の用不用を點檢すること

### 第七節 出張縣官心得概略

- 一、組合中擔當を定むるも 御休泊所は事務最繁雜に涉り、而も人員寡少に付互に助勢すること
- 一、行在所詰は前日より相詰め、供奉官詰所用椅子を始め宮内省品目書により悉皆點檢し、間内清潔に掃除し夫々備付、何時 御着輦あるも差支へざる様注意の事
- 一、行在所詰は 御着輦前左の項目殊更注意を加ふべきこと
- 第一、御浴湯 御着輦前沸し置くべきこと  
但湯沸たる上は一應點檢し、若し相濁りたらば更に相沸すべきこと
- 第二、御浴湯用水四五荷、御膳水汲置くべき事

第三、供奉官詰所張札を検し置くべき事

第四、供奉官詰所烟草盆并に茶の湯等不都合なき様注意の事

一行在所詰は帳簿を製し置き、供奉官下宿其の他へ御用狀相立て候節は、右帳簿へ明細記載し、間違無之様注意の事

一、買上げ物並借入もの等行在所詰より依頼の節は、縣官出張所へ通知すべきこと

一行在所詰は有位者、帶動者等 天機伺として參上の者は名刺を徴し御巡幸御用掛へ相通すべき事

一、午前御小休所詰並御晝行在所詰は前日より相詰用意のこと

一、御晝御泊行在所詰は御酬金下附の節は別紙雛形(略す)の受取書を差出し、宿主へ直ちに下渡すべき事

但、宿主より受取證を徴すべきこと

一行在所詰は姓名を一紙に認め、御巡幸御用掛並に宮内省庶務課へ差出すべきこと

一、同縣官出張所を通知すべきこと

一、供奉官宿引受者は着前、風呂並膳部の都合を検査すべし、尤も出發當朝は一層注意を加へ膳部遅れざる様致すべし

一、供奉官到着喫飯の際、賄券受取のため一應點檢し、人員と突合候は、該券持參縣官出張所へ出頭候様申聞べき事

一、人馬人力車引受の者は供奉驛遞官及び各供奉員より、人馬人力車等差出方依頼あれば、使用概則により不都合なき様取計べき事

一、會計掛は宮内省達品目書により取揃置たる物品代價並臨時買上代價等、主管の課より受取るべき事

一、會計掛は供奉官賄券取纏め、現金引替相拂ふべき事

一、出張所詰は第一に御門鑑の出納を嚴重にし、御發軔後は員數相改め返納せざる者あれば速に返納致さすべき事

一、出張所は召上り物、郡役所出張員より受取、内膳課へ引渡すべきこと

一、出張所詰は行在所詰より置上物等申越候は、速に相辨し回送すべきこと

一、行在所詰は御膳水汲場所見分致置、宮内省掛官に於て點檢なすに於ては案内すべきこと

一、御泊所、御立退所の圖面は郡役所より二葉づゝ本縣行在所詰のものへ差出すべき筈に付、右一閱の上一葉を供奉宮内省庶務課へ差出すべし、尤も、御着輦前後侍從並近衛士官等各自見分候間、實地取調置不都合無之様案内すること  
一、雨降等の節は人力車綱引を要することあるべし、然れども其の地方に因りては急場の間に合申間敷に付、御泊驛に於て前夜驛遞官へ協議をなし手當すべきこと

一、御小休、御召換所、御野立等に於ては御料御馬並臣下用馬、口洗水等用意あるべき筈に候へ共、其の詰所員に於て其の有無を問ひ、不都合無之様注意すること

一、被下金有之分

御泊、御晝行在所

御小休

但官舎に非ざる分

御膳水

是は行在所外の分に限る

御立退所

御廐課并近衛騎兵休所

但、行在所外に借入候分、

御馬車置場

是は行在所外別段に借入候分

### 第八節 行在所御門鑑取扱方内規

一、御門鑑は出張所詰に於て擔當の事

一、御門鑑拜借申入候者あるときは借受の證書を認めさせ、引換に鑑札相渡其證書に番戸を記入し、参考の爲、御門鑑受渡姓名簿へ番號姓名を記載すべし、用済の上返納の場合に於ては、證書と鑑札の番號を照合し、相違なきときは前受取たる證書を返付するものとす

但大社宮司有位者、帶動者、六級以上教導職、維新前後王事に勤勞し賞典に預りしもの他府縣官員

右の外は總て郡書記をして引合しめざれば相渡さず

第九節 奉迎細則

御先發宮内官九月三日の通知に本づき郡長會議に由りて決定せし奉迎細則は次の如し、但しここには該通知と重複せるものを省き抄出せり、

- 一、御休泊行在所表門玄關の二箇所、其の他へ御幕張用眞鍮打釘用意致すべき事
- 一、假御厠設所は床上八尺以上に設け置くべきこと
- 一、御休泊所御門内外等總て御歩行相成るべき場所は、筵一枚通り敷設置べき事
- 一、御晝泊、御小休所、玉座向、葎簀或は木綿にて日雨覆設置すべきこと
- 一、御泊箇所に於て御立退所繪圖面行在所より沿道をも書加ふべし(二通相製し置、御當日出張本縣御用掛へ差出すべきこと)
- 一、御休泊御小休所并に御召換所等、有志者に於て營繕取計、官費請求致さるる分

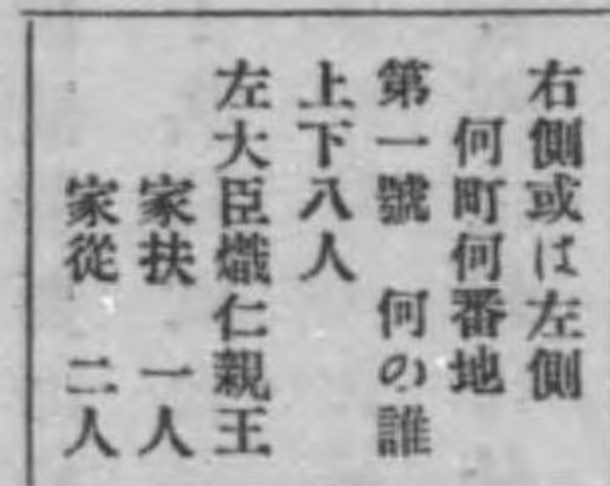
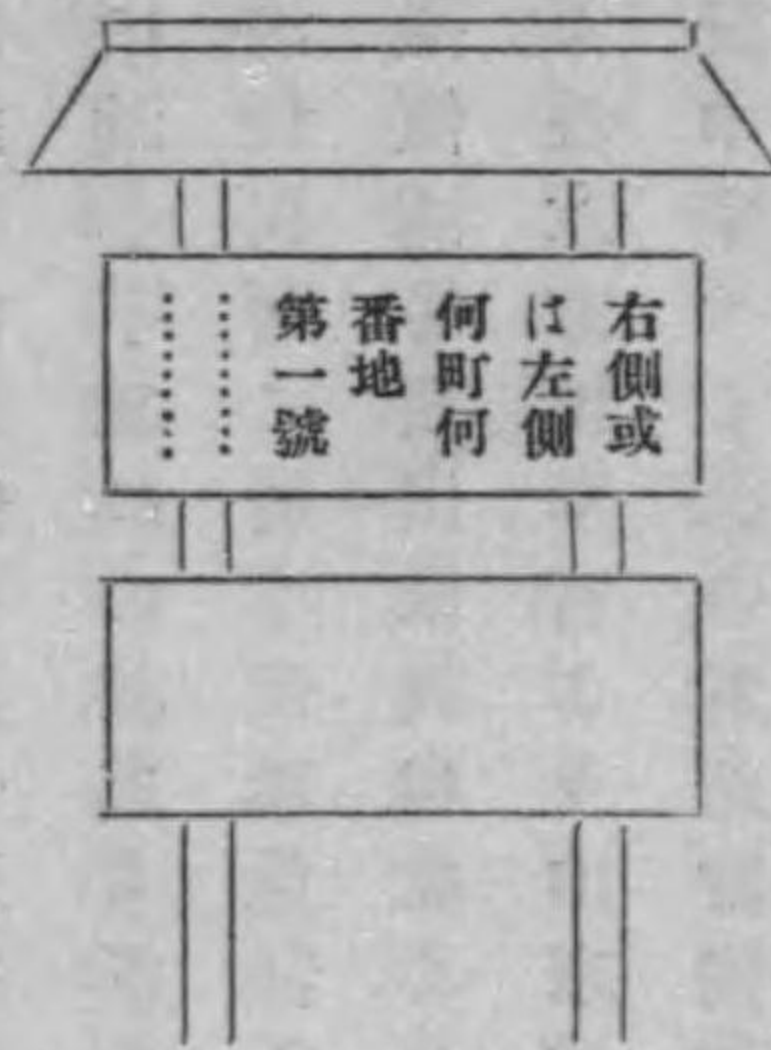
も費用の儀は箇所限り概目を付し豫算精算とも差出づべきこと  
但有志者並に一部協議に係る分は、何の某外何名或は一部協議を以て云々と記すべし

- 一、御小休所の間、一里内外にて成るべく日蔭の場所見立、馬の口洗所取設け、村名字並に前後御小休所よりの里程取調べ、來る十日迄差出すべき事
- 但、水飼桶等の儀は過日相達候品目附の通相心得べき事
- 一、御泊行在所に於ては土地の物産、天覽の上、御買上相成るべきこともこれ有るに付所持人名、並に有高及代價等、取調置申すべきこと
- 一、御通輦沿道町村は消防組にて不慮警戒を嚴重に致すべき事
- 但、町村の間、人家無之の處は地元消防組にて塵埃相立ざる様、水を灌ぐべき事
- 一、御廐へ點すべき提灯五張用意致し置くべき事
- 但、有合品にて苦しからざる事
- 一、皇族大臣、參議等旅宿に於て從來の便所を相用候はゞ、到着六七日前より臭氣を留置候様、右宿主へ諭達致し置くべき事

- 一、御泊行在所、臣下用椅子五拾脚、其の他は貳拾脚用意致すべき事
- 但縣官用椅子は本文の外、十脚用意致すべき事
- 一、玉坐並御次の間用、胡麻の油御買上相成べきやも計りがたきに付、豫て所持人等取調置申すべき事
- 一、玉坐其の他各課へ御用の蚊遣草御買上相成るべきやも計りがたきに付、蒼朮或は鋸屑等所持人豫て取調置申すべき事
- 一、有志者に於て擊劔其他 天覽に供へ度向これありとも公然出願候ては到底難聞届儀に付、右様の向もこれあり候はゞ、御巡幸行在所前等に於て執行候儀は差支もこれある間敷、其際は縣廳へ願出べき事
- 一、供奉官宿引の儀、宿主等罷出居候とも到底行届兼候もこれあるべきに付、十二三歳の小兒數名、差出、銘々へ右の札を持たせ、宿驛入口邊へ差出置き案内致さすべく候

第何號 御宿

- 一、新聞社員二名陪隨相越候に付、宿割の儀依頼越候間、宿壹軒適宜設け置候事
  - 一、御巡幸の際、拜觀人群集雜沓の爲め、御輦路差岡、又は怪我人等有之候ては、相濟ざるのみならず、取締上不都合に付、沿道郡役所に於て所轄警察署と協議、沿道筋市街並に要所へ適宜手摺或は繩張致さすべき事
  - 一、御晝泊驛内へ臨時人馬繼立所取設る事
  - 一、御休泊驛入口並に行在所前、左右區別し止宿家の目安掲げ札をなすべし
- 但松杉木を以て手輕に扱へ、西の内紙へ認め張付候事



第十節 郡長に内達

九月廿一日縣令より沿道各郡長に内達すること左の如し

一、今般御巡幸の節、供奉員へ宿主共より馳走ケまじき義、決して致す間敷成るべく手輕に致し手後れに相成らざる様致候儀肝要に候事  
一、御休泊行在所に於て供奉員詰所へ菓子其外飲食品差出し、又は通し人夫車夫等へ握飯酒等差出候義相成らざる事  
右の廉々注意方供奉官より申來候次第も有之候に付、精々相心得不都合の義無之様取計申すべく念の爲此旨内達候事

同日また内達あり次の如し

一、先般御先發官相越し、供奉員宿夫々取極め相成候に付ては、此の後何等の事情を以て宿替之義供奉官より示談を請候共、決して變更相成がたき義に候條嚴重相斷申すべく、萬一絶つて示談有之節は、郡吏員限取計相成がたく候に付供奉官より拙者へ直に懸合候様應答致すべく、此際に至り變更致させ候義は、混亂の基に付心得違無之様致すべく、此の旨内達候事

### 第十一節 照會及内訓事項

○御臨幸のとき雄勝時管轄堺より十丁余以南及位村地内字楯の澤御小休所を以て、御警衛其の他の交換所と決定する旨秋田縣に照會

(八月十六日)

○行在所 御小休所等修築出費につきて宮内省侍從に左の通り照會し承認を得

一、南村山郡山形 行在所新築及豫備品其他御小休所新築同所豫備品等は、悉皆有志醸金を以て支辨し官費を仰がざれども、行在所御模様替及調理場御輿置場、御馬車舎、御厩并臣下乗用厩建築費、且つ哨兵立番小屋新調費は、官費御下附相成度

一、東村山、北村山、西田川、東置賜、南置賜の六郡は行在所新築及修繕相加の分并豫備品、御小休、御野立、御召換場建設費等は有志醸金を以て支辨し、官費を仰がず候へども、御輿置場、御馬車舎、御厩、臣下乗用厩建築費并哨兵立番小屋新調費の



分は官費御下附相成度

一、飽海郡酒田 行在所は東田川郡田谷村平民渡邊作左衛門一己にて新築其の他豫備品且つ御輿置場、御馬車舍、御厩及臣下乗用厩建築共、右同様私費を以て悉皆相扱御小休所は人民有志の醸金を以て取扱、聊か官費を請求致さず

一、最上郡 行在所并御小休御野立、御召換場等修築營繕其の他御輿置場、御馬車舍及御厩臣下乗用厩且つ哨兵立番小屋并豫備品等の費用は、悉皆官費御下附相成度

一、東田川郡 行在所新築及修繕相加へ候分并豫備品且御小休修繕等は有志醸金を以て支辨し官費を仰がざれども、御輿場、御馬車舍、御厩御湯殿、御厩及臣下乗用厩且つ哨兵立番小屋等は官費御下附相成度

但新堀中側御召換建設費は官費御下附相成度

一、行在所御小休御野立等の建札其の他坂路緩急建札等は官費御下附相成度候

○供御につきて管内御巡幸用掛に内達、御好の品

鮎、山女、鱈、鰻、龜、鯉、鮒、鴨、鶉、蜆、  
 召上らざる品、

鶯、雉、山鳥、貝類は鰻、蛤蜊等の外凡て異りたる品を召されず

○雇上人力車の數及其の賃金を定めて用掛に心得しむ(九月七日)

一、百四拾輛 雇上げ總數

内

五拾壹輛 縣官用

貳拾輛 警察官用

拾五輛 縣官の内隨行員用

五拾四輛 供奉員用

内貳拾輛貳人引

一、金八拾錢 一人乗人力車壹輛一日の賃金

但里數に拘はらず

○御先發侍從官に照會回答の中、抄出、

一、御泊行在所宿直は左の通りに候事

宮内書記官	一人	侍從長	一人
侍從	三人	庶務課	一人
醫員	一人	内膳課	四人
内庭課雜掌共	八人	調度課	二人
同夫卒	二人	仕人與丁共	十七人
御厩課取者	一人		

總計三十九人、夫卒二人

一、御泊行在所御門屋根無之所は哨兵立番所相設べく、右費用は官費下渡相成候事

一、行在所御坐敷見隠しの幕は縣廳にて用意致すべき事

一、縣廳學校其他臨御相成候個處は、便殿其の他へ御設けの椅子テーブル等御料の分は御持越相成べき事

### 中篇 輦道紀事

#### 第一章 東京御發輦

豫め仰出させたまへる如く、七月三十日を以て東京を御發輦あらせたまふ。

二品能久親王、左大臣熾仁親王、參議大隈重信、同大木喬任、宮内卿徳大寺實則、宮内大輔杉孫七郎、内閣大書記官金井之恭等勅任官五人、奏任官三十六人、判任官八十餘人、騎兵五十八人、扈從し奉る。參議黒田清隆、内務卿松方正義、侍從富小路敬直等、御先發の命を奉じて發せり。

是より先き、御巡幸御用掛、並に宮内省より地方官に布告して、御巡幸の御趣意を宣へ行在の設け、道路橋梁の修治、飲食物の供給、奉拜の儀禮等は、務めて簡略に従ふべき旨を傳へらる。又宮内大輔杉孫七郎等を分ち遣はされて、沿道の地形、宿驛の廣狹、物貨の豊約を按察せしめ、その情狀を復奏するに及び、地方吏民の心を勞せんことを慮りたまひて、即日勅して供奉人員五分の二を減じたまひ

ぬ。至仁の大御意、畏しとも畏し。

この日黎明、主上便殿に御して、文歩の百官に拜謁を賜ひ、酒饌を賜ひ、午前八時、軍樂隊吹奏し、儀仗儼然として、宮城を發したまふ。警視前驅し、近衛騎兵、列をなして之に次ぎ、曹長、菊章の御旗を擎げ、騎兵、近衛將校また之に次ぎ、御馬車には宮内卿徳大寺實則陪乘し、劍璽を奉ず。騎兵左右を衛り、皇太后、皇后、親王、百官これに次ぐ。道側には陸海軍兵整列して捧銃し、奉送の士女雲の如し。午前十時、千住驛に着きたまふ。

午後、御發輦。奉送の皇太后、皇后、皇族、ここより還御、奉送の百官亦是より還る。車駕この日埼玉縣草加驛に駐りたまふ。埼玉より茨城、栃木、福島、岩手諸縣を過ぎたまひて、八月廿七日、青森に着かせたまふ。沿道或は武を閲し、或は開聖場に臨みたまひ、篤行者に賞賜し、窮民に醫藥を賜ひぬ。時恰も盛暑炎熱熾くが如く、御旅程の御難苦なりしこと、想ひたてまつるべし。

青森港より軍艦扶桑に御して、北海道に渡らせたまふ。從駕の人々は金剛艦、迅鯨艦、日進艦、矯龍、函館諸船に乗す。海上霧罩めて波浪高く艦船を搖蕩せり。

海程二百三十里、小樽に上陸しまして、札幌の行在に御し、更に東巡して蝦夷の部落を過ぎ、室蘭に抵らせたまひ、海上より森港に着御、函館より復た海を航して青森に還らせたまふ。それより弘前を歴て羽後の境に臨みたまひ、九月十六日、蹕を秋田驛に駐めたまふ。

山形縣令三島通庸、この日縣吏二等屬久留清隆、五等屬赤谷信敏等六名を隨へ縣地を出發して秋田に向ふ。管内御巡幸用掛の官吏、御警衛の任を帯べる警部巡查等二百餘名、同日みな發す。先たつこと四日、山形縣大書記官深津無一、隨員四等屬北川良愼、六等屬山宮成一等五名と急行して秋田に抵りて奉迎事務を照合し、また御先發官内務卿松方正義を迎へて先導す。内務卿は隨官二名と十九日を以て山形縣に入り、新庄に泊し、鶴岡を巡歴し、二十一日酒田に至りしに宿病起り、停りて治療すること五日。

内務卿に差出せし書類左の如し

山形縣職員錄、一覽全圖、統計表、御通輦沿道地圖、輦道驛村略記、士族戸數人員調、士族金祿公債證書所有額調、同貧富就産の景況、建築開鑿墜道石木架橋粗朶工堤

防表警察上の模様及新聞並に集會の景況、醫術の盛衰、流行病等の景況、濟生館沿革、開墾地調、山林取調書、普通特有物産調書、海陸輸出入調書、改租後の民情、官設民設、牧畜取調書、十四年八月水害地方反別一覽表、管内里程表等

西村山郡長藤田健は同郡和合村菅井喜兵衛等が同村釜山堤を築き、並に新田開墾の事、宮宿村豊島雄永が杉原開墾場の事を陳べて、内務卿の通覽を請ふ。北村山郡長中山高明も擴業社の開墾場、荻袋村の開墾地、苗木試験場の狀況を陳べ、南置賜郡よりも米澤大町私立製絲場等の視察を請ふ所あり。是れみな公衆の利益を興したる事業なるを以てなり。

## 第二章 臨幸

### 第一節 秋田縣より新庄行在まで(三十一日、九月)

秋田に 御駐輦の間、豪商那波三郎衛門が三世淪はらざる慈惠の行を褒賞して、絹帛を賜ひ。九月十八日秋田 御發輦、境村に泊らせたまひ、十九日角間川驛を行在とし、廿日湯澤驛、廿一日下院内に着きたまふ。この夜雨ふる。

廿二日早旦雨歇む。下院内御發輦、山形縣に諭えさせたまふ。秋田山形兩縣の境は、萬山聳立し、老樹蒼鬱として晝猶暗く、雄勝峠及位峠等、崎嶇險艱を極め、諸侯の時待みて天險と爲せり。明治十一年、兩縣協議し、歐人を聘して山谷を測量せしめ、嶮岨を夷にし、新道を開鑿し、三年を閲して成れりしより、嶮艱復た昔日の如くにはあらずと雖も、坂路羊腸、陟降未だ容易ならず。主上、上院内村より御板輿に御し、從駕の諸官、或は騎し或は車に乗り、或は徒步して澗を渡り坂を陟る。秋田縣令石田英吉供奉し、山形縣令三島通庸また列外供奉を聽されて扈從す。午前八時四十分、最上郡及位村の内、字楯の澤御召換所に着きたまふ。御召換所は、縦三間横二間、杉丸太掘立造にして、茅もて屋を葺けり。別に御板輿を置く處を設く。後に記する所の御召換所と云もの皆之に準ず。此處にて御警衛、其の他の任務、秋田縣吏と交代し、山形縣四等警部矢部潔前馳し、縣令騎して供奉す。主上、御馬車に召し、前衛後從、肅然として輦路を進みたまふ。人民老を扶け、幼を負ひ、數里外より來りて千古の盛儀を拜し、感泣する者多し。小學校生徒等、校旗を擁して處々に奉迎す、縣内沿道みな此の如し。

午前九時廿分、及位村高橋雄治が家を御小休所と爲したまふ。この地及位川の谿流に臨み、對岸に絶壁あり、飛泉入り風致殊に佳し。主上、樓に御して一等編修官川田剛に命じ詩を賦して上らしめたまふ。其の詩、絶壁懸崖碧瀨奔、誰圖龍駕此停轅、鹽根嶺近連山脈、藻上川初見水源、淵底潜鱗驚日影、雨餘古木浴天恩、從來四海皆王土、何處雲林不禁園。

及位川の下流新に石橋を架く。其長さ七十餘尺、幅二十四尺にして、世にいふ眼鏡橋の形を成せり。左大臣熾仁親王、之に名を賜ひて萬代橋といふ。高橋雄治に金帛を下し賜ふ。

村南半里にして鹽根峠あり。陟降一里半、また險坂なるにより、御板輿に御して御小休所を發したまふ。劔聖は警部先導したてまつりて別に渡御す。午前十時十五分、峠の頂上なる御野立所に憩はせたまふ。其の設、御召換所と同様にして、臣下の休憩所は拾間に貳間の濶さとし、杉丸太を用ひて營築し、幕にて區劃せり。時に雲霧脚底より湧き、忽ちにして山谷に瀾漫し、四望一白茫茫として烟海の如く、遠近の巒嶺、わづかに巔を露はしぬるさま、洋上の島嶼を望むに異なら

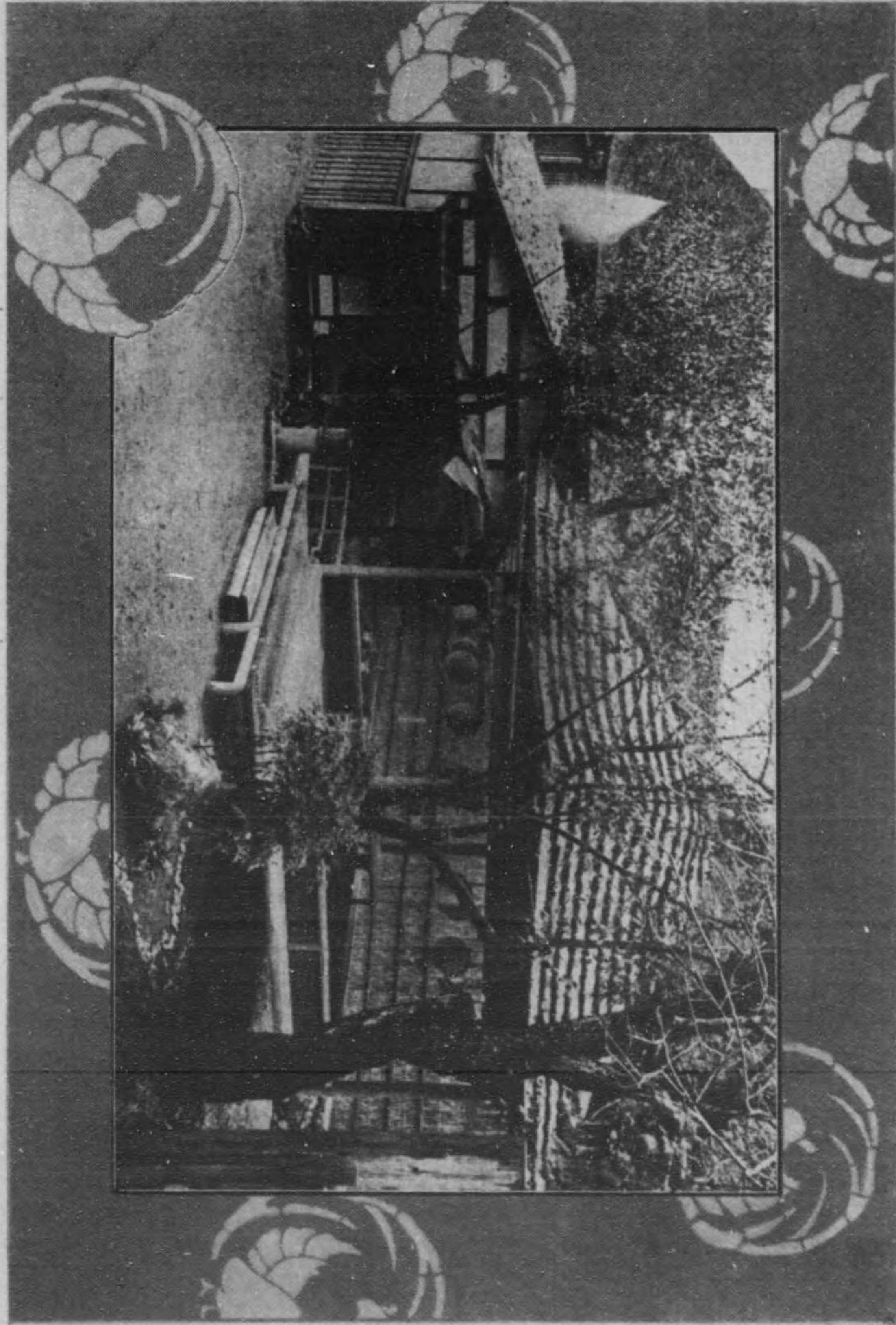
す。

嶺を降らせたまひて午前十一時二十分、中田村の内字主竊坂下に着かせたまひ、御板輿を却け、また御馬車に召したまふ。これより三十二丁、中田村栗田運平が家に御小休あらせらる。騎兵隊は佐々木金藏方を舍とし、御厩課休所は栗田金四郎方とす。時に午前十一時五十二分なり。從駕の臣隸に餅と搏飯とを賜ふ。初め金山村の富農岸三郎兵衛等三名、行幸の時刻、この地當に正午に近きを推測り供奉の諸員に餅を献せんと欲し、縣令に従りて請ふ所あれども、宮内省堅く進献を聽されず、而して更に命じて搏飯を製せしめ、並にこれが直を賜ひぬ。此の如く奉献は一切嚴禁したまひつれども、地方の人民、心に厭かずとして、献品するもの甚だ多かりしかば、その忱を容れて、輒ち金幣をたまへり。運平また焼酎六斗、水餅貳百連及び栢實を上る。運平に金帛を賜ふ。

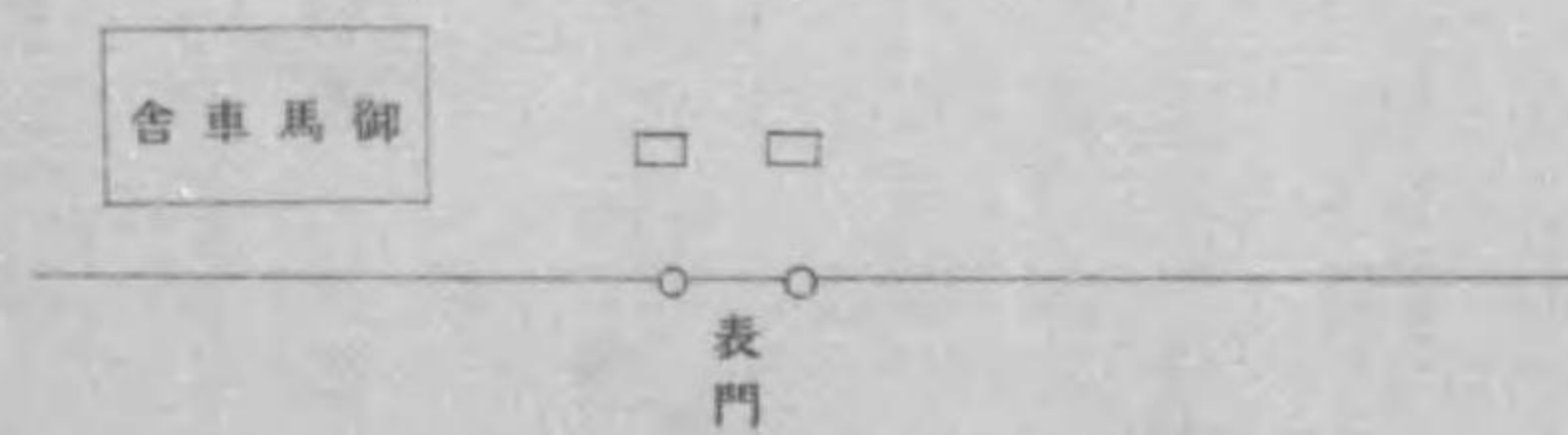
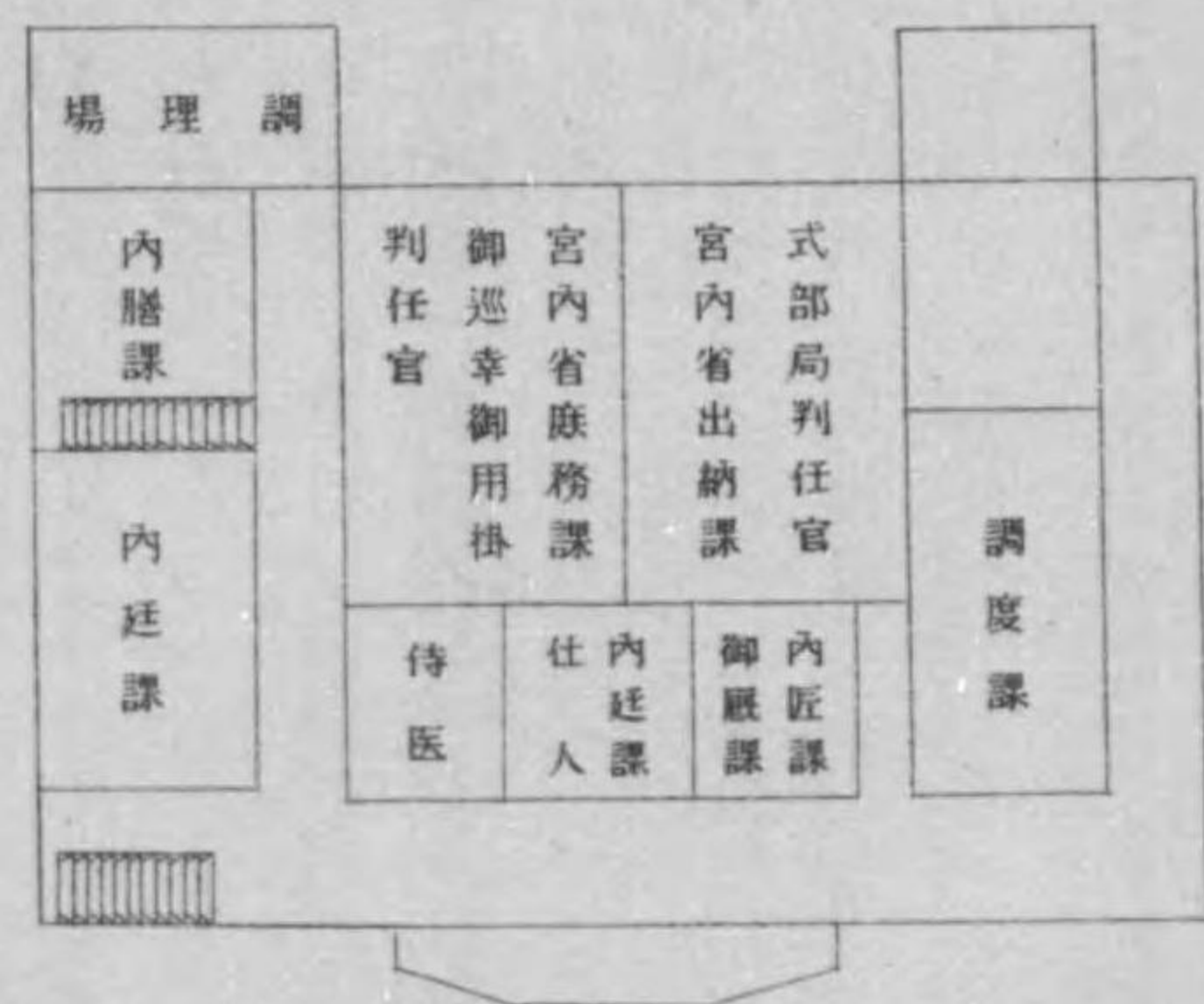
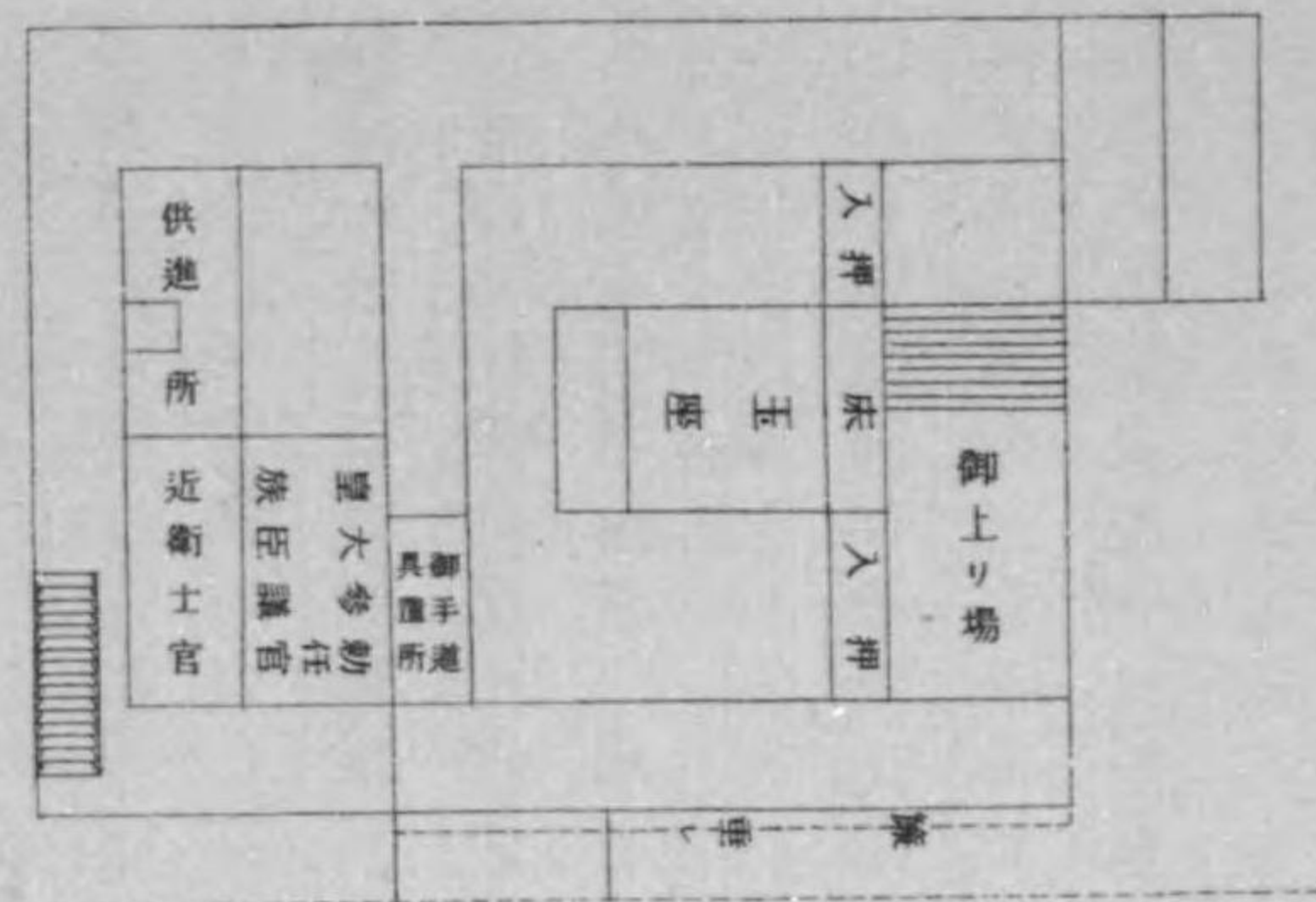
車駕、前坂山を登り、森合峠を踰えたまふ。字日向に御馬口洗所を設く、金山川を渡らせたまひて、金山町村に御着、晝御休所岸三郎兵衛が家に憩はせたまひ。木盃竝に金帛を下し賜ふ。三郎兵衛は家産饒豊にして、また奉公の念に富めり。

この時 御坐所を新築して車駕を奉せしが後年また大に赤十字社救護事業を賛し、心を傾け私財を投じて社員の募集に努め、家を其の子に傳へし後、自からその名を赤十と改め、御巡幸駐輦の日を記念として、毎歲、村内の社員を自宅に會して祝宴を張り社旨の貫徹を期すと云。

午後三時二十分、金山町村 御發輦、上臺村に着かせたまひて近岡孝四郎が家に憩ひたまふ。御厩課は矢口作十郎方、騎兵は樋渡惣太郎方に休息す。この時八十年以上の老人製作の品、及農民の耕田せるを覽るなはしたまひぬ。上臺川を渡り、前坂、中澤坂、赤坂の山路を踰えさせたまふ。赤坂に御馬口洗所あり。鹽野原を過ぎたまひて、午後四時五十分、泉田村奥山友吉が家を御小休所となしたまふ。横根岡を踰えたまひ、午後五時四十分、新庄驛に着御。郡長以下、吏民學校生徒等奉迎者堵の如し。最上郡役所を行在となしたまふ。當時新庄市坊の長さ一里二丁、戸數千三百八十餘、人口八千百餘人、公立最上中學校生徒二十四人、小學校生徒九百餘人、公署としては警察署、郵便局、區裁判所、監獄署あり、下院内よりこゝに抵るまで、里程十里十七町。



(内邸岸 山金) 所 在 行 畫 御



行在所は東南に面し、門前左に御料馬繋所あり、門を入りて左右、御守衛兵の哨所あり。玄關を上りたる處に、内廷課仕人室、内匠課、御厩課、侍醫室、右に調度課室、左に内廷課、内膳課、調理場あり。侍醫室の背に御巡幸御用掛判任官室、宮内省庶務課、出納課、式部局判任官室を設く。樓上に玉座あり。南の簷に簾を垂る。皇族、大臣、參議、勅任官の席、近衛士官の室、供進所あり。

五日町圓満寺を以て非常御立退所とし、從駕の諸官、第一號より第二十七號までを分ちて各町の民戸に宿泊す。縣吏は五日町阿部民彌が家に出張所を設けて、人馬の供給、萬般の事務に鞅掌せり。

新庄は封建の世、中務大輔戸澤政實の城邑たり。戊辰の役、政實王事に勤め、其の臣竹村直記、吉高織部、武石五十馬等力戦して、奥羽同盟軍に當りしが、衆寡敵せず、北走して秋田に投じ、全土兵燹に罹りぬ。その際、本藩士及山口藩、佐賀藩士等忠死せしもの、墳墓、善龍寺、松巖寺、接引寺に在り。また招魂社を鍛冶橋の東畔に建て、其の靈を祀る。車駕、行在に着きたまひし日、直ちに勅使を差遣して、祭幣を賜ひ、翌日また戊辰、西南二役に戦死したるもの、遺族に金を賜ふ。



當日、御休所等に恩賜ありしものを次に記す。

及位村 高橋 雄治

一、白羽二重 壹疋

一、金五拾圓

右は御小休相成候に付下賜候

一、金五拾錢

右は所有の清水御膳水御用相成候に付下賜候

高橋 雄治

中田村 栗田 運平

一、奈良晒布 壹疋

一、金拾五圓

右は御小休

一、金貳圓

右は御厩課休所に相成候に付下賜候

中田村 栗田 金四郎

一、金貳圓

中田村 佐々木 金藏

右は騎兵休所相成候に付下賜候

一、奈良晒布 壹疋

一、金拾五圓

右御小休

一、金貳圓

右御厩課

一、金貳圓

右騎兵休所

一、御紋付三ッ組木盃

一、白羽二重 壹疋

一、金五拾圓

右御晝行在所に相成候に付下賜候

一、金五拾錢

右御膳水御用

上臺村 近岡 孝四郎

上臺村 矢口 作十郎

上臺村 樋渡 惣太郎

金山町村 岸 三郎兵衛

一、白羽二重 壹疋

泉田村 奥山友吉

一、金貳拾圓

右御小休所

一、金貳圓

泉田村 井上茂平治

右御厩課

一、金貳圓

泉田村 奥山庄三郎

右騎兵休所

第二節 新庄より清川行在まで

(第二日、九月廿三日)

午前七時、車駕行在を發したまふ、凡そ御發輦は毎朝七時を常例とし、擊柝三回、第一柝は準備、第二柝は儀衛を具へ、第三柝を御發輦の期となす。

この日、空少陰、風冷かなり、從駕の臣文學御用掛兒玉源之丞詩あり。厨人相語夢初驚、起理行裝、天漸明、山郭風煙秋已冷、樹頭曦影博勞鳴、鹵簿葉の岡坂長坂を踰えて、午前八時四十分本合海村に着御、齋藤與右衛門が宅に御小休あらせられ、

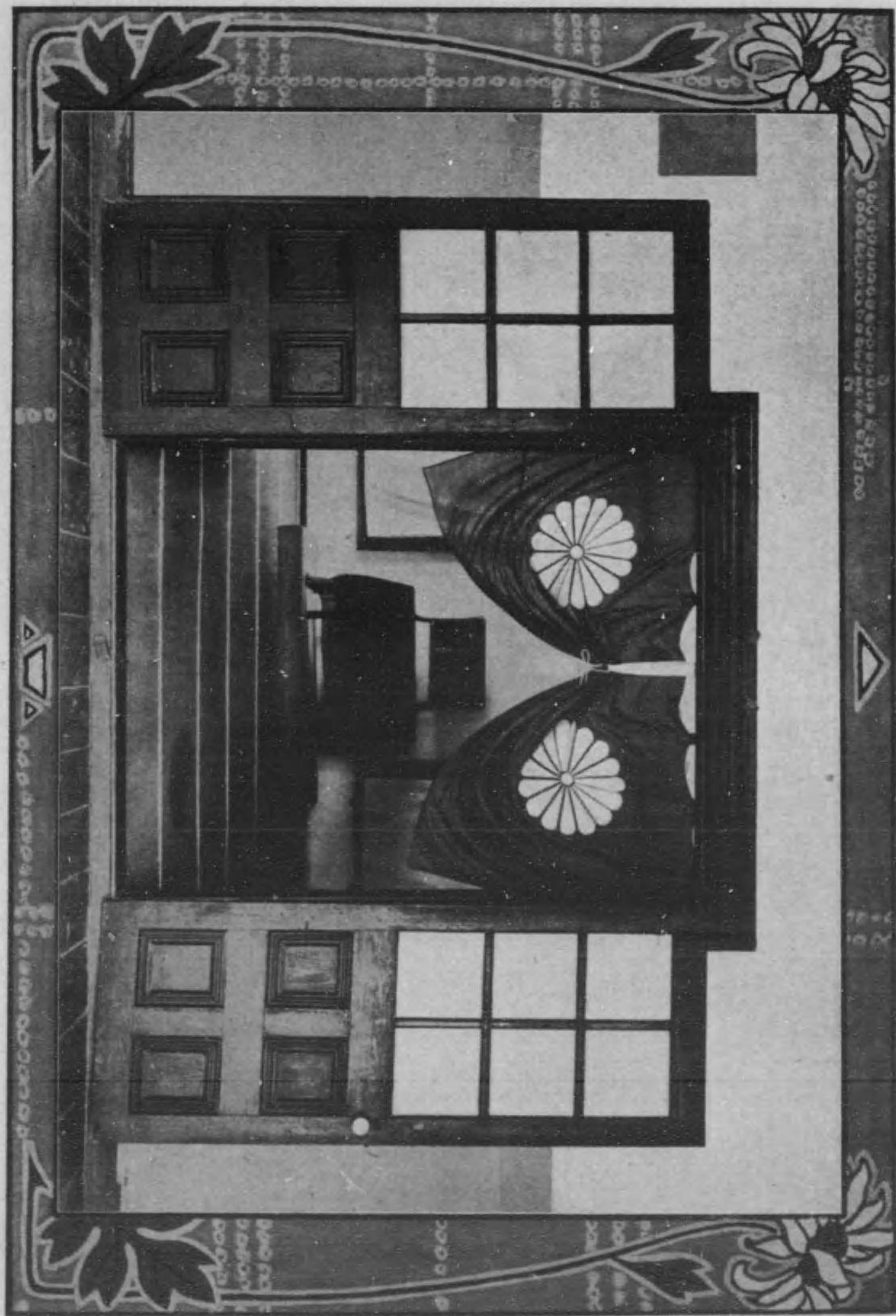
樓上の玉座に御して江山の風景を覽そなはす。西數町を隔て、最上川渡船場あり。本合海の渡と呼び、川幅一町十八間、豫め船橋を造りて渡御にそなふ、御小休所御發輦御召換所より御板輿に乗御して船橋を渡りたまひ、對岸の御召換所に着きたまひて、また御馬車に召したまふ。

是より東田川郡清川村に至るまで其の里程五里廿町、一道逶迤として峭崖を左にし、巨浸を右にす、巨浸は即ち最上川にして對岸は峯巒層疊相連り、絶壁峙り飛泉懸り、また處々に雜樹茂り、松杉森々たり。舊時には輕舟を倩ひて流を下るの外、往來の道なかりしかば、明治九年、太政大臣三條實美、朝命を奉じて東北地方を巡察し、この地に抵りし際にも、小舟を雇ひて奔湍を下れり。縣令三島通庸深くその不便を慨き、新道開鑿の策を決し、十年七月土工を勦め、山腹を剗りて坦路を通じ、巉岩を穿ちて竇道を開き、翌年七月に追びて功を竣ふるを得たり、其の費額二萬五千圓、工を用ふること一萬人に及ぶと云ふ、これを盤根新道とも、清川新道とも稱す。車駕、此道を度らせたまひ、午前十一時廿分、古口町村小林治橋が家に御着輦あり。ここにて午膳を上る。村民柿崎七右工門、安食芳藏等十餘名、綱

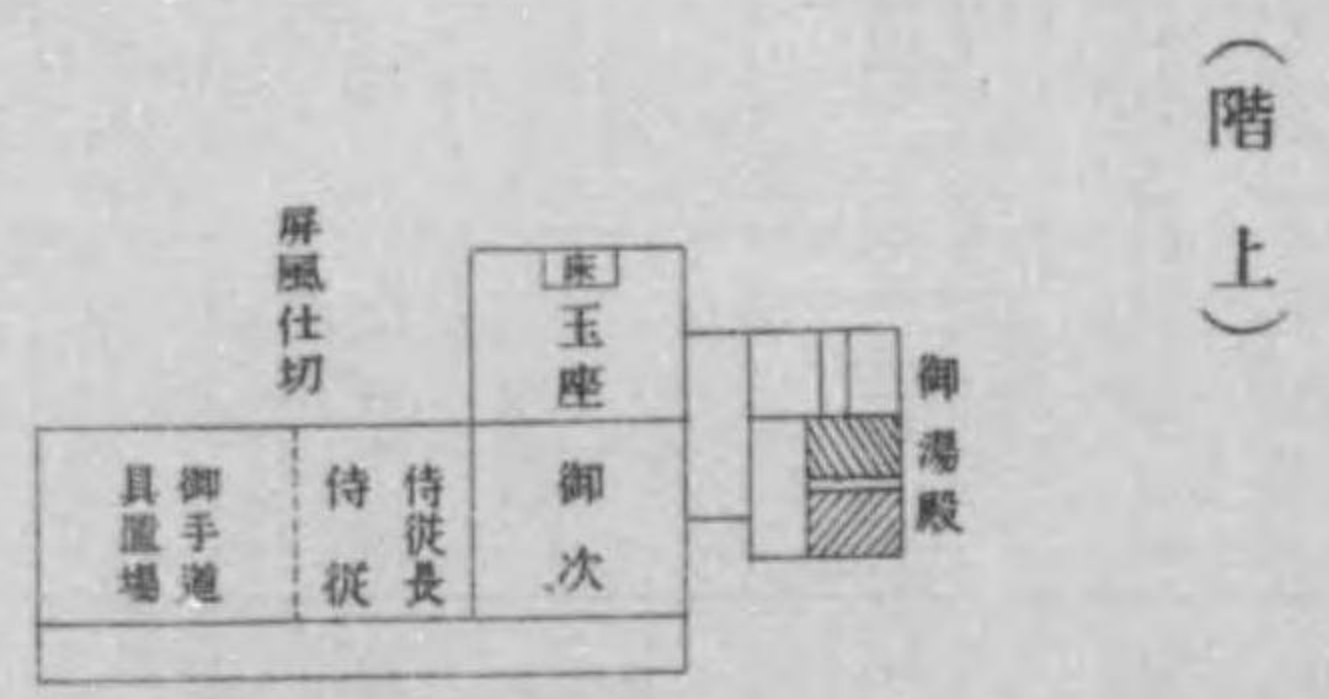
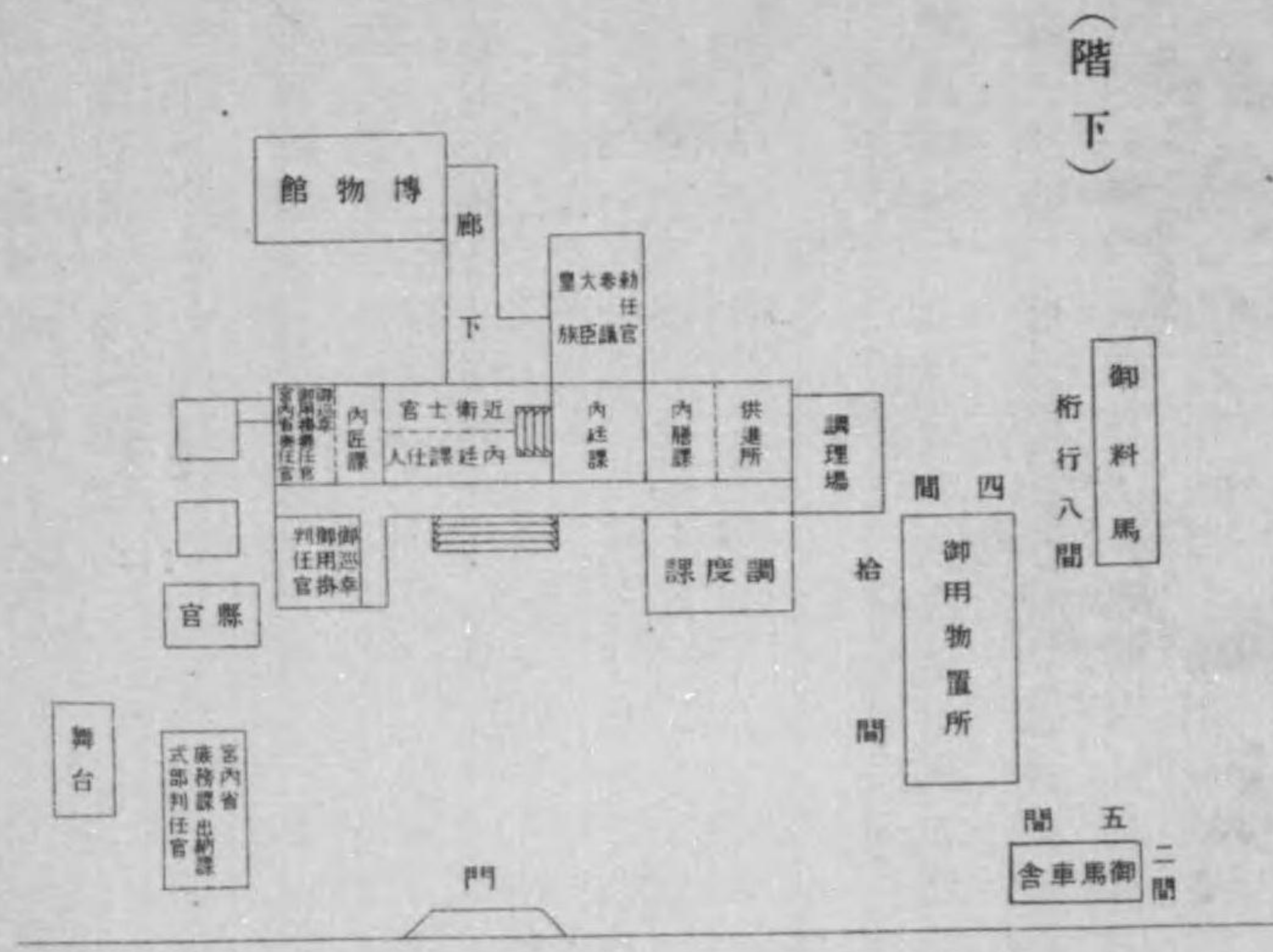
魚して。天覽に供へたてまつり、その獲る所の鯉、鯰等を献す。

午后一時三十分、古口驛御出發、御板輿に御したまふ。劍璽は別に渡御あり。親王、大臣、侍從長以下、扈從して歩するあり、騎するあり、曲折の崖を遠り、長短の橋を渡り、竇道を入出し、午后三時卅分草薙村に着かせたまふ。古口驛より二里半、峡中第一絶勝の地にして、對岸の青壁雲烟の表に峙ち、素練纒々としてこれに懸る、其名を白絲瀑と稱し、長さ五十丈幅六間、夫木集に源重之が歌を載するもの是なり。此處に御野立所を設けしが、此の時、山風雲を起し急雨沛然として來りしを以て石塚長次郎が家に御慰ひあらせたまふ。

また御板輿に御して行かせたまふこと一里、清川村に着かせたまふ。村端に立谷澤川あり、源を月山羽黒山の溪澗に發し、其の水清瑩にして砂金を産す。此に架する所の橋その長さ一百間東雲橋といふ。蹕を橋上に駐めて砂金採集の狀を覽そなはし、午后五時廿分、行在所なる清川村小學校に着きたまふ。風雨尙ほ歇まず。郡長以下郡内吏員、縣會議員、小學校兒童等みな郡界に出て、奉迎し、士女奉拜するもの路に充てり。



(校學小川清) 所在行泊御



御立退所は村の中央、南山なる御諸別王神社と定む。供奉の諸官、各民戸に分宿す。當時全村の戸數百七十五戸、人口九百四十餘、東田川中學校は設けたるばかりにて生徒未だ集まらず、小學校兒童は其の數百六人なり。村民網を最上川に投じ、鯉魚の大なるもの二十六尾を獲て之を行在に獻せり。

從駕諸員の宿舎割

- 第壹號、左大臣上下八人
- 第貳號、北白川宮上下六人
- 第參號、大隈參議上下拾四人
- 第四號、大木參議上下七人
- 第五號、川田編修官上下拾人
- 第六號、田邊權大書記官上下九人
- 第七號、五島驛遞官上下拾壹人
- 第九號、橋本少書記官上下拾貳人

- 宿主 齋藤 宗良
- 宿主 齋藤 治兵衛
- 宿主 齋藤 半九郎
- 宿主 渡邊 登彌太
- 宿主 和田 助右衛門
- 宿主 今井 喜助
- 宿主 加藤 兵右衛門
- 宿主 歡 喜寺

第拾貳號甲、小林騎兵曹長上下九人  
 同 號騎兵拾人  
 第拾貳號甲、騎兵卒八人  
 第拾壹號乙、野田陸軍少佐上下拾四人  
 第拾貳號乙、磯野軍曹上下六人  
 第拾貳號、兵卒拾人  
 同 號、兵卒五人  
 同 號、兵卒六人  
 同 號、兵卒拾貳人  
 同 號丙、寺尾騎兵曹長上下三人  
 第拾四號、杉宮內大輔、上下四人  
第拾參號、宮內卿上下五人  
第拾七號甲、米田侍從上下五人  
 第拾五號、堤大書記官上下拾六人  
 第拾八號甲、伊東侍醫上下七人

宿主 加藤清四郎  
 宿主 齋藤治右衛門  
 宿主 門脇善助  
 宿主 矢口久左衛門  
 宿主 丸山金次郎  
 宿主 八木嘉右衛門  
 宿主 齋藤治郎右衛門  
 宿主 安孫子茂兵衛  
 宿主 成澤惣七  
 宿主 齋藤名左衛門  
 宿主 矢口權兵衛  
 宿主 加藤專助  
 宿主 歡喜寺  
 宿主 原田龜吉

第貳拾參號甲、三浦宮內十七等出仕上下九人  
 第貳拾貳號丙、大岡十等屬上下六人  
 第貳拾六號、平田陸軍大尉上下三人  
 第貳拾四號丙、小柴宮內十四等出仕上下拾人  
 第拾八號乙、岩佐侍醫上下五人  
 第貳拾參號、田中一等仕人上下八人  
 第貳拾貳號甲、小笠原宮內一等屬上下八人  
 第貳拾四號乙、山口馭者上下八人  
 號外壹號、印刷局上下三人  
 號外貳號、太政官車夫拾壹人  
 第貳拾壹號、小平宮內七等屬上下拾參人  
 第拾六號、兒玉宮內御用掛上下拾人  
 第拾壹號馬丁七人  
 第拾壹號乙、從者馬丁八人

宿主 齋藤權之助  
 宿主 矢口哲吉  
 宿主 志田喜與次  
 宿主 門脇善七  
 宿主 五十嵐市助  
 宿主 加藤市郎兵衛  
 宿主 成澤末吉  
 宿主 影山權平  
 宿主 八木平內  
 宿主 齋藤久右衛門  
 宿主 廣田五兵衛  
 宿主 門脇善右衛門  
 宿主 伊藤喜左衛門  
 宿主 八木馬之助

- 第拾壹號甲、立見歩兵少佐上下五人
- 第拾九號、山本宮内三等屬上下拾七人
- 第貳拾貳號乙、津田宮内六等屬上下七人
- 第貳拾號、伊澤宮内七等屬上下拾人
- 第貳拾貳號丁、有川一等仕人上下拾人
- 第拾七號乙丙、高辻侍從上下拾貳人
- 第拾貳號丙、石井二等仕人上下六人
- 第貳拾四號甲、川上宮内二等屬上下六人
- 第貳拾五號、雇馬丁三十九人

以上四十四軒

供奉諸員の宿舎を定むること各地概ね此の如し。然れども記録逸して今詳かならざるものあり、但しこれに據りてその狀況を類推するを得べし。

- 宿主 齋藤幾右衛門
- 宿主 八木藤五郎
- 宿主 川村五郎助
- 宿主 齋藤半藏
- 宿主 八本徳助
- 宿主 廣田文四郎
- 宿主 五十嵐佐太郎
- 宿主 渡邊佐五郎
- 宿主 歎喜寺及門脇大助

第三節 清川より鶴岡行在まで (第三日、九月廿四日)

晨朝微雨、御馬車に召して行在所御發轅、午前八時廿分狩川村見龍寺に憩はせたまふ。雨漸く霽れ、羽黒湯殿の諸峰、秀容明瑩、欣然として、鸞駕を迎へたてまつるに似たり。午前十時五分、藤島驛に着きたまひて東田川郡役所を御小休所と爲したまふ、樓上に玉座を設けり。

鹵簿、西田川郡界に臨ませたまへば、郡内學校生徒約五千人、校旗を建て、道の側に整列して拜し奉り吏員、縣會議員、神祝僧侶等及八十年以上の老人、其の他の人民奉迎する者雲の如し。鶴岡驛の東に赤川あり、此に架せる三河橋を渡りたまふ時、蹕を駐めたまひて、大寶寺村士族今野又八が魚を網するを覽そなはず。河畔に亦た御小休所を設けたれども、雨濕によりて憩はせたまはず、午前十一時鶴岡行在所に着きたまふ。行在所は西田川郡役所を以てこれに充て、正面の樓上に玉座を設け、御次の間に侍從長及侍從の席あり。階下は内廷課、供進所、近衛士官室、侍醫局、内匠課、御厩課、仕人控所等、左方の建物には調度課、御巡幸御用掛詰所あり又皇族、大臣、參議、勅任官、奏任官の室あり。次に圖するが如し。  
鍛冶町總穩寺を以て御立退所に充て、供奉官吏は民戸に分宿す。この地封建

の時左衛門尉酒井忠篤の治所にして、風俗敦朴、士馬精強、東北の雄藩を以て聞ゆ。今戸數三千七百餘戸、人口二萬二千百餘人、西田川中學校生徒七十四人、朝陽小學校兒童七百八十人、明倫小學校女兒二百五十人、茂脩小學校九十八人、苗秀小學校百餘人、大寶小學校九十九人、公署には郡役所、郵便局、警察署、電信局あり。

午膳を上る。御膳菜には西田川郡上清水村加藤吉十郎の上れるものを用ひ、御用鹽は鼠ヶ關村鶴岡製鹽社製、魚菜には今野又八赤川にて漁獲せる鯉、鮎、小波渡村の民献する所の甘鯛、鱸その他、車海老、鱒、唐瓜、鴨、小豆、菊の花を上る。

行在に於て舊藩主從四位酒井忠篤及從五位酒井忠實に謁を賜ひ、午後二時三十分、行在御出門、朝陽學校に臨幸あり。學務課屬、學務委員、教員及生徒等校門外に奉迎す。縣令階上なる便殿に先導し奉り、謹みて、本校教則、校則及教員生徒の祝詞三十章、職員名簿を奉呈す。少時御休憩の後、校内を御巡覽あらせたまひ、中庭にて生徒の體操を演ずるを覽そなはし、又廣間に臨御したまひて中學生松平久徳、小學生小林直生の二人が科業を講ずるを聞し召す。校内別に博物院を設けて地方の物産、書畫、寶器を陳列し、天覽に供ふ。又北物見所に御して鶴岡士





族中臺傳が東田川郡黒川山に放牧する牛群を御覽あり、中庭縁にて士族榊原十兵衛、管する所の鶴岡盛産社製絲就業の狀を覽そなはしぬ。かくて便殿に復御、午後三時五十分御發輦、公園地に幸す。公園は舊城址に在り。此處にて士族佐藤美任、桑島武邦等百廿四人が調馬擊劔を演ずるを覽そなはして御感あり。既にして還御。

公園内に庄内神社あり舊藩主酒井氏の祖宗三世を祀る、この日臨時祭を行ひ、神輿を昇き、弓銃刀槍列を成して舊侯の行列に擬し、行在の前に詣りて天覽に供へり。

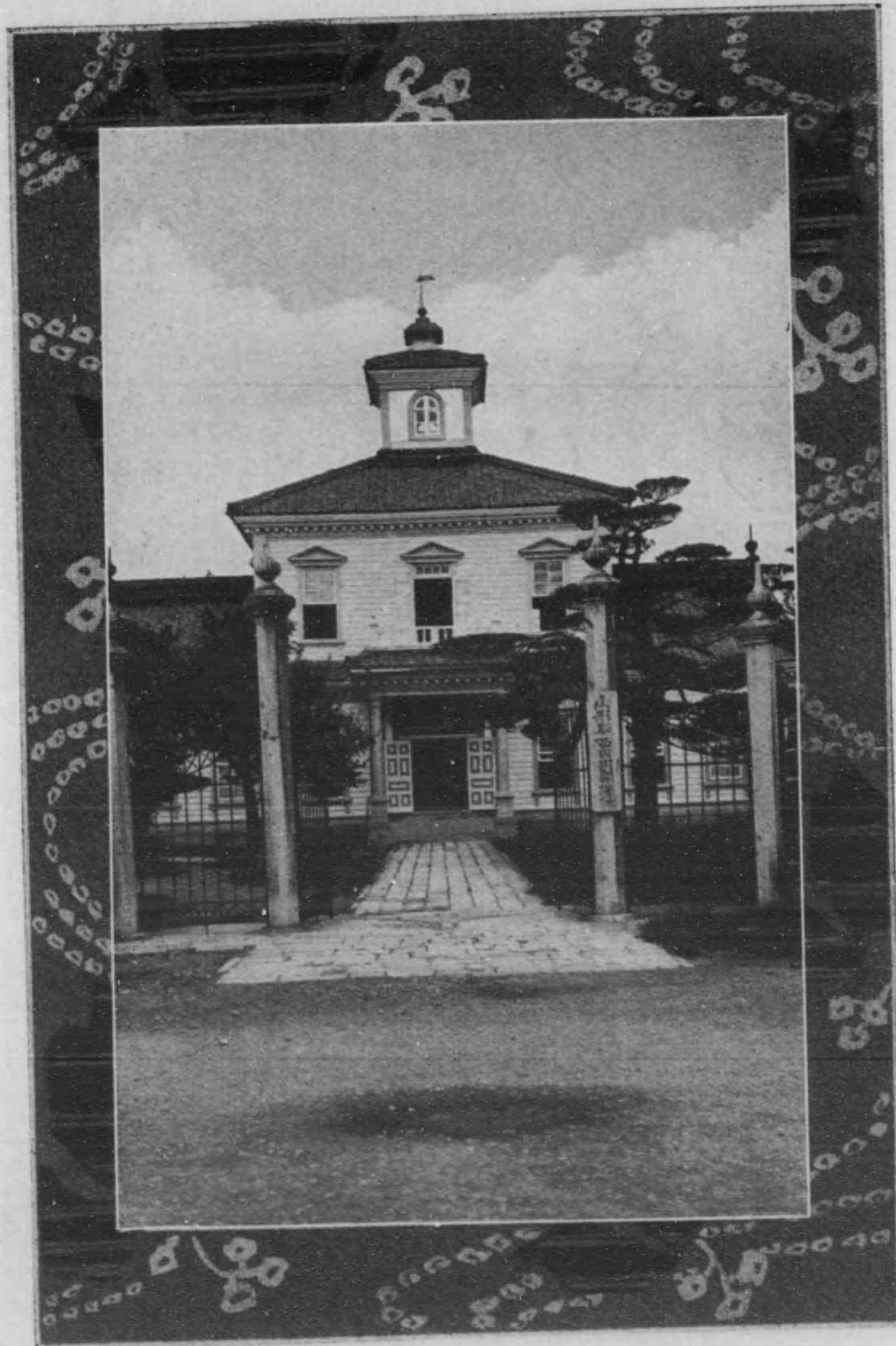
本郡の志士加藤正之等が古道を振起せんがために資金を醸集して新に神宮本部教會所を設けたるを聞き、めし、二品親王をして臨視せしめたまふ。參議大隈重信、大木喬任、内閣大書記官金井之恭等隨從す。

士族服部正樹等卅六名詩歌を上る。正樹皇學に達く詠歌を善くす。この時、また拾遺老のすさび八卷、後撰老のすさび七卷、古今老のすさび五卷を編して奉獻すと云、

聖駕を拜せんとして遠近より來り集れる士女其數幾萬なるを知らず。夜に  
迨び、全驛戸毎に球悉く紅燈を掲げ爛然として白晝の如く、この地無前の盛觀を  
呈せり。

第四節 鶴岡より酒田行在まで (第四日、九月廿五日)

天晴、この日舊藩士族が經營するところの松岡開墾場に臨御仰せ出さる。  
開墾場は後田林とも云ひ月山の東麓に在り。明治五年創設したるものにして  
の其廣さ百萬坪、廢藩の後士族商利を營むを屑とせず三千餘名協力して木を伐  
り、荆を刈り、墾闢せしものに係る。將に御發轅あらんとして龍體御不豫なり。  
連日山坂を渡御あらせたまひ、加ふるに冷風陰雨妨を爲しければなるべし。恐  
多き極にこそ。乃ち二品親王に御代巡を命じたまふ。親王直ちに御馬車にて  
發せらる。參議大隈重信先發し、參議大木喬任、宮内大輔杉孫七郎、侍從東園基愛、  
一等編修官川田剛等從ふ。郊外菅川原御召換所にて乘馬したまひ、赤川に架せ  
る百廿一間の船橋を御渡の後、復た御馬車に召し南行一里餘、午前九時十分松岡



御泊行在所(西田川郡役所)

に着せらる。開墾場士族五百餘人、草鞋を穿き、農具を執り、門前に羅列奉迎す。

場内の御小休所は構造古樸、傳へて加藤忠廣の舊宅なりと云ふ。

社長松平親懷、同社にて製造せる生絲、真綿、繭並に場内各所の寫眞、全場繪圖を奉呈す。其の産業に力を致せる功を賞して金五百圓を賜ふ。乃ち場内を巡り遠見所に登りたまひて開墾せる桑田を御覽あり。又養蠶室に臨みて蠶兒飼養の實況等御下問あり、午前十一時開墾場を出でて鶴岡に還りたまふ。

午後一時卅分、車駕行在を發して、飽海郡へ御巡幸あらせたまふ、御馬車に召す。奉送人、道路に充滿すること昨日奉迎の時に異らず。

御發轎前、行在にて謁を賜ひ奉拜を許されたる者左の如し

- 少教正 照井 長柄
- 權少教正 小村 隣
- 權少教正 常世 長胤
- 勳六等正八位 加藤 景重
- 勳七等 田邊 興詩



同 富 樫 庶 友

以下廿五名

車駕大泉橋を渡り、大寶寺村を過ぎ、東田川郡横山村に着きたまひて、菅原美繼が宅に御小休あり。酒井忠篤、酒井忠實、奉送して此の處に抵る。午後二時十分、押切新田村御小休所に着きたまふ。加藤安興、其の製造せる繭絲を陳列し、又牧養する所の馬牛數頭を、天覽に入れ奉り、牛乳を搾りて供奉の諸員に獻せり。安興夫妻、多年その力を農事に竭して、里中を風化し、又御巡幸につきて、自費を以て玉座及供奉官休息所等を新造す。木盃竝に金を下し賜ひ。左大臣親王又その家に臨みて、親しく篤志を褒したまひぬ。

押切新田村より二里六町、新堀村に抵りたまひて、加藤勘左衛門が家に御小休あり。午後四時、最上川の中洲なる小牧村御召換所に着きたまふ。

最上河この處に至りて、其の幅三丁二十間、架橋の設なし。依て豫め船貳拾九艘を備へ、一艘を御坐船とし、三艘は御車を渡すに用ひ、五艘は近衛騎兵の馬を載せ、拾艘には供奉諸員を載せ、他の拾艘は御荷物を積むに備ふ。時に霖雨の餘、河

水方に漲りて、流勢箭の如く、棹を用ふべからず、紐を兩處に張る、一は御舟を渡すところ、他の一は縣吏等往復のところとす、舟子數人、船首に在りて紐を繰り以て流を横切る、飛沫舷に迸りて崩雪の如し。主上、御板輿に御して御召換所を出させたまひ、河を渡りて前岸なる字南五丁野の御小休所に着きたまふ時に、午後五時三十分なり。飽海郡の民、大引綱をなして、天覽に供す。大宮村の東河原に於て、絶えず煙火をうち揚げ、郡長、郡吏、町村、戸長、用掛等及學校生徒數千人、校旗を翻へし、道路の側に奉迎せり。御小休所より復た馬車に召し、午後六時二十分、酒田港行在所に着きたまふ。行在は本町六丁目渡部作左衛門が家なり。新井田橋の傍なる同人出張所を以て非常御立退所に充つ。行在の圖別に記すとこの如し。

作左衛門は東田川郡田谷村の平民にして、酒田に米廩を置き、商店を設く。奉公の念厚く、任侠を好み、數財を散じて窮を救ひ、その名譽四方に著はる。御巡幸のこと定まるに及びて、私財を以て、行在を營築し、その構造輪奐の美を盡し、樓上欄外には庭園を作りて、花卉を植うるなど、奇巧を凝せり。去年駿馬壹頭を朝

延に獻じ、この時また 行在所となれるを以て大に之を榮とし、更に駿馬二頭を上る。仍て銀盃竝に金帛を賜ひてその篤志を賞したまひ、左大臣親王特に賞狀を降したまふ。

渡邊 作左衛門

其方義心ヲ有益ノ事業ニ盡シ其功績不尠候段奇特ノ事ニ候尙將來倍可致勉勵候事

明治十四年九月二十六日

左大臣 熾仁親王

行在の略圖を左に寫す

玉座は樓上に在りて十五疊、御次の間十二疊、侍從長侍從の室を隔て、別に十五疊の御座の間、十八疊の御次間を設け、皇族、大臣、勅任官、奏任官の室みな階下に在り。土藏すべて八棟、その一を以て御用物置場に充てたり。

御巡幸用掛の縣吏は出張所を本町本間金助宅に設く。

當時酒田港戸數三千六百二十一戸、人口九千八十、公立酒田中學校生徒三十一人、琢成小學校兒童千五人、飽海郡役所、酒田警察署、福島裁判所支廳、郵便局、郵便汽



船三菱會社新潟支社出張所、監獄支署あり。街衢井然、人煙頗る殷賑。最上川を  
 の南西を繞り、西に海を控へ、眺矚豁然として絶佳の地たり。

前日來賜ふ所

- |        |            |               |
|--------|------------|---------------|
| 一金參拾圓  | 御小休所       | 東田川郡役所        |
| 一金貳圓   | 御厩課        | 藤島村 今野林太      |
| 一金貳圓   | 騎兵休所       | 藤島村 富樫周一郎     |
| 一金五拾錢  | 御膳水御用      | 同村 大洞寺        |
| 一金參百圓  | 鶴岡行在所修繕人   | 風間幸右衛門外二百七十二名 |
| 一金百圓   | 行在所        | 西田川郡役所        |
| 一金七拾五圓 | 三川橋御小休所修繕人 | 風間幸右衛門外二百七十二名 |
| 一金貳拾五圓 | 鶴岡公園地      |               |
| 一金貳圓   | 御膳水御用      | 鶴岡 鶴泉社        |
| 一金五拾錢  | 御膳水御用      | 大寶寺村安比子仁助     |
| 一金百圓   | 赤川船橋架設につき  |               |



- 一金百四拾圓 西田川郡戰死者遺族二十八人
- 一金貳拾五圓 鶴岡公園地にて擊劍競馬行ひし者一同
- 一金五百圓 松岡開墾者一同
- 一金七圓 西田川郡長郡書記十四人
- 一金壹圓七拾五錢 同郡役所筆生七人
- 一金拾圓七拾五錢 西田川郡戸長四十三人
- 一金參拾圓 八十年以上老人百四十八人
- 一金貳拾五圓 鶴岡士族榊原十兵衛管理鶴岡盛産社紅女
- 一金貳拾參圓五拾錢 朝陽學校教員四十七人
- 一金壹圓五拾錢 同校中學生 松平久徳
- 一金壹圓 同校小學生 小林直生
- 一金參圓 非常御立退場
- 一金參拾圓 御小休所
- 一金貳圓 御厩課
- 總 稔 寺
- 横山村 菅原美繼
- 同 村 荒田喜右衛門

- 一金貳圓 騎兵休所
- 一金七拾圓 御小休所
- 一金五拾圓 陳列品の内御用相成候に付下賜はる同人
- 一金五拾錢 御膳水御用
- 猪子村 洞 泉 寺
- 宮内省御買上品目
- 一綾織 二疋 此代金貳拾八圓五十錢 鶴岡一日市町齋藤安右衛門製
- 一花紋燭 參拾貳挺 此代金貳圓九拾九錢 同上肴 町皆川重兵衛製
- 一時計紐 貳筋 此代八拾錢 同 與力町 中野作藏製
- 一菓子きみすし 五拾箇 此代金壹圓六拾貳錢 同 七日町 笹原清七製
- 一茶玉露 三斤 此代六圓 同 五日町 開明社製

第五節 酒田より清川行在まで (第十五日、九月)

薄陰午前九時三十分 車駕福島裁判所酒田支廳に臨御したまふ。判事鶴峯申敬、官員名簿、訟獄一覽を上る。廳内御巡覽。次ぎて、琢成學校に幸す。教員生

徒等、門外に奉迎すること朝陽學校の例の如し。三島縣令先導したてまつりて三層樓上の便殿に御し、やがて講堂に臨ませたまふ。中學校一等助教諭成富一郎教員總代として祝文を上り、生徒松田宇之吉は通鑑學要巡狩方嶽の章を、小學校兒童風間彦五郎は智氏家訓修身の章を講ず。畢りて各教場及物産古器陳列室を御巡覽あり、午前十時廿分還御あらせたまふ。

行在に於て特に鶴岡士族松平親懷に謁を賜ひ、松嶺町平民勳八等富樫吉五郎、山元村平民勳八等阿部仁八及渡部作左衛門に奉拜を容せたまふ。

午後一時十分、行在御發輦五丁野御召換所に憩はせたまひ、將に最上川を渡りたまはんとす。人民烟火を揚ぐることに奉迎の時の如し。松嶺町の者三拾名、御召換所の東北の地に於て倭杖の伎を奏す。天顔麗しくうち笑ませ覽そなてはせたまへりとぞ。午後二時、復た御板輿に御して川を渡り、新堀村加藤勘右衛門が宅に着かせたまふ。こゝにて御馬車に召換へられ、二時四十分御發輦、午後三時三十分余目村御着、佐藤善治が家に御小休あり。その陳列する藍靛、生糸、茶等を御覽せらる。齋藤良輔、佐藤清三郎等、村端、谷地田と云ふ處にて稻を獲るの

狀を 天覽に供へければ、蹕を駐めさせたまひぬ。

午後三時、廻館村に着御。相馬繁が宅に御小休ありて、その收穫せる米穀、葡萄を覽そなはせらる。既にして狩川村見龍寺に御着輦、是れ二日前御小休ありし所なり。狩川より一里餘、午後五時清川村行在に着きたまふ。湯殿山の西麓に當りて、黒川村あり、明神社の神事に用ふる古式の猿樂を傳ふ、村人沖山正常等行在に詣り、其の伎を奏して 天覽に供す。行在内にまた古書畫、寫眞、及産物を陳ず、御買上品若干あり。この日、前日来、御通輦ありたる處の御小休所等に恩賜次の如し。

- |        |       |     |       |
|--------|-------|-----|-------|
| 一金參拾圓  | 御小休所  | 狩川村 | 見龍寺   |
| 一金參拾五圓 |       | 同所  | 修繕の人民 |
| 一金壹圓   | 御膳水御用 | 同村  | 晋成小學校 |
| 一金參拾圓  | 御小休所  | 廻館村 | 相馬繁   |
| 一金貳圓   | 御厩課   | 同村  | 押切今藏  |

一金貳圓	騎兵休所	同村	佐藤彦右衛門
御紋付三組木盃	御小休所	余目村	佐藤善治
金五拾圓	御厩課	同村	佐藤幸左衛門
金貳圓	騎兵休所	同村	佐藤徳右衛門
金貳圓	兩度御小休所	新堀村	加藤勘右衛門
御紋付三組木盃	兩度御厩課並に騎兵休所	同村	慶全寺
金七圓	御膳水御用	同村	齋藤文之助
金壹圓	行在所	酒田港	渡部作左衛門
御紋付三組銀盃	駿馬献上したるを以て特賜		
紅白縮緬三疋	非常御立退場	酒田字片町	渡部作左衛門控邸
純子貳本	<small>御野立場及御召換所を建設し且つ漁魚等献上したるを以て</small>		飽海郡有志者
金參圓		琢成學校教員一同	
金百五拾圓		同中學校生徒	松田卯之吉
金拾五圓五拾錢			
金壹圓五拾錢			

一金壹圓	同小學校生徒	風間彦五郎
一金七圓五拾錢	飽海郡長郡書記	拾五人
一金壹圓	同郡役所筆生	四人
一金拾四圓	同	戸長五拾六人
一金四拾七圓五拾錢	同郡八十年以上老人	百九十一人
宮内省御買上品		
一上山添村產白葡萄	此代金壹圓八拾錢	
一立谷澤川砂金		
一東田川郡内農事景況寫真十二枚		
一木刻蛇籠置物	豐榮村	日向三右工門

第六節 清川より新庄まで (第六日、九月廿七日)

微雨午前七時廿分 板輿に御して清川行在を發したまふ。東田川郡内の吏民境上に奉送し、後年又駐輦碑を藤島村郡役所庭内に建て、光榮を記せり。

午前八時、草薙村石塚長次郎が家に御小休あり。午前十時卅分、古口村に着かせ給ひて小林治橋が家に慰はせ給ひ、銀盃竝に金を下し賜ふ。本合海の浮橋を渡りたまひて、齋藤與右工門に慰はせたまふこと前次の如く、午後三時十分新庄驛に御着輦あり。戊辰の役、新庄藩主に従つて忠戦し、賞典祿を賜はりたる隊長等に拜謁を許さる。則ち行在所門内に整列して奉拜の榮を得たる者左の如し。

小山下枝 井關正邦 兒玉金兵衛 長野忠謨  
常葉政記 北條敏枝 鈴木志兵 戸澤小忠太  
杉山十兵衛 益田外練 馬場五郎右工門

藩士中島十藏等九十餘人、槍劍柔術を演じて、天覽に供へ、驛民また物産陳列場を設く。其の志を賞して藩士に金を賜ひ産業發達を御悦ありて物品御買上あり、又郡長以下に酒饌を賜ひ、人民八十年以上の者に金を賜ふ。

恩賜を左に録す  
一 御紋付三組木盃 行在所修繕に付  
一 白羽二重 壹疋  
一 金五拾圓

豐榮村 日向三右衛門

一金百圓 行在所  
一金貳圓 御膳水御用  
一金四圓 御板輿置物  
一金貳百圓 行在所其他ヲ修繕致候ニ付  
一金五拾圓  
一金五圓 御小休所  
御紋付木盃 御奉員休所  
金五拾圓 供奉員休所  
金七圓 御厩課休所  
金四圓 騎兵休所  
金四圓 兩度御晝行在所  
御紋付三組銀盃 御膳水御用  
金百圓 御小休所  
金壹圓  
御紋付三組木盃

清川村 學校  
清川村 共有井  
同村 齋藤仁助  
東田川郡有志者一四同  
新堀村 御召換所  
黒川郷 能役者  
清川村 非常御立退場  
草薙村 石塚長次郎  
同村 加藤祐貞  
同村 小屋清四郎  
同村 石川政信  
古口村 小林治橋  
同村 早坂雄吉  
本合海村 齋藤與右工門

一金四圓	御厩課	同村	中村小平治
一金四圓	騎兵休所	同村	齊藤定吉
一金壹圓	御膳水御用	同村	八向榮
一金百圓	行在所	最上郡	役所
一金參百圓	行在所修繕に付	最上郡	有志人民
一金五圓	非常御立退場	大江	亮音
一金壹圓七拾五錢		最上郡	長郡書記拾名
一金拾圓貳拾五錢		同郡	役所筆生
一金參拾壹圓		同郡	內戸長四拾壹名
一金四圓	御板輿置場	八十年以上	百廿四名
一金貳圓	御膳水御用	新庄驛	戸澤保
一金參圓	御用物置場	同	戸澤正時
一金貳拾五圓		同	小學校
		擊劍槍術柔術	有志者

宮内省御買上品

一大八ッ橋織	壹疋	一畝織	四疋
一八ッ橋織	貳疋	一合杉織	貳疋
一斜子織	貳疋	一綾織	壹疋
一武田菱織	壹疋	一花菱織	壹疋
一縞トロメン織	壹疋	一星斜子織	壹疋

以上新庄驛物産

第七節 新庄より楯岡行在まで (第七日、九月廿八日)

晴朗、午前七時十分 行在御發輦。鹵簿新田川を過ぎて山路に入る、坂多し。内南澤坂、庚申坂、堂澤坂を越えたまひて、舟形町村字四ッ屋坂上なる細梅九左衛門が開墾場に臨御したまふ、残暑強し。九左衛門その地産する所の西瓜を上りぬ。九左衛門の養子を寛六と曰ふ。明治十二年東京駒場農學校を卒業す、心を農事に勵まし、九左衛門に勧め官に請うて、舟形町村官有原野を拂下げ、實兄原田

吉右衛門と力を協せて、開墾事業を起し、泰西の學理を引證し新方法を公衆に示し、以て農事の改良進歩を圖れり。其行を嘉したまひて木盃竝に金帛を賜ふ。廿一町にして舟形町村字朝日澤に御召換所あり。此より一路紆曲して登る。土緒く樹稀なり、これを猿羽根峠と云ふ、御板輿に召して渡御したまふ。陟降一里十五町巔に地藏堂ありて、これを最上、北村山二郡の界と爲す。古道は極めて險岨にして春の初、融雪崩れ落ち、旅客往々壓死の慘ありしかば、二郡の民これを慨き、明治十年新道開鑿の事を勸め、凡そ五箇月にして成る。これよりして行旅、便を得るに至れり。其の工費蓋し一萬六千五百圓悉く人民の醵集に成りて、毫も官給を仰がず、縣令三島通庸、その舉を賞し、この次、從駕の文學川田剛に請ひて、碑銘を撰し、その美を傳ふ。

此の山は最上川の北岸に壁立し、長江逶迤として麓を遶り、月山葉山の凝翠を掬すべく、風景甚だ佳なり。頂上の御野立所に蹕を駐めたまへり、御野立所は湯澤村民海老名徳太郎等十六名、金を獻して修築せるものなり。北村山郡長中山高明以下吏員學校生徒等數千人、郡界に建設せる奉迎門の傍に列して奉拜

す。

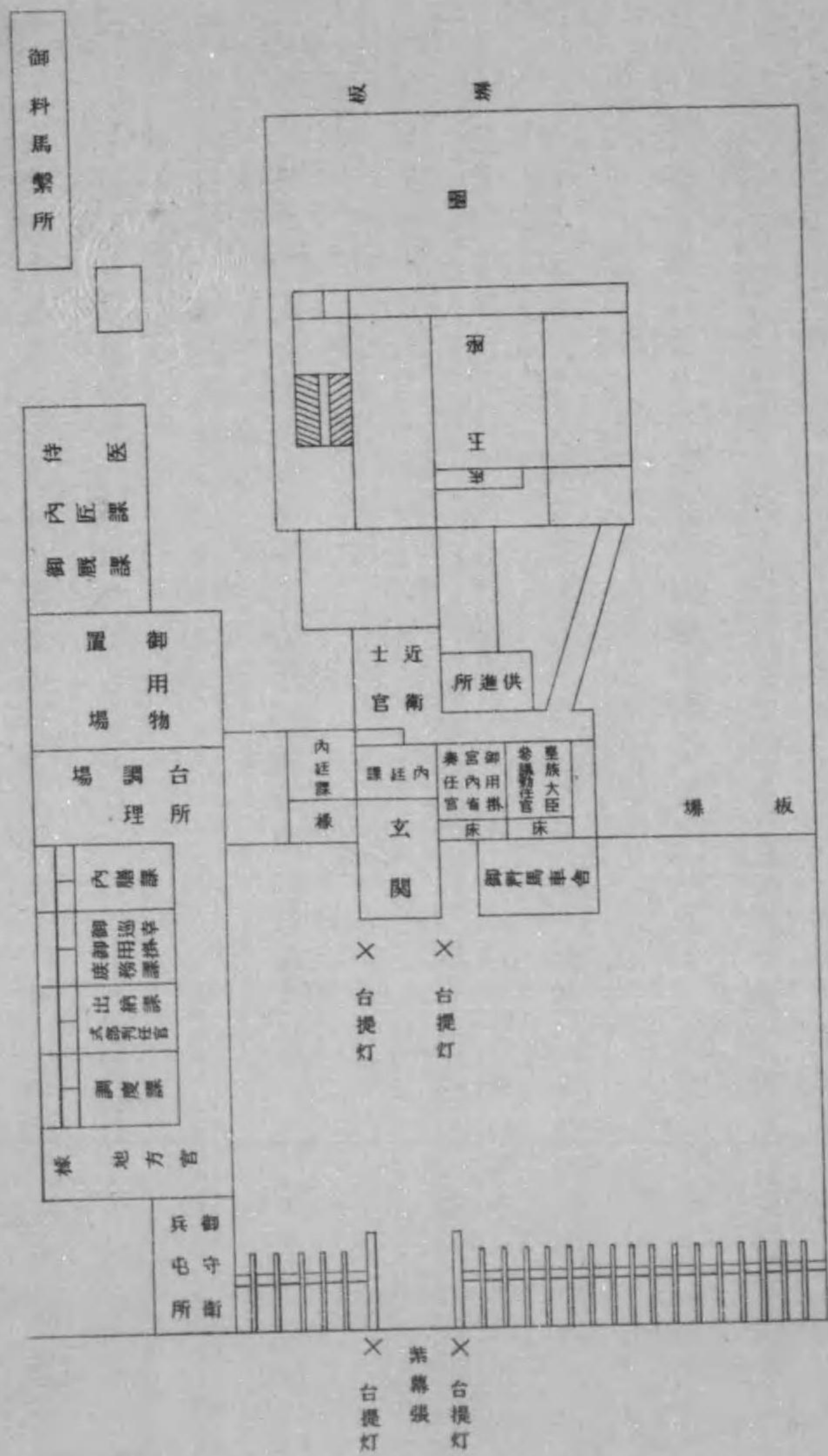
猿羽根峠を降りたまひて、名木澤村字下原に御召換所に著御、佐藤理吉費を獻じて修築し奉れるところ、其の志を嘉して金帛を賜ふ。ここより馬車に召させたまひ、上原にて御小休あり、この地最上川に臨み、風致殊に愛すべし、名木澤村民井刈徳次郎等數十名、船を泛べ、香魚を網して、叡覽に供せり、尾花澤村の民、青木勘兵衛等數名、たま紅餅を製して從官に供す、竝に金を賜ふ。

車駕、萩袋村に至らせたまひて、擴業社開墾場に臨みたまふ。擴業社は尾花澤、長瀨、林崎、東根諸村の民、團結して開墾を營めるものなり。この日、鋤を把りて耕作するもの數百人以て、天覽に供し、また牛群三百頭を列す。土生田村の民、平山慶次郎が牧畜せる所なり。初め地方の民多く、牧牛の方を知らず、慶次郎首としてこの業を興しければ、縣費四千圓を貸してこれを助く、是より漸く盛に行はるゝに至れり。また、御野立所の傍に化石二株を植て、天覽に入れ奉る、其の高さ各々壹丈五尺餘、徑五尺許、もと尾花澤村の東三里なる丹生川の水底に埋没せしものなりしが、人民ここに運び移ししなり、是を運ぶに役夫四千餘人を要せりと

云ふ、その重きこと推知すべし。

北村山郡の地、もと荒穢多く人之を顧みずして狐兔の棲に委す。東根村の民、板垣董五郎之を慨き、自費數千圓を投じて新田を開拓し、明治九年以來、本縣また大に勸業を務めしかば、各地協同して漸く墾闢に就くに至りぬ。董五郎夙に志を殖産に專にし、赤誠事を計り、輿望を負ひ公衆を利せしこと、一二にして止まらず。此の月二十六日、内務卿松方正義その新開地を巡視し、廿九日、左大臣親王、橋岡驛より御代巡ありて御満足に思召す旨の令旨を賜ひ、更に十月四日、金員を賞與し賜ふ。

午前十一時五十分、車駕、尾花澤村柴崎彌左衛門が家に著きたまふ。彌左衛門、大に其の家を修造し以て御用に供し、奉迎門を建て、國旗、球燈を掲げて裝飾を盡くせり、此にて御晝餐を召させらる。御食後古書畫及人麿の石碑等を、天覽に供し、大切に保存すべき旨、仰言を賜ふ。彌左衛門感激して、歌を上り、また自製の生絲、及香魚數十尾を獻じぬ。銀盃竝に金を賜うて其の志を賞したまふ。午後二時十五分、土生田村平山慶次郎が家に御小休あり、木盃竝に金を賜ふ。



土生田村の東三里に玉野原あり、古史に其の名見はる、曠莫たる原野なり。林崎村民竹村仙次郎墾闢し、生田十兵衛大に疏水に努めしを聞召し、參議大隈重信を御代巡として開墾場を巡視せしめ、其の殖産に力を致すを賞して金を賜へり。午後四時三十分 車駕、楯岡驛に蹕を駐めたまふ。行在所は笹原茂右衛門が家なり。非常御立退所を喜早伊右衛門の家に定む。

有栖川左大臣親王、楯岡學校を巡視したまふ。楯岡は北村山郡治の地にして驛内當時の民戸八百六戸、人口四千九十餘人、小學校兒童四百餘人。驛民歡喜し烟火數十を揚げて 臨幸を慶し、火光爛として行在に達す、夜雨ふる、この日輦道九里十五丁。恩賜左の如し。

- |           |                |             |
|-----------|----------------|-------------|
| 一 奈良晒布 壹疋 | 名木澤字下原御召換所修築に付 | 佐藤 理 吉      |
| 一 金貳拾圓    |                |             |
| 一 御紋付三組銀盃 | 御晝行在所          | 尾花澤村 柴崎彌左衛門 |
| 一 金五拾圓    |                | 土生田村 平山慶次郎  |
| 一 御紋付三組木盃 | 御小休所           |             |
| 一 金參拾圓    |                | 同 村 八鍬治郎兵衛  |
| 一 金四圓     | 御既課並に騎兵休所      |             |



一金五拾錢	御膳水御用	同	村	共	同	井
一金百圓	御小休所新築につき	名木澤村	青木勘兵衛	井	劉徳次郎	等
一金五拾錢	御膳水御用	同	村	共	同	井
一金參拾圓	御召換所建築	同	村	武田勇藏	外五名	
一金五拾錢	御膳水御用	同	村	大沼	久	藏
一金七拾五圓	猿羽根峠御野立所修築	湯野澤村	海老名徳太郎	外五名		
御紋付三組木盃		舟形町村	細梅九左衛門			
白羽二重 貳疋		同	同			
一金五拾錢	御膳水御用	同	同			

第八節 楯岡より山形行在まで (第八日、九月廿七日)

晨朝雨ふる。車駕、溜井に幸したまふ。溜井は楯岡驛の東四町、字東澤に在り。東西千間、南北百五十間、深さ三丈に達す。喜早伊右衛門が營める所なり。伊右衛門は驛の富民にして頗る公益の心、義侠の念に篤し。この地の水利に乏

しく、少しく早すれば田疇忽ち龜坼するを慨き、衆の患害を救はんと志し、明治九年九月、自から資を捐て、起工し、終に克く功を奏す。費す所の金一萬一千圓に及べりとぞ。これよりまた早魃の虞を知らず、其利、七村を澤す。時恰も秋稼黄雲の如し。主上、池亭の欄に倚りて、これを眺望したまひ、殊に喜色あらせたまふ。村民角觥戲をなし、葺を山に採り、魚を池に網して御覽に供し、また間口六間、奥行三間半の屋舎を營み、郡内の農産製品を陳列す。伊右衛門に木盃及金五拾圓を賜ひ、左大臣親王、特に褒狀を賜ふ。

喜早伊右衛門

其方儀溜池ヲ築立シ近傍數箇村ノ耕地ニ灌漑シ長く早損ヲ免レシムル段奇特ノ事ニ候尙將來倍可致勉勵事

明治十四年十月一日

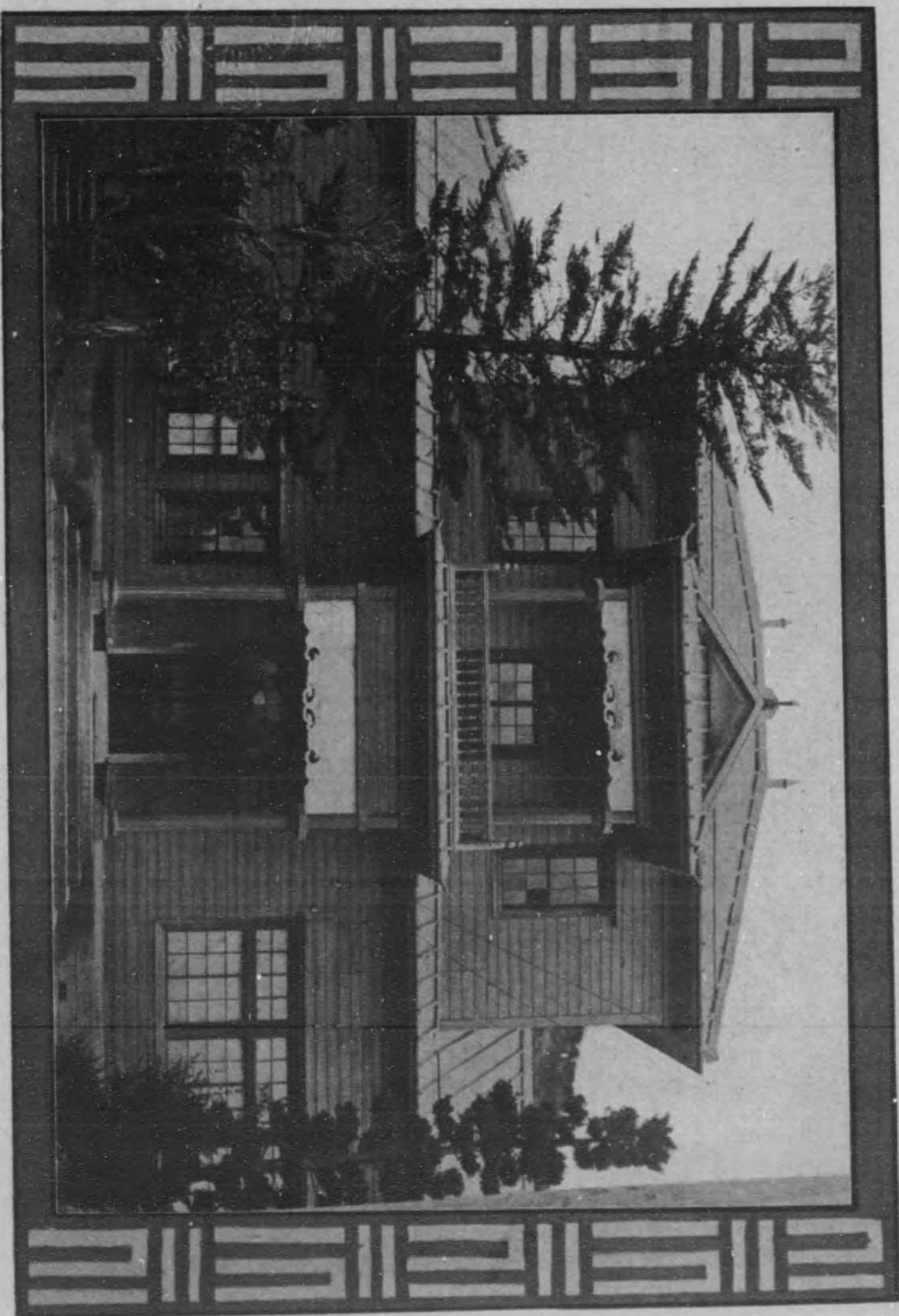
左大臣 熾仁親王

雲散じ雨歇む午前八時、御轎を回らし宮崎村を過ぎたまふ。沿道凡十町許の田に於て、農民四百名、稻を刈りて、御覽に供ふ。

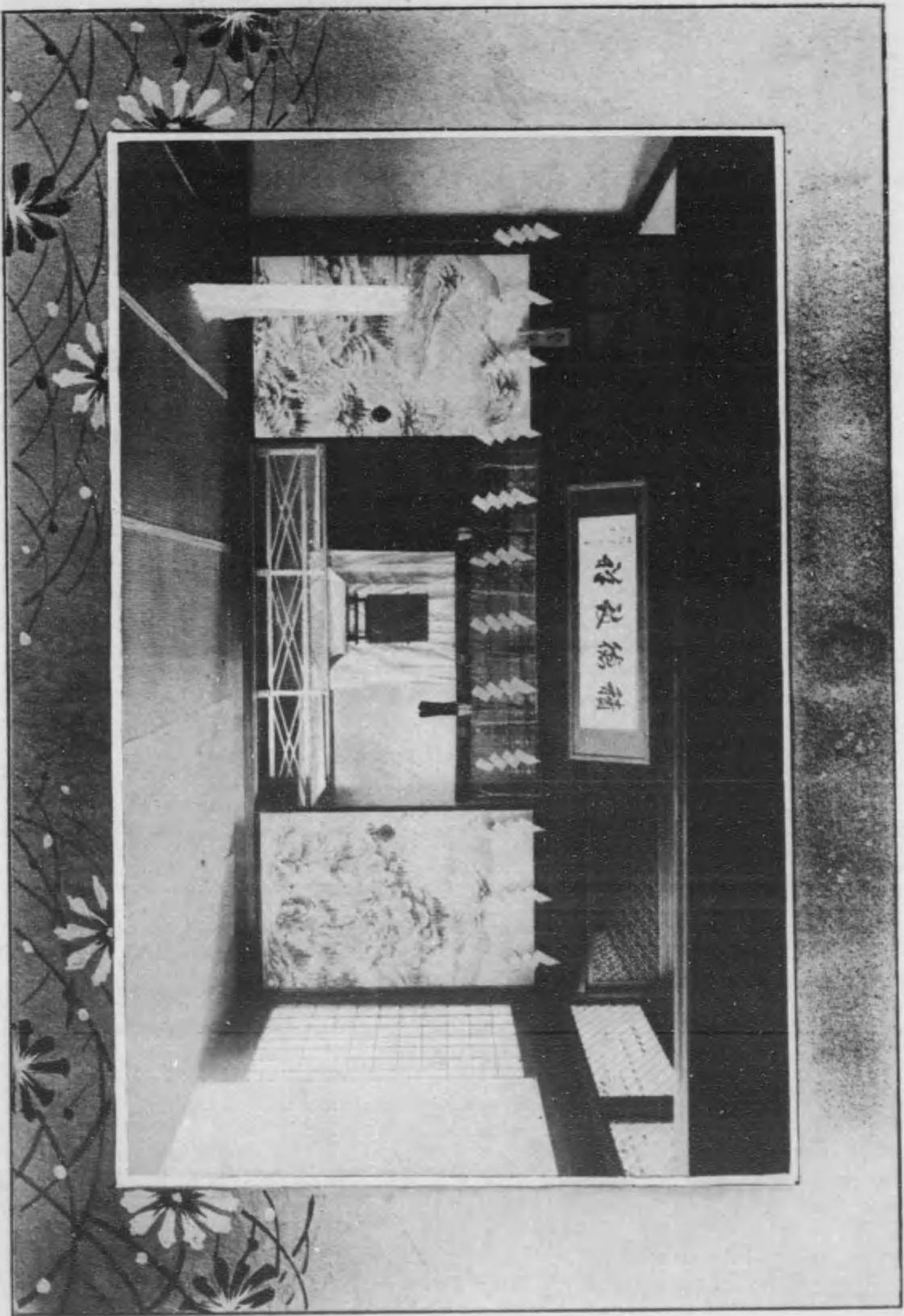
午前九時、神町村小學校に御小休あり。村民日野久治郎が自費を以て同所を修築せるを褒して金員を賜へり。車駕、亂川橋を渡り、東村山郡に臨みたまへば、東村山郡長、郡吏、町村長、學務委員、學校生徒等盡く郡界に奉迎す。

午前十一時、天童驛なる東村山郡役所に著きたまひ、これを御畫行在所とす。天童はもと兵部少輔、織田信學の封土たり、戊辰の役、藩主信學、奥羽征討先導の命を奉じ、王事に勤め、戰敗れて、城廓悉く兵燹に燼す。藩老吉田大八守隆、慷慨自かから敵營に赴き、大義順逆を主張して、毅然として屈せず、終に從容屠腹せり。主上、その忠死を敬聞ありて之を憐ませたまひ、遺族に祭料金拾五圓を賜ひ、またその自書せる絶命の詩を徴して覽せたまふ。守隆が長男雄夫、この時、東京に遊學せるを以て、次男逸瀨を山形行在に召して謁を賜ひぬ。城山に招魂社ありて、戊辰役の戦死者十四名を祀る、又これに幣を賜ふ。舊藩士族高橋徳翁等、擊劍を試み、郡民煙火戲を奏し、また農産古書畫、珍器を陳列して、天覽に供ふ。驛民佐藤彌門、鯉大さ貳尺有餘のもの三尾を上る。

午後一時、御發輦、同二時、漆山村半澤久三郎が宅に御小休あり。久三郎はこ



(所役郡山村東) 所在行畫御



御 小 休 所 (山、澤中、澤内)

の地の豪農にして、家また藏書に富み、この時珍籍書畫を陳ねて、天覽に供へ、また庭内に、水田を作りて插秧の狀を爲す。銀盃並金帛を賜ひて特志を褒賞したまへり。當年の玉座は今なほ其位を改めず、御眞影を安置し、祝日毎に一族子孫跪拜し、禮敬を致すと云。同村那須彌八、心を學事に寄せ、七浦小學校新築の工を董し、此の時、方に落成せるを以て御台臨を請ふ。依て其の請を容れたまひて左大臣親王御巡覽あり。

此日北白川宮能久親王は勅を奉じて、西村山郡に入らせられ。參議大木喬任侍従北條氏恭等隨從す。最上河を渡れば西村山郡境、日田村なり。郡長藤田健先導したてまつり正午、寒河江驛なる郡役所に着したまふ。郡長乃ち郡内統計表、勸業篤志者笹島長右衛門等五名の事蹟調書を進呈し、且つ郡治上諸般の景況を具上す。仍て郡吏執務の狀、及び陳列するところの郡内産物を台覽あり。午後一時、御旅館、中村周治が家に憩はせられ、午後三時、御發車、郡長奉送して山形に至りぬ。參議大隈重信は、關山新道に御代巡を命せられたり。

車駕、漆山村御小休所を發し、七浦村を過ぎ、千歳橋を渡らせたまふ。警部先驅